

令和8年度

事業計画書

社会福祉法人 **さいたま市社会福祉事業団**

シンボルマーク



3つの形は「人」を表しています。

3人の「人」が、寄り添い、暖かく包み込むようすをかたどり、協力と調和、互いに支え合うことを表現し、同時に、未来へのはばたきも表しています。

基調の緑は、やさしさと柔らかさ、自然の豊かさをイメージしています。

スローガン

『あなたの笑顔、みんなのしあわせ』

平成 17 年 7 月 21 日制定

平成 28 年 3 月 24 日改訂

経営理念

私たちは、
だれもがその人らしい生活が送れ、
ともに支えあう、豊かな社会づくりに貢献します。

経営基本方針

平成 17 年 7 月 21 日制定

平成 28 年 3 月 24 日改訂

経営理念を実現するため、次のことを実践します。

1 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。

だれもが人として尊重され、その人らしい主体的な生活が送れるよう努めます。そして、地域の中で安心して暮らし続けられるよう支援します。

2 「共に支えあう社会づくり」を目指します。

地域と共に生きることを目指し、住民相互の交流を促進します。また、ネットワークを活用し、地域の福祉力の向上に貢献します。

3 期待されるサービスを追求します。

ニーズに沿ったサービスの提供に努めるとともに、地域のセーフティネットとしての機能を果たします。また、時代を捉えた新たなサービスの創造に努めます。

4 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。

専門的な知識・技術に加えて、高い倫理観、深い人間観を持った職員を育成します。また、福祉人材の育成を積極的に支援します。

5 社会的責任を果たすと同時に、自立的経営基盤の確立を目指します。

社会規範・法令の遵守、経営の公開性・透明性の確保に努めます。また、経営の安定化・持続化を図るとともに、効果的・効率的な経営を促進し、自立性を高めます。

はじめに

本事業計画書（以下「本計画」という。）は、さいたま市社会福祉事業団が適正な運営と経営理念の実現のために、各施設を中心とした部門別（112施設143事業（指定管理施設104））で構成した、令和8年度の計画である。

本年度は、指定管理者として運営する施設の受託期間（5年）の2～3年目にあたることから、原則としてこれまでの方針を継続しつつ、指定管理事業計画書（施設、事業ごとに策定した指定管理期間中の計画）に基づいた一年間の具体的計画として構成し本計画を作成した。

また、これまで推進してきた「経営基本計画」及び「経営実施計画」が令和7年度に10年間の計画期間を終了し、これまでの計画趣旨を継承するとともに「経営健全化計画」と連動する「さいたま市社会福祉事業団中長期計画（令和8年度～令和10年度）」（以下、「中長期計画」という。）の初年度にあたり、「サービス向上と業務改善」、「人事制度の改善」、「DX活用による業務の効率化」を計画の柱として、法人が一丸となり取組を推進する。

本計画では、施設、事業ごとに「中長期計画」に基づく具体的な取組を重点取組項目として掲げ、より一層の利用者サービスの拡充と法人経営の安定化を目指し、本年度の事業をすすめていく。

目 次

| | | |
|-------|-------------------|-----|
| I | 事業団全体としての取組 | P 1 |
| II | 部門別 | P 2 |
| | さいたま市社会福祉事業団施設一覧表 | P 2 |
| [1] | 事業団事務局 | P 6 |
| [2] | 老人福祉施設グリーンヒルうらわ | P 9 |
| [3] | 老人福祉センター | P12 |
| [4] | 老人憩いの家 | P19 |
| [5] | 大崎むつみの里 | P24 |
| [6] | 障害者福祉施設春光園 | P30 |
| [7] | 槻の木 | P36 |
| [8] | 日進職業センター | P40 |
| [9] | かやの木 | P44 |
| [10] | 障害者福祉施設みのり園 | P47 |
| [11] | 大砂土障害者デイサービスセンター | P52 |
| [12] | みずき園 | P56 |
| [13] | さくら草学園 | P59 |
| [14] | 杉の子園 | P63 |
| [15] | 療育センターさくら草 | P66 |
| [16] | はるの園 | P70 |
| [17] | 母子生活支援施設けやき荘 | P74 |
| [18] | 児童センター | P77 |
| [19] | 放課後児童クラブ | P90 |
| [20] | 放課後子ども居場所事業 | P94 |
| [21] | 大宮ふれあい福祉センター | P97 |

I 事業団全体としての取組

平成28年4月1日策定の経営基本計画が令和7年度をもって10年間の計画期間を終了した。この10年間で福祉制度には大きな変化があり、さいたま市における公設施設の役割にも変化が生まれてきている。そのような状況下で、事業団は今までの「より良いサービスの提供」だけに留まらず、「安定した経営」を意識せざるを得ない状況になっていることから、令和8年4月1日、新たに「中長期計画」を策定し、3年間の集中的な取組を推進することとした。

なお、経営基本計画に基づき実施してきた「法人・施設取組計画」も令和7年度で終了し、法人・施設のすべてが「中長期計画」に基づいた「重点取組」を掲げ同じ方向に向かい進んでいくこととした。

今年度はその1年目であり、法人の具体的取組は次のとおりである。

令和8年度重点取組

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 取組内容 |
|---------------|------------------------------|--|
| サービス向上と業務改善 | 魅力あるサービス提供により、利用者数を増やす。 | <ul style="list-style-type: none">・事業内容を見直し、「利用したい」と思えるサービスを検討・実施する。・広報活動を強化し、より多くの人に法人の取組や魅力をアピールする。・地域や他法人との連携を図り、信頼性の高いサービスを提供する。 |
| 人事制度の改善 | 職員のやりがいや成長を実感できる職場環境づくりを目指す。 | <ul style="list-style-type: none">・人事評価制度を本格導入し、職員1人ひとりの能力とやる気を引き出すことにより、サービスの質の向上につなげる。 |
| DX活用による業務の効率化 | システム導入による業務の効率化を図る。 | <ul style="list-style-type: none">・利用者支援システムや家族との連絡システム、電子決裁システム等を導入し業務の効率化を図る。・生成AIによる事務負担の削減を目指す。・システム管理によるペーパーレスの推進を図る。 |

II 部門別

さいたま市社会福祉事業団施設一覧表

| 施設名 | | 種別 | 定員 | 事業開始年月日 | |
|---------------|-----------------------|------------------------|----------------------|------------|------------|
| グリーンヒル うらわ | ぎんもくせい | 軽費老人ホーム (ケアハウス) | 100人 | 平成5年5月10日 | |
| 春光園 | けやき | 生活介護 | 77人 | 平成18年10月1日 | |
| | | 自立訓練(生活訓練) | 10人 | | |
| | | 特定相談・障害児相談支援 | — | 平成27年4月1日 | |
| | | 宅配食事 | — | 平成18年10月1日 | |
| | | 生計困難者に対する相談支援事業 | — | 平成28年12月1日 | |
| | うえみず | 生活介護 | 20人 | 平成19年4月1日 | |
| | | 特定相談・障害児相談支援 | — | 平成27年4月1日 | |
| 大崎むつみの 里 | 第1事業所 | かがやき・ほほえみ・ わくわく | 生活介護 | 70人 | 平成18年10月1日 |
| | | こもれび | 自立訓練(機能訓練) | 20人 | 平成19年4月1日 |
| | | きらめき | 自立訓練(生活訓練) | | |
| | | 大崎実習センター | 就労継続支援B型 | 55人 | |
| | 第2事業所 | 大崎児童学園(児童 発達支援センター) | 児童発達支援 | 30人 | 平成18年10月1日 |
| | | | 保育所等訪問支援 | — | 平成25年4月1日 |
| | | | 障害児相談・特定相談支援 | — | |
| | | | 東部地域つながる発達支援 相談事業 | — | 令和7年4月1日 |
| | 浦和区障害者生活支援 センターむつみ | | 地域生活支援 | — | 平成20年12月1日 |
| | | | 特定相談・障害児相談支援 | — | |
| | | | 一般相談支援 | — | |
| | むつみホーム大間木 | | 共同生活援助 | 10人 | 平成28年12月1日 |
| | | 短期入所事業 | — | 平成30年5月1日 | |
| さくら草学園 | 児童発達支援センター | 児童発達支援 | 30人 | 昭和58年4月1日 | |
| | | 保育所等訪問支援 | — | 平成25年4月1日 | |
| | | 障害児相談・特定相談支援 | — | | |
| 槻の木 | 槻の木 | 生活介護 | 50人 | 平成19年4月1日 | |
| | | 特定相談・障害児相談支援 | — | 平成27年4月1日 | |
| | 槻の木第1やまぶき | 就労継続支援B型 | 16人 | 平成19年4月1日 | |
| | 槻の木第2やまぶき | 就労継続支援B型 | 10人 | | |
| 日進職業センター | | 就労移行支援 | 15人 | 平成19年4月1日 | |
| | | 就労継続支援B型 | 25人 | | |
| | | 就労定着支援 | — | 令和5年4月1日 | |
| かやの木 | | 生活介護 | 20人 | 平成19年4月1日 | |
| | | 就労継続支援B型 | 10人 | | |

| 施設名 | | 種別 | 定員 | 事業開始年月日 |
|------------------|------------------|----------------------|------|------------|
| 大砂土障害者デイサービスセンター | | 生活介護 | 14人 | 平成18年10月1日 |
| | | 自立訓練(機能訓練) | 6人 | |
| | | 特定相談・障害児相談支援 | — | 平成27年4月1日 |
| 杉の子園 | | 児童発達支援 | 30人 | 平成19年4月1日 |
| | | 保育所等訪問支援 | — | 平成26年4月1日 |
| | | 障害児相談・特定相談支援 | — | 平成26年9月1日 |
| はるの園 | 児童発達支援センター | 児童発達支援 | 30人 | 平成23年4月1日 |
| | | 保育所等訪問支援 | — | 平成25年4月1日 |
| | | 障害児相談・特定相談支援 | — | 令和7年4月1日 |
| | | 東部地域つながる発達支援 相談事業 | — | |
| みのり園 | 障害者福祉施設 | 身体障害者福祉センター | — | 昭和58年4月1日 |
| | 放課後デイサービスみのり | 放課後等デイサービス | 10人 | 平成22年5月1日 |
| みずき園 | | 生活介護 | 26人 | 平成22年4月1日 |
| | | 特定相談・障害児相談支援 | — | 平成27年4月1日 |
| 療育センター さくら草 | すみれ(児童発達支援センター) | 児童発達支援 | 30人 | 平成19年4月1日 |
| | たんぼぼ(児童発達支援センター) | | 30人 | |
| | | 保育所等訪問支援 | — | 平成26年4月1日 |
| | | 障害児相談・特定相談支援 | — | 平成25年4月1日 |
| 和楽荘 | | 老人福祉センター | — | 平成11年4月1日 |
| いこい荘 | | 老人福祉センター | — | 平成14年4月1日 |
| 寿楽荘 | | 老人福祉センター | — | 平成11年4月1日 |
| あずま荘 | | 老人福祉センター | — | 昭和58年4月1日 |
| しもか荘 | | 老人福祉センター | — | 平成5年7月1日 |
| 馬宮荘 | | 老人福祉センター | — | 平成14年5月7日 |
| 仲本荘 | | 老人福祉センター | — | 平成23年5月1日 |
| 槻寿苑 | | 老人福祉センター | — | 平成17年4月1日 |
| けやき荘 | | 母子生活支援施設 | 19世帯 | 平成15年4月1日 |
| 三橋 | 児童センター | 児童センター | — | 昭和56年4月1日 |
| | 老人憩いの家 | 老人憩いの家 | — | |
| | 放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 40人 | 平成4年7月1日 |
| | 老人憩いの家分館 | 老人憩いの家 | — | 平成14年12月1日 |
| 植竹 | 児童センター | 児童センター | — | 昭和57年4月1日 |
| 天沼 | 児童センター | 児童センター | — | 昭和59年4月1日 |
| | 老人憩いの家 | 老人憩いの家 | — | |
| | 放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 30人 | 平成4年7月1日 |
| 宮原 | 児童センター | 児童センター | — | 昭和60年4月1日 |
| | 老人憩いの家 | 老人憩いの家 | — | |
| | 放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 30人 | 平成4年7月1日 |

| 施設名 | | 種別 | 定員 | 事業開始年月日 |
|--------------|----------|-------------|-----|-----------|
| 植水 | 児童センター | 児童センター | — | 平成2年4月1日 |
| | 老人憩いの家 | 老人憩いの家 | — | |
| | 放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 30人 | 平成4年7月1日 |
| 本郷 | 児童センター | 児童センター | — | 平成3年4月1日 |
| | 老人憩いの家 | 老人憩いの家 | — | |
| | 放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 30人 | 平成4年7月1日 |
| 片柳 | 児童センター | 児童センター | — | 平成4年7月1日 |
| | 老人憩いの家 | 老人憩いの家 | — | |
| 海老沼 | 放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 30人 | |
| 春野 | 児童センター | 児童センター | — | 平成6年7月16日 |
| | 老人憩いの家 | 老人憩いの家 | — | |
| | 放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 40人 | 平成6年7月16日 |
| 馬宮 | 児童センター | 児童センター | — | 平成14年5月7日 |
| | 放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 30人 | 平成14年4月1日 |
| 文蔵 | 児童センター | 児童センター | — | 平成15年4月1日 |
| 浦和別所 | 児童センター | 児童センター | — | 平成15年4月1日 |
| | 放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |
| 与野本町 | 児童センター | 児童センター | — | 平成15年4月1日 |
| | 老人憩いの家 | 老人憩いの家 | — | |
| 向原児童センター | | 児童センター | — | 平成15年4月1日 |
| 大戸 | 児童センター | 児童センター | — | 平成15年4月1日 |
| 与野南 | 放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 30人 | 平成16年4月1日 |
| 大久保東児童センター | | 児童センター | — | 平成16年4月1日 |
| 岩槻児童センター | | 児童センター | — | 平成17年4月1日 |
| 仲本児童センター | | 児童センター | — | 平成23年5月1日 |
| 尾間木児童センター | | 児童センター | — | 平成28年4月1日 |
| 宮前放課後児童クラブ | | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成4年4月1日 |
| 佐知川放課後児童クラブ | | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成4年4月1日 |
| 東大宮放課後児童クラブ | | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成7年4月1日 |
| 大砂土放課後児童クラブ | | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成15年4月1日 |
| 谷田放課後児童クラブ | | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |
| 大谷場放課後児童クラブ | | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |
| 西浦和放課後児童クラブ | | 放課後児童健全育成事業 | 65人 | 平成16年4月1日 |
| 大久保東放課後児童クラブ | | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |
| 土合放課後児童クラブ | | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |
| 仲町放課後児童クラブ | | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |
| 南浦和放課後児童クラブ | | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |

| 施設 | 種別 | 定員 | 事業開始年月日 |
|-------------------|-------------|------|-----------|
| 沼影放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |
| 栄和放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |
| 辻放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 55人 | 平成16年4月1日 |
| 北浦和放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |
| 木崎放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |
| 善前放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |
| 田島放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |
| 原山放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |
| 大牧放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |
| 新開放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |
| 大東放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |
| 大谷口放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |
| 高砂放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |
| 浦和大里放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |
| 与野八幡放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 40人 | 平成16年4月1日 |
| 大戸放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |
| 与野西北放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |
| 下落合放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |
| 上落合放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |
| 中島放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 50人 | 平成16年4月1日 |
| 植水第二放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 30人 | 平成17年4月1日 |
| 城北放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 70人 | 平成17年4月1日 |
| 太田放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 30人 | 平成17年4月1日 |
| 城南放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 30人 | 平成17年4月1日 |
| 岩槻放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 30人 | 平成17年4月1日 |
| 慈恩寺放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 30人 | 平成17年4月1日 |
| 東岩槻放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 40人 | 平成17年4月1日 |
| 和土放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 30人 | 平成17年4月1日 |
| 徳力放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 30人 | 平成17年4月1日 |
| 柏崎放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 30人 | 平成17年4月1日 |
| 東宮下放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 35人 | 平成22年4月1日 |
| 野田放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 35人 | 平成24年4月1日 |
| 新和小学校放課後子ども居場所事業 | 放課後子ども居場所事業 | — | 令和6年4月1日 |
| 上里小学校放課後子ども居場所事業 | 放課後子ども居場所事業 | — | 令和7年4月1日 |
| 大久保小学校放課後子ども居場所事業 | 放課後子ども居場所事業 | — | 令和8年4月1日 |
| 大宮ふれあい福祉センター | | — | 平成27年4月1日 |
| 合計 | 入所 | 110人 | 19世帯 |
| | 通所 | | 2,954人 |

【1】事業団事務局

1 基本方針

事業団事務局は、評議員会及び理事会の運営をはじめ、事業団の法人業務を遂行するとともに、効率的な経営を図るため、適正な事務事業の執行にあたる。

各施設経営及び事業の実施にあたり、各担当課、各施設等との総合調整を図り、地域及び市民から信頼され求められる施設づくりを行う。

2 業務内容

<総務課>

法人運営の総務全般及び職員の人事、サービスに関する事務処理を統括し、法人業務を処理するとともに、各種制度の適正な運用に努める。

令和7年度から導入した人事評価制度について、継続的な研修を実施し、さらなる定着を目指していく。また、人事管理システムの更なる活用により、紙媒体の文書の削減等 DX 化の推進を図る。

- (1) 評議員、役員に関する庶務及び評議員会、理事会の開催
- (2) 事業団諸規定の見直し（定款、諸規程、細則、要綱の制定及び改廃）
- (3) 職員採用及び人事に関する庶務並びに人事管理システムの運用
- (4) 職員のサービスに関する制度の整備及び職員の給与体系の見直し
- (5) 職員相談窓口及び苦情解決制度の庶務
- (6) 職員健康管理（健康診断、ストレスチェック等）の実施
- (7) 業務の適正及び効率性を確保するための内部監査の実施
- (8) 施設長会議、各種研修会（ハラスメント防止、ラインケア等）及び事務説明会の実施
- (9) さいたま市、法務局、労働基準監督署等関係機関への各種届出及び報告

<財務課>

(1) 財務担当

経営基盤の強化、事業経営の透明性を確保するため、社会福祉法人会計基準の遵守はもちろん、法人全体の経営状況を把握し、円滑な事務処理のため財務事務担当者会議を必要に応じて開催、各施設に必要な指導を行う。

また、前年度の会計監査人意見の「無限定適正」を維持するために、ガバナンス及び財務規律の更なる強化を徹底するとともに、社会福祉充実残額から社会福祉充実計画を策定する。

さらに、令和7年度から始まった経営健全化計画に基づき経営改善に取り組むとともに、勤怠管理と給与、利用者支援システムの活用、データ管理、ペーパーレス等法人の DX 化を推進、業務効率化、経費削減に努める。

- ① 各施設・事業の経理データの統括（施設の月次報告の把握と事業毎の総括、必要なデータの作成・分析、予算、補正予算、決算）
- ② 財務事務担当者会議
- ③ 外部団体研修会への参加
- ④ 外部機関との連絡、調整（税務署、市役所、全事協、金融機関等）
- ⑤ 資金の管理と運用
- ⑥ 各施設の契約事務、修繕計画の統括
- ⑦ 事務局、児童センター、老人憩いの家、老人福祉センター等の経理事務

⑧ 経営状況ヒアリング及び経営状況説明会の実施

⑨ DX化の推進

(2) 給与担当

施設との連絡、調整を徹底し、給与システムを活用した適正な支給を行うとともに、必要な人件費データの作成を行い、給与改定や税制改正等に速やかに対応する。

また、年末調整事務の電子化等各種届出を電子申請へ移行、DX化推進に重点を置いた業務効率の向上を図る。

① 職員の給与、賃金、退職金の計算及び支給

② 外部機関への届出、連絡（年金事務所、ハローワーク、全事協、福祉医療機構、税務署、労働基準監督署、市役所、金融機関等）

③ 人件費のデータ管理と給与関係資料の作成

④ 諸手当の適正な支給のための実態調査

⑤ 職員福利厚生事業と職員互助会の統括

⑥ 年金受給に関する説明会の開催

<事業課>

施設の運営等に関する庶務、中長期計画等の推進、指定管理者制度に関する手続き、大宮ふれあい福祉センターの管理・運営、各施設のサービス及び事業の実施に係る企画立案等を統括する。

また、法人全体に係る研修、イベント等の企画運営及び会議の庶務を行う。

(1) 会議、委員会の庶務

経営戦略会議、経営委員会、研修委員会、危機管理委員会、サービス向上担当者会議等

(2) 指定管理者制度に関する手続き

さいたま市所管課との調整や協定書に関する各種申請・報告等の事務を行うとともに、指定管理者制度に関連する調査・研究、職員を対象とした研修等を行う。

(3) 施設運営に係る庶務、調整等（児童課所管の事務を除く。）

① 利用状況の把握・報告、事業計画、事業報告、行事、広報、利用者の事故対応、事業運営に係る保険等の取りまとめ

② 各種調査回答、情報公開、後援等

(4) 大宮ふれあい福祉センターの管理・運営

(5) 研修の推進及び実施

年間研修計画の推進、階層別研修の実施（新任管理職研修外7研修）、事業課主催研修の実施（感染症対策研修、廃棄物の処理に関する研修、職員交流研修、他法人との職員交流研修等）、各種委員会主催研修の庶務（人権擁護・虐待防止研修、危機管理研修、リスクマネジメント研修、スーパービジョン研修、サービス向上研修等）、職員実践・事例・研究発表会の実施

(6) イベントに関すること

法人内施設の横断的な事業であるアート支援の庶務を行う。

(7) 自主経営施設に関すること

既存施設の建替えや新たな社会福祉事業の実施等について、必要な庶務を行う。

<児童課>

事業団の児童福祉に係る施設及び事業（児童センター・放課後児童クラブ・放課後子ども居場所事業）を統括し、効率的な経営を図るとともに事業活動の指導監督にあたる。

児童の健全育成と保護者の子育てを支援するため、職員の専門性の向上やサービスの向上等を

図っていく。

- (1) 児童福祉施設各施設の総括的管理
利用状況の把握・報告、各種調査回答、保険、広報、利用者事故報告等
- (2) 放課後児童クラブ及び放課後子ども居場所事業の事業運営
事業計画・報告、各種マニュアルの管理、利用者アンケート・自己評価の実施、苦情処理等
- (3) 研修の実施
児童センター・放課後児童クラブ職員・放課後子ども居場所事業職員向け研修
- (4) 各種会議等の開催
事業責任者会議、クラブ長及びクラブリーダー会議、ブロック別連絡会議
- (5) 放課後児童クラブ及び放課後子ども居場所事業の人事管理
人事（職員採用、人事異動事務等）
- (6) 単独型放課後児童クラブ及び放課後子ども居場所事業の庶務・財務管理
 - ① 庶務（勤務報告、文書管理・ファイリング、建物設備の修繕等）
 - ② 財務（予算・補正予算作成、決算報告、備品管理、業務委託事務、業者支払い、おやつ代監査等）
- (7) 各施設の小破修繕について実施、又は施設で実施するための指示、助言
 - ① 各施設からの修繕（修理）依頼書の受付
 - ② 各施設の設備や備品の修理（修繕）の実施又は助言

【2】老人福祉施設グリーンヒルうらわ

1 指定管理（令和7年度～令和11年度）

ケアハウスぎんもくせい（軽費老人ホーム）

2 施設の基本理念・基本方針

| | |
|------|---|
| 基本理念 | 利用者様一人ひとりが個性豊かにいきいきと過ごせるよう、その自立を尊重し、介護予防に資することに努めます。 |
| 基本方針 | 利用者との関わりを大切にするなかで、心身の状況や生活環境の変化を的確に把握します。 |
| | 把握した利用者の変化を職員間で共有し、より良い「生活の場」について利用者、家族へ提案します。 |
| | 地域の居宅介護支援事業所、介護保険施設、医療機関、行政との連携を密に図り、将来の生活に対する不安や悩みに真摯に対応します。 |

3 今年度の重点取組

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|----------|---|---|
| 不適切支援の防止 | 転所支援等において、利用者ならびに保証人の意向を尊重し、一人ひとりが将来不安なく生活できるよう適切な支援を提供する。利用者はじめ地域住民に対して人権意識向上の啓発活動を積極的に取り組む。 | 虐待防止対策委員会を毎月1回開催し、職員の日々の支援の振り返り、支援の適正化を図る。また、利用者はじめ地域の方々の人権意識の向上のため、福祉講座を年1回開催する。 |

4 サービス向上のための取組

ソーシャルワークとして総合的包括的支援を実践し、利用者、ご家族それぞれが主体的に生活できるよう、説明責任及び代弁機能を充分果たしながら、その残されている機能若しくは有する能力に注目し、その力を奪うことなく最大限に引き出せるように、側面的及び継続的な支援を行う。

施設利用に対する支援に留まらず、必要に応じて医療機関等を紹介するとともに、利用中の状態変化に合わせ医療機関、その他の福祉施設等の紹介、各種制度の情報提供等を行う。

また、地域社会への貢献と繋がりを目的に以下の活動を行う。

(1) グリーンヒルうらわラジオ体操

平日9時から毎日ラジオ体操第1・第2を実施し、利用者のみならず地域の方も気軽にご参加いただく。また、さいたま市長寿応援ポイント対象事業として、ポイントを貯める楽しさも感じていただく。

(2) 元気に！エクササイズ&ウォーク

三室地区社会福祉協議会との共催により、全身のストレッチやウォーキング取り入れた体操教室を月1回開催する。

(3) ボランティア体験サロン

三室地区社会福祉協議会との共催により、月1回、古切手の整理やぞうきん縫いを実施する。その成果を地区自治会や近隣の特別支援学校、児童養護施設へ寄贈することにより、参加者の活動意欲や社会参加に対する満足度の向上につなげる。

(4) オレンジカフェみむろ

月1回認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集える場所として開催する。

5 入所者の転所支援についての取組

- (1) 日常の支援にあたる職員の他に、介護支援専門員や社会福祉士等の資格を有する転所支援担当の職員を配置し、個別担当制として日常の支援と転所支援を総合的に行い、所管課と共有・連携し、利用者の転所先、転所時期が決定した時点で速やかに所管課への報告を行う。
- (2) 転所支援相談は、利用者一人ひとりに対し、個別に定期的な相談の他、希望時に相談に応じ、利用者と保証人双方のご希望を伺いながら調整を行い、転所先の選定にあたることとする。
- (3) 転所先の施設との連絡や、手続きに必要な書類の準備等について、利用者と保証人に相談しながらすすめていく。

6 管理運営体制

管理・運営においては、運営規程に定められたとおりに体制を整え、実施する。また、運営規程に定めのないものにおいても、管理・運営に必要な体制については計画し、実施する。

(1) 衛生管理

- ① 1日3食の食事提供については、厚生労働省に定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、食中毒を含む感染症の予防など厨房や食品に対する衛生管理を徹底する。
- ② 浴室等の衛生管理として、湯抜き・清掃及び消毒を週1回実施する。また、遊離残留塩素を入浴時間中2時間毎に測定し、1.0 mg程度が維持されるよう塩素注入量の確認及び調整を行う。また、浴槽水の水質検査を年2回、検査機関により実施する。
- ③ 利用者に快適な生活環境を提供するため、職員及び委託業者による全館の日常清掃を実施する。
- ④ 年2回委託業者による館内の消毒・害虫防除作業を行い、館内の衛生管理に努める。
- ⑤ 利用者に安全な飲料水を提供する為、水質検査を年1回、受水槽清掃を年1回実施する。

(2) 感染症対策

感染対策会議を月1回開催し、感染状況の推移を鑑みながらグリーンヒルうらわ全体の感染対策行動の見直しなどについて協議・決定をする。

- ① 来館者には、手指消毒の徹底とマスク着用、健康チェックなど、感染防止の協力を依頼する。
- ② 利用者には、可能な限りマスク着用を依頼するとともに、職員による観察により、発熱等体調変化の早期発見に努める。
- ③ 手すり・エレベーターボタン・洗面所・ドアノブなど触れる場所の清掃・消毒を確実に実施する。

(3) 事故防止対策

事故防止対策委員会を月1回開催し、ヒヤリハット、インシデント、事故報告にレベル分けした仕組みの中で、再発防止に向けカンファレンスを行う。転倒転落・異食・誤嚥・入所者間トラブル等多岐に渡る高齢者施設での事故に対し、危険予知ならびに予防、再発防止策を講じる。

(4) 防犯対策

防災防犯委員会を月1回開催し利用者の転所に伴う施設状況の変化を捉えながら、防犯対策等について協議検討する。

- ① 面会者、訪問者には訪問記録に記入いただき、業者には名札を着用させる。
- ② 夜間（17:00～翌8:30）は警備員を配置する。
- ③ 夜間（18:00～翌5:00）は施錠し、巡回等による警備を実施する。
- ④ 防犯カメラの適正な設置及び管理運用及び職員による1日2回の巡回を実施する。
- ⑤ 東浦和警察の協力を得て防犯訓練を年1回以上実施する。
- ⑥ 防災・防犯委員会にて年1回、施設内の防犯設備を職員と周りながら防犯意識を高める研修を実施する。

(5) 災害対策

防災防犯委員会を月1回開催し、利用者の転所に伴う施設状況の変化を踏まえながら、防災対策等について協議検討する。

① 体制の充実

ア 地元自治会、自主防災会との「災害時相互援助協定」の継続

イ 火気使用箇所、閉鎖障害箇所の日常点検

ウ 食料・水などの災害時備蓄品の用意

② 訓練の実施

総合防災訓練を年2回（昼間想定1回、夜間想定1回）実施し、より実践的な訓練になるよう日中想定発災想定時間ならび火元想定場所等は事前告知せずに実施する。実施後は反省点を次の訓練に生かすために、全職員対象の「防災講習会」を開催する。

(6) 業務継続計画の研修・訓練実施

① 感染症対応 BCP

感染症が発生した際の業務継続のための訓練を年1回実施し、訓練結果に基づいた感染症対応 BCP の見直しを行う。

② 災害対応 BCP

月1回の防災防犯委員会にて、利用者の転所に伴う施設状況の変化を捉えながら、災害対応 BCP の見直しを行う。

(7) 人権擁護の取組

虐待防止委員会を月1回開催し、研修及び虐待防止チェックリストの活用等による職員の教育及び意識啓発、また適正な職場環境の維持・改善に努め、虐待防止の徹底を図る。

また福祉講座を年1回開催し、利用者及び地域の人々の人権意識向上の取組の一助とする。

7 年間行事等

| 開催月 | 行事名 |
|-----|--|
| 4月 | 利用者健康診断 |
| 5月 | 菖蒲湯、懇話会（カフェ） |
| 6月 | 災害備蓄試食会、防災避難訓練 |
| 7月 | 七夕飾り、涼み会 |
| 8月 | 涼み会 |
| 9月 | 敬老祭 |
| 10月 | グリーンヒルうらわまつり、防災避難訓練 |
| 11月 | 懇話会（カフェ） |
| 12月 | ゆず湯、お楽しみ会、福祉講座 |
| 1月 | 新春の祝い |
| 2月 | 暮らしに役立つ講座 |
| 3月 | お花見茶話会 |
| 定期 | ラジオ体操（週5日）、歌声広場（隔月1回）、元気に！エクササイズ&ウォーク（月1回）、ボランティア体験サロン（月1回）、こみに亭活動支援（月1回）、オレンジカフェみむろ（月1回）移動スーパーによる買い物支援（月2回）、両替の日（月1回） |

【3】老人福祉センター（シニアふれあいセンター）

1 指定管理（令和7年度～令和11年度）

※ 老人福祉センター仲本荘の指定管理期間は、令和6年度～令和10年度

(1) 老人福祉センターA型

- ① 老人福祉センター和楽荘 ② 老人福祉センター寿楽荘 ③ 老人福祉センターいこい荘
④ 老人福祉センター槻寿苑

(2) 老人福祉センターB型

- ① 老人福祉センターあずま荘 ② 老人福祉センターしもか荘 ③ 老人福祉センター馬宮荘
④ 老人福祉センター仲本荘

2 施設の基本理念・基本方針

<共通>

| | |
|------|---|
| 基本理念 | 「シニア世代がいきいきと笑顔でつながる通いの場、ふれあい豊かな老人福祉センター」を目指します。 |
| 基本方針 | 介護予防と健康づくりを促進します。 |
| | 生きがいづくりを支援します。 |
| | 支え合い活力あるまちづくりを推進します。 |

3 今年度の重点取組

<和楽荘>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|-------------------|------------------------|--|
| 広報の充実による、新規利用者の獲得 | 地元認知度アップを図り、利用者獲得を目指す。 | 地域支え合い連絡会会議に出席する。お互いの事業に協力し、物品販売、発表の場の提供やイベント情報の発信を行う。他施設のイベントに参画しながら、案内チラシ等の配布を行い、地元認知度アップを図りながら利用者獲得へつなげる。 |

<寿楽荘>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|----------|--|---|
| 広報活動の充実 | 地域に施設認知度を上げるようホームページや SNS などを活用し広報活動に取り組む。 | ホームページや SNS で行事などを月1回以上発信する。また、近隣の複数の自治会へパンフレットを配付する。 |

<あずま荘>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|----------|-------------------------|--|
| 情報発信の強化 | 情報を直接利用者に届ける手段を検討し試行する。 | あずま荘公式 LINE の試行運用を行う。 館内掲示やスマホに関する相談の際に利用者に対し公式 LINE への登録を呼びかけ、行事案内、休館日のお知らせ、緊急時の連絡等を中心に、月2回程度を目安として情報配信を行う。 試行期間中は、配信回数、閲覧状況、利用者の反応等を確認し、本格導入の可否について検討する。 |

<しもか荘>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|------------|---|---|
| 広報活動を推進する。 | より多くの人に関心を持ってもらうこと及び、施設利用者への事業の周知を目的として施設の魅力や情報を発信する。 | 施設の PR となるように、施設行事や活動情報について、SNS 等で発信する頻度を上げる。月 2 回以上の投稿を実施する。 |

<いこい荘>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|----------|-----------------------------------|--|
| 経費削減 | 業務委託への依存から脱却し、職員自らが業務を行う自主化へ転換する。 | 職員の業務の棚卸を行い、業務委託の仕様を見直す。具体的には、日常清掃業務を職員の業務として行う。また、庭木剪定業務について可能な限り委託範囲を削減する。 |

<馬宮荘>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|-----------|------------------------------|---|
| 広報の充実を図る。 | できるだけ多くの利用につながるように施設の魅力を伝える。 | 紙媒体の広報紙に加え、ホームページ・SNS を使用して活動内容を発信する。 広報紙を月 1 回発行する。 ホームページ・SNS に月 2～3 回、記事を投稿する。 |

<槻寿苑>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|-----------------|---------------------------------|--|
| 魅力ある施設づくりを実現する。 | 実施事業の検討を行い、内容の充実及び、新規事業の導入を目指す。 | 社会資源を活用することで、新規事業の実施へつなげていく。 利用者アンケートによるニーズの把握 行事後にアンケートを実施し、次年度以降の課題と改善点の把握 |

<仲本荘>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|--------------|-------------------------------|--|
| 広報活動を積極的に行う。 | 施設の魅力を発信し、広く利用者に活用される情報を提供する。 | シニア世代になじみのあるホームページや X 等に仲本荘の活動内容や地域との交流を月 1 回以上紹介する。 |

4 サービス向上のための取組

法人のノウハウの活用と地域特性を生かしながら、柔軟性に富んだ事業展開により、利用者満足度の向上を目指す。

(1) 児童センターとの協働事業

- ① 子どもたちが歌やダンスを披露する場を提供する。
- ② e スポーツを実施し交流を図る。

(2) 職員の相互派遣

- ① 認知症サポーター養成講座等開催にあたり、資格や経験のある職員を相互に派遣する。
- ② 職員が急遽欠員になった時は、暫定的に他施設から職員を派遣する。

(3) 施設間での事業案内

- ① アウトリーチ寄席・コンサート等合同事業は、各施設でポスターの掲示やチラシの配布を行い、利用者への周知を図る。
- ② 演芸大会等は他施設にもポスター掲示を依頼する。
- ③ e スポーツでの利用者交流を実施する。

(4) 近隣の保育園、学校、施設等との共催事業

七夕等季節行事をとおして交流を図る。また、町探検では社会資源として施設を提供する。

(5) 地域連携

- ① 清掃活動等をとおし、地域とのコミュニケーションを図る。
- ② 地域懇談会・利用者懇談会を開催する。
- ③ 地域支援会議に出席する。
- ④ 地域包括支援センターと協力し、百歳体操・健康講座を実施する。

5 利用率向上のための具体的取組

地域の高齢者が、「毎日利用したい」と思えるような居心地のよい施設を目指し、リピーターと新規利用者の獲得を目指す。

(1) 利用率向上のための基本姿勢

- ① 職員は常に明るく誠実に利用者に接することを基本とし、利用者の何気ない言葉や仕草も見逃さず、適切な対応を心がける。
- ② いつでも気軽に参加できるように、同じ内容の事業を複数回設定する等工夫する。
- ③ 提供しているサービスや活動内容を分かりやすく丁寧に説明することを心がける。

(2) 環境の整備

清掃や点検等を毎日実施することで、誰もが安心して過ごせる、居心地のよい空間・環境づくりに努める。

(3) 広報の強化

より多くの高齢者に施設を知っていただき、新規団体や個人の利用促進を図るため、様々な媒体を用いた広報を実施する。

(4) 年中行事の実施

- ① 日頃の活動の成果が生かせるような発表の機会を提供する。
- ② 季節が感じられる行事を実施する。

(5) 高齢者ボランティアの積極的な受入れ

高齢者が社会貢献を通じて生きがいを感じられるように、地区社会福祉協議会等と連携し、高齢者ボランティアを積極的に活用する。

6 管理運営体制

管理・運営においては、運営規程に定められたとおりに体制を整え、実施する。また、運営規程に定めのないものにおいても、管理・運営に必要な体制については計画し、実施する。

(1) 緊急時を想定した訓練

- ① 火災や地震等発生を想定して、年に2回以上消火訓練及び避難訓練を実施する。
- ② 水防法による土砂災害警戒区域の施設は、避難確保計画を作成し、定期的に見直す。
- ③ 老人福祉センター危機管理マニュアルに基づき、警察署の指導による不審者侵入対応訓練を行う。

(2) 感染症対策

- ① 日常的な清掃・消毒等といった衛生対策により、感染症を未然に防ぐよう努める。
- ② 感染症流行期には、手洗い・手指消毒等の呼びかけ、十分な換気、備品の消毒、室内環境の

整備等により、施設内における感染症まん延防止に努める。

- ③ 感染症が疑われるケースが発生した場合は、利用者の分離、施設内の消毒、さいたま市所管課や保健所等関係機関へ連絡する等迅速・的確に対応し、感染の拡大防止に努める。

(3) レジオネラ属菌等対策

- ① 浴槽水は毎日完全に換水し、浴槽、循環ろ過装置及び配管等設備の消毒洗浄を行う。
 ② 法令等に基づき、浴槽の水質検査を年1回実施する。
 ③ 水質検査の結果、レジオネラ属菌等が陽性反応を示した場合、又はレジオネラ症等やその疑いのある患者が発生した場合、速やかに浴場の使用を中止する。

(4) 事故防止対策

- ① ヒヤリ・ハット（事件・事故）報告書を作成し、職員間で共有化を図る。
 ② 他施設にも情報の共有化を図り、組織をあげて事故の予防に努める。

(5) 業務の継続計画

各施設で策定している感染症対応 BCP 及び災害対応 BCP について、内容を随時確認し、必要な場合、改訂する。

(6) 人権擁護の取組

- ① 法人の虐待防止責任者（理事長）及び施設の虐待防止責任者（施設長）を定め未然防止策の推進を行うとともに、虐待が疑われる案件が発生した際の責任の所在を明らかにし、速やかな対応を行う。
 ② 人権擁護・虐待防止に関する職員教育を行い、職員一人ひとりの人権意識を高め、最適なサービスに繋げる。

7 年間行事等

<和楽荘>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|---|
| 5月 | 埼玉県立大学老年看護学実習Ⅰ受入れ |
| 6月 | 第1回防災訓練、埼玉県立大学老年看護学実習Ⅰ受入れ、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ、未来くるワーク職場体験実習受入れ、ますます元気教室 |
| 7月 | 七夕まつり、手作り講座、国際医療専門学校実習受入れ、人間総合科学大学1年生実習受入れ、地域懇談会、ますます元気教室 |
| 8月 | 利用者懇談会 |
| 9月 | 敬老の日事業、手作り講座、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ |
| 10月 | ますます元気教室、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ、演芸大会 |
| 11月 | みんなで歩こう、ますます元気教室 |
| 12月 | 第2回防災訓練、手作り講座、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ |
| 1月 | 交通安全教室 |
| 2月 | 豆まき、健康講座 |
| 3月 | ひな壇飾り |
| 定期 | 朝の健康体操（毎日）、健康相談（月3回）、生活相談（随時）、カラオケ（毎日）、eスポーツ（月2回）、映写会（年6回）、お茶ポットの日（年6回） |

<寿楽荘>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|-------------------------|
| 4月 | 埼玉県立大学老年看護学実習Ⅰ受入れ |
| 5月 | 埼玉県立大学老年看護学実習Ⅰ受入れ、菖蒲湯 |
| 6月 | 避難訓練 |
| 7月 | 七夕、人間総合科学大学1年生実習受入れ |
| 9月 | 人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ、生姜湯 |

| | |
|-----|--|
| 10月 | 人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ |
| 11月 | 児童センター交流事業、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ |
| 12月 | 利用者懇談会、地域懇談会、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ、ゆず湯 |
| 1月 | 新春みくじ |
| 2月 | 節分、未来くるワーク職場体験受入れ、ヤクルト「おなか元気教室」 |
| 3月 | 避難訓練、防犯教室 |
| 定期 | 健康相談（月3回）、頭の体操（月3回）、カラオケ（毎日）、介護予防運動（隔月）、寿楽荘サロン（随時）、eスポーツの日（月1回）、ゲームの日（月1回）、やさしい筋トレ体操（月1回）、おめざ体操（毎日午前・午後） |

<あずま荘>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|--|
| 4月 | みんなで歌おう |
| 5月 | 菖蒲湯、利用者懇談会、埼玉県立大学老年看護学実習Ⅰ受入れ |
| 6月 | 避難訓練、手作り教室、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ |
| 7月 | 七夕週間、みんなで歌おう、人間総合科学大学1年生実習受入れ |
| 8月 | 健康講話、手作り教室 |
| 9月 | 演芸大会、敬老の日事業、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ |
| 10月 | 講話事業、みんなで歌おう、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ |
| 11月 | 避難訓練、地域団体連携事業、大宮医師会看護専門学校実習受入れ |
| 12月 | ゆず湯、手作り教室、レクリエーション大会、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ |
| 1月 | 交通安全教室、手作り教室、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ |
| 2月 | 豆まき、地域懇談会、演芸大会 |
| 3月 | みんなで歌おう |
| 定期 | カラオケ（毎日）、健康体操（毎日）、レクリエーション会（毎月）、健康相談（月3回）、eスポーツ（月2回）、気軽にピンポン（月2回）、映画上映会（月1回）、ボランティアによるハンドセラピー（月1回）、サロン（月1回）、生活相談（随時） |

<しもか荘>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|---|
| 4月 | 輪投げ大会 |
| 5月 | 埼玉県立大学老年看護学実習Ⅰ受入れ、菖蒲湯 |
| 6月 | 埼玉県立大学老年看護学実習Ⅰ受入れ、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ、花植え会 |
| 7月 | 七夕飾り作り（兼：折り紙教室）、七夕演芸大会、人間総合科学大学1年生実習受入れ |
| 9月 | 未来くるワーク職場体験実習受入れ |
| 10月 | 人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ、町たんけん受入れ |
| 11月 | 花植え会 |
| 12月 | 人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ、しもか荘フェスタ、ゆず湯、年忘れ演芸大会 |
| 1月 | 人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ、輪投げ大会 |
| 3月 | 利用者懇談会、地域懇談会 |
| 定期 | カラオケ（木曜以外）、健康体操（毎日）、健康相談（月3回）、体操教室（月1回）、eスポーツ（月1回）、しもか木曜ロードショー（月1回）、脳トレ（月1回）、手作り教室（年8回）、健康講話（年3回）、スマホ教室（年5回）、防犯・交通安全教室（年1回）、避難訓練（年2回） |

<いこい荘>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|---|
| 5月 | 埼玉県立大学老年看護学実習Ⅰ受入れ、利用者懇談会、避難訓練 |
| 6月 | 人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ、埼玉県立大学老年看護学実習Ⅰ受入れ |
| 7月 | 七夕飾り、国際医療専門学校実習受入れ、お楽しみDAY、人間総合科学大学1年生実習受入れ |
| 8月 | 映写会、いこいシネマ |
| 9月 | 防火講話 |
| 10月 | 避難訓練 |
| 11月 | 中央区民まつり出展、大宮医師会看護専門学校実習受入れ |
| 12月 | 人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ、交通安全啓発事業 |
| 1月 | お楽しみ抽選会 |

| | |
|----|---|
| 2月 | 地域懇談会 |
| 定期 | いこい荘運動教室（年20回）、健康クラブ（月1回）、ラジオ体操（毎日）、健康相談（月2回）、紙芝居（月1回）、スマホ相談コーナー（月1回）、工作（年6回）、いこいカフェ（年6回）、脳トレ（月1回）、ぬり絵（随時）、カラオケ（随時） |

<馬宮荘>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|--|
| 4月 | 演芸大会運営委員会 |
| 5月 | 埼玉県立大学老年看護学実習Ⅰ受入れ |
| 6月 | 夏の演芸大会抽選会、夏の演芸大会、演芸大会運営委員会、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ |
| 7月 | 七夕飾り、人間総合科学大学1年生実習受入れ |
| 8月 | 世代間交流eスポーツ |
| 9月 | 交通安全教室、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ、演芸大会運営委員会 |
| 10月 | 防災訓練（馬宮コミセン全体）、地域懇談会 |
| 11月 | 演芸大会運営委員会、コミセンまつり馬宮荘演芸の部抽選会、コミセンまつり馬宮荘演芸の部、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ |
| 12月 | 世代間交流ドレミの会、世代間交流eスポーツ、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ |
| 1月 | 世代間交流eスポーツ |
| 2月 | 節分、未来くるワーク職場体験実習受入れ、利用者懇談会 |
| 3月 | 防災訓練（馬宮コミセン全体） |
| 定期 | 健康相談（月3回）、体重・体脂肪測定（月1回）、のど自慢の日（月1回）、お茶の日（月1回）、ドレミの会（月2回）、eスポーツ（月2回）、映画会（年5回）、手作りサロン（月1回）、アロマセラピー（月1回）、アフタヌーンコンサート（年2回）、卓球（随時）、ラジオ体操（毎日）、いきいき体操（月1回）、いきいき百歳体操（月1回）、カラオケ（水曜日を除く毎日）、健康講座（年4回）、エンジョイぬりえタイム（随時） |

<槻寿苑>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|---|
| 4月 | 親睦グラウンドゴルフ大会 |
| 5月 | 利用者懇談会、埼玉県立大学老年看護学実習Ⅰ受入れ |
| 6月 | 演芸大会、埼玉県立大学老年看護学実習Ⅰ受入れ、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ |
| 7月 | 七夕飾り、消防避難訓練、健康講話、人間総合科学大学1年生実習受入れ |
| 8月 | 地域交流盆踊り大会 |
| 9月 | うた自慢大会、防火講話 |
| 10月 | 区民まつり出展 |
| 11月 | バス旅行、未来くるワーク職場体験実習受入れ、避難所運営委員会、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ |
| 12月 | クラブ発表会、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ、目白大学看護学部看護学科実習受入れ、ゆず湯 |
| 1月 | シルバー人材センター説明会 |
| 2月 | 消防避難訓練、交通安全教室、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ、目白大学看護学部看護学科実習受入れ |
| 3月 | 雛壇飾り |
| 定期 | 健康相談（月4回）、文化教室（年4回）、卓球（月1回）、レク・ストレッチ教室（月1回）、eスポーツ（月1回）、健康体操（毎日）、カラオケ（毎日）、生活相談（随時） |

<仲本荘>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|--|
| 5月 | 老人クラブ出前講座 |
| 6月 | 東仲町保育園との交流おりがみ、地区社協出前講座、あんしん講座、仲本児童センター交流事業、利用者懇談会 |
| 7月 | 仲本児童センター交流事業 |
| 8月 | ぬり絵展示会（～9月末） |
| 9月 | 東仲町保育園との交流おりがみ、仲本荘・仲本児童センター合同消防避難訓練、敬老の日お祝い、仲本児童センター交流事業 |
| 10月 | 東仲町保育園との交流おりがみ、地域懇談会、仲本公民館文化祭参加、ボランティアプロジェクト |
| 11月 | 東仲町保育園との交流おりがみ、仲本児童センター交流事業、民話の語り、ボランティアプロジェクト、老人クラブ出前講座 |

| | |
|-----|--|
| 12月 | 東仲町保育園との交流おりがみ、防犯・交通安全講座、ボランティアプロジェクト |
| 1月 | ボランティアプロジェクト |
| 3月 | 仲本荘・仲本児童センター合同消防避難訓練 |
| 定期 | 元気アップ体力測定・健康相談（月1回）、生活相談（月1回）、介護者サロン（月1回）、岸町公民館元気アップ体力測定・健康相談（月1回）、健康体操（月2回）、わくわく健康体操（月2回）、手づくり講座（月1～2回）、おりがみ講座（月1～2回）、ぬり絵サロン（月2回）、うたごえ広場（月2回）、リズム体操（座・立）（各月2～3回）、ディスコゲーム（月1回）、映写会（月2回）、ヨガ（月1回）、おとなゲーム（月2回）、卓球の日（月1～3回）、将棋（月6回）、囲碁（月6回）、オレンジカフェ（月1回）、eスポーツサロン（月1～2回）、スマホ講座（2～3か月に1回程度） |

【4】老人憩いの家（シニア憩いの家）

1 指定管理（令和6年度～令和10年度）

- | | | |
|--------------|----------------|----------------|
| (1) 三橋老人憩いの家 | (2) 三橋老人憩いの家分館 | (3) 天沼老人憩いの家 |
| (4) 宮原老人憩いの家 | (5) 植水老人憩いの家 | (6) 本郷老人憩いの家 |
| (7) 片柳老人憩いの家 | (8) 春野老人憩いの家 | (9) 与野本町老人憩いの家 |

2 施設の基本理念・基本方針

＜全憩いの家共通＞

| | |
|------|--|
| 基本理念 | 「シニア世代の生きがい、やりがいを応援し、地域の中で笑顔でつながり活躍できる老人憩いの家」を目指します。 |
| 基本方針 | 介護予防と健康づくりの促進をします。 |
| | 生きがいづくりの支援をします。 |
| | 支え合う活力あるまちづくりの推進をします。 |
| | 児童とのふれあいの場、高齢者が活躍できる場の提供をします。 |

3 今年度の重点取組

＜三橋老人憩いの家・分館＞

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|---------------|-------------------------------------|--|
| 広報についてDX化を図る。 | 利用者へ HP や SNS の利用方法を周知し、たよりのDX化を図る。 | 利用者への声掛けや施設内の掲示物などとおして、HP の周知と二次元コードの活用について伝え、毎月のおたよりをオンライン上で確認できるように促す。 |

＜天沼老人憩いの家＞

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|-------------|-------------------|---|
| 地域の人材を活用する。 | 地域の人材として活躍の場を設ける。 | いきいきシルバーポイント事業を活用したこどもと触れ合える事業を企画し、地域の人材として活躍できる場を提供する。 |

＜宮原老人憩いの家＞

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|-------------|--------------------------|--|
| サービス向上を目指す。 | 利用者のニーズに添った新たなサービスを提供する。 | e スポーツを通して新たなサービスを提供し、健康維持や余暇活動の充実を図る。また、歯科衛生士や地域包括支援センター等と連携し、口腔ケアや介護予防事業等の新規事業を企画する。 |

＜植水老人憩いの家＞

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|-------------|---|--|
| 広報活動の充実を図る。 | 紙媒体のたよりに並行して、SNS を活用した新しい情報発信にも取り組み、新規利用者の獲得を目指す。 | インスタグラムを開設し、シニア向け事業の紹介や施設利用についての情報発信を行う。 |

＜本郷老人憩いの家＞

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|-------------|------------------------------|----------------------------------|
| サービス向上を目指す。 | ニーズの高い事業を調査し、利用者満足度と参加率を高める。 | ニーズ調査を基に世代間交流や希望の多い事業を実施し活性化を図る。 |

<片柳老人憩いの家>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|-------------------|---|---|
| 民間社会福祉法人との連携を深める。 | 地域包括支援センターと連携を取り、地域の高齢者の健康増進を図るとともに利用促進を図る。 | フレイル予防、地域包括支援センターの説明等の講話を通して、憩いの家利用者の健康増進及び、相談先等の周知を図る。 |

<春野老人憩いの家>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|-------------|---|--|
| 行事の内容を拡大する。 | e スポーツを通して利用者が参加できる行事を増やしていく。また、その行事を通して地域の交流の場を提供する。 | 利用者が e スポーツに慣れ親しめるように定期的にイベントを企画していく。また地域のこどもと交流できる e スポーツイベントも企画していく。 |

<与野本町老人憩いの家>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|------------|------------------------|---|
| 広報活動を推進する。 | 地域の方への周知を図り、利用拡大へと繋げる。 | 自治会や地域包括支援センター等の地域の広報を活用し、情報提供を図ることで、利用者拡大に繋げる。 |

4 サービス向上のための取組

(1) 介護予防と健康づくりの促進

- ① 高齢者が楽しみながら身体を動かしたり、健康づくりに対する意欲を高めたりできるような場を提供する。
- ② 介護予防の視点による適切な運動指導やレクリエーション活動の場を提供する。
- ③ 高齢者が抱えている「悩み」や「困りごと」を気軽に相談できるよう、各種の相談事業を実施する。

(2) 生きがいづくりの支援

- ① 高齢者が趣味活動を深め、仲間づくりができるよう支援する。
- ② 高齢者が主体的に活躍できる場の設定をする。

(3) 支え合う活力あるまちづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で健康で安心した生活を送ることができるよう地域の関係機関、団体との連携を図る。

(4) 児童とのふれあいの場、高齢者が活躍できる場の提供

児童センター併設という特徴を生かし、児童、保護者など世代を超えた交流の場を設定し、相互理解を深めていけるよう支援する。

5 利用率向上のための具体的取組

(1) 基本姿勢

職員は常に明るく誠実に利用者に接することを基本とし、利用者がいつでも気軽に参加できる事業（申込なしで参加できる、時間帯をニーズに合わせる、誰でもできるようなプログラム内容）を実施し、同じ内容の事業を複数回設定する等の工夫をする。

(2) 広報の強化

施設認知度を高め、新規団体や個人の利用促進を図るため、様々な媒体を用いた広報を実施、強化する。

- ① 当法人ホームページや SNS による事業内容の紹介
- ② 自治会や地域関係機関を通じておたよりを配布

③ 地域の掲示板等人的の集まる場所での各種事業案内のポスター掲示

(3) さいたま市の推進する介護予防対策事業と連携した活動の実施

地域の高齢者が運動を行う場としての施設機能を生かし、さいたま市の推進する介護予防事業の担い手のひとつとして、高齢者が主体的に取り組む活動を応援し、介護予防活動の促進を図る。

(4) 児童センター併設機能を生かした多様な事業展開の推進と施設環境づくり

① 児童との交流事業を充実させ、世代間交流を深める。

② お孫さんと気軽に遊びに来られるよう高齢者が利用しやすい環境を整え、利用機会の拡充を図る。

6 管理運営体制

(1) 緊急時を想定した訓練

① 法人の災害対策計画に基づいた各種マニュアル、消防計画により、火災や地震、水害発生時などを想定して毎月避難訓練（消火訓練）を実施する。

② 日常的な訓練とマニュアルの活用により、万が一災害が発生した場合でも、迅速かつ的確な行動ができるよう体制を整える。

(2) 感染症対策

① 利用者に安全で安心な、健康的で居心地の良い環境を提供するため、日常清掃を実施する。

② 感染症の流行、まん延を防止するために、日常的な清掃、消毒の他、手洗い、うがいの呼びかけの徹底、十分な換気の実施、施設内の環境整備、衛生対策を行う。

(3) 事故防止対策

① 高齢者に起こり得る事故（転倒や脱水等）の未然防止に努める。

② ヒヤリ・ハット(事件・事故)報告書を作成し、職員間で共有化を図ることで、具体的な対策を講じ、同様の事故の未然防止に努める。

③ 軽微なけがや体調不良、物損事故など、業務中に発生もしくは確認されたことを業務日誌等に記録として残す。

④ 事故発生時には「危機管理マニュアル」に基づき、迅速な対応を徹底するとともに、万が一、重篤なケガや急病が発生した場合には、さいたま市の所管課や保健所等関係機関と連携し、速やかに対応するとともに原因の究明及び再発防止策を講じる。

(4) 業務継続計画の研修・訓練実施

① 感染症対応 BCP

感染症が発生した際の業務継続、早期の業務再開のため、訓練を年 1 回実施し、訓練結果に基づいた感染症対策 BCP の研修や計画の見直しを行う。

また、利用者の立場に立った安全で安心して利用できる施設を目指し、感染症を発生させないための体制づくりを行う。

② 災害対応 BCP

ア 法人の「危機管理計画」に基づき、火災対策や地震、豪雨、大雪といった天災対策の基本として定められた「災害対策計画」及び「危機管理マニュアル」、各施設で作成した「災害対応 BCP 計画」のもと、あらゆる災害が発生する可能性を想定し、防災知識の普及、啓発、防災備品の整備等、被害の発生の予防、軽減や二次災害の防止となる取組を行う。

イ 災害が起きた場合は利用者等の生命及び身体を守り、被害を最小限にできるよう、迅速な応急復旧対策を行う。

(5) 人権擁護の取組

虐待防止チェックリストや虐待防止に関する研修など、虐待防止に係る取組を推進する。

7 年間行事等

<三橋老人憩いの家・分館>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|-----------------------------|
| 5月 | 利用団体代表者会議 |
| 7月 | 夏休み世代間交流事業 |
| 8月 | 夏休み世代間交流事業 |
| 9月 | 介護予防講話(地域包括支援センター)、世代間交流運動会 |
| 10月 | 制作タイム |
| 12月 | 振り込め詐欺防止教室 |
| 2月 | 制作タイム |
| 定期 | いきいきタイム、避難訓練、eスポーツ |

<天沼老人憩いの家>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|------------------------|
| 5月 | eスポーツ |
| 6月 | 利用者懇談会、交流ふれあい花だん |
| 10月 | eスポーツ、健康講話(地域包括支援センター) |
| 11月 | 世代間交流運動会、交流ふれあい花だん |
| 2月 | eスポーツ |
| 定期 | いきいきサークル、歌声ひろば、避難訓練 |

<宮原老人憩いの家>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|---|
| 6月 | 歯科衛生士による「歯の話」、シニアサロン |
| 7月 | 利用者懇談会、シニアサロン |
| 9月 | 児童との交流 e スポーツ |
| 10月 | 特殊詐欺防止講話 |
| 11月 | 防火講話 |
| 2月 | 介護予防講座 |
| 3月 | 演芸大会 |
| 定期 | ゆうゆうサークル、シルバーサークル、シルバーeスポーツ、避難訓練、運動支援員による運動教室 |

<植水老人憩いの家>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|---|
| 5月 | 利用者懇談会 |
| 8月 | 夏休み交流事業(囲碁教室、将棋教室、手話ダンス) |
| 10月 | 植水交流まつり・あそびの教室(植水地区社協共催)、スマートフォン教室(高齢福祉課主催) |
| 11月 | シニアカフェ |
| 2月 | eスポーツにチャレンジ!! |
| 定期 | 健康体操、避難訓練、高齢者向けサロン(職員派遣) |

<本郷老人憩いの家>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|------------------------------|
| 5月 | 利用者懇談会 |
| 6月 | 世代交流じゃがいも掘り |
| 8月 | 三世代交流イベント |
| 10月 | 防火講話 |
| 1月 | 伝承あそび(児童との交流会) |
| 2月 | 介護予防教室 |
| 定期 | 健康体操、運動支援員による運動教室、避難訓練、eスポーツ |

<片柳老人憩いの家>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|---|
| 6月 | 児童センター憩いの家交流ふれあい花壇、講話(地域包括支援センター) |
| 7月 | 季節の工作 |
| 9月 | 防火講話 |
| 10月 | 講話(地域包括支援センター) |
| 11月 | 児童センター憩いの家交流ふれあい花壇、児童センター・憩いの家 e スポーツ交流会 |
| 12月 | 季節の工作 |
| 1月 | 講話(地域包括支援センター) |
| 2月 | 利用者懇談会 |
| 定期 | リフレッシュタイム、運動教室(運動支援員)、地域居場所事業「ふらっと片柳」、囲碁の日、避難訓練 |

<春野老人憩いの家>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|---|
| 5月 | 利用者懇談会 |
| 6月 | 児童センター憩いの家交流ふれあい花壇、e スポーツ |
| 8月 | e スポーツ(子どもシニア交流イベント) |
| 10月 | いちにち健康教室(地域包括支援センター共催) |
| 11月 | 児童センター憩いの家交流ふれあい花壇 |
| 12月 | e スポーツ |
| 2月 | e スポーツ |
| 定期 | 運動支援員によるふれあい運動サロン、ふれあいサロン～カラオケ～、囲碁将棋の日、避難訓練 |

<与野本町老人憩いの家>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|---------------|
| 6月 | 児童センター花植えイベント |
| 7月 | こどもシニア交流イベント |
| 9月 | e スポーツ |
| 10月 | 健康づくりのための講話 |
| 11月 | 児童センター花植えイベント |
| 12月 | こどもシニア交流イベント |
| 1月 | こどもシニア交流イベント |
| 定期 | 避難訓練 |

<第2事業所>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|----------|---|--|
| 新規利用児の獲得 | 対面でのPR活動及びSNSによる情報発信によって施設の認知度を高め、新規利用者の獲得に努める。 | SNSについて職員研修を実施し、頻度の高い情報発信をしていく。施設見学会やむつみっ子広場、区の親子教室での懇談会、児童センターでの発達相談など施設を知ってもらう機会を提供していく。地域の公民館等で作業療法士による講座を施設紹介と併せて実施する。 |

<浦和区障害者生活支援センターむつみ>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|----------|---|---|
| 他法人との連携 | ① さいたま市社会福祉協議会、浦和区事務所等と連携し、地域のネットワークを構築する。 ② 民間社会福祉法人等との連携、浦和区地域協議会等を通して災害、感染症等、非常時の協力体制の仕組みを構築する。 | ① さいたま市社会福祉協議会事務局が主催する地域の会議へ参加し、連携を図る。社会福祉協議会主催の研修に参加する。(権利擁護・成年後見制度・BCP等) 浦和区事務所コミュニティソーシャルワーカー(CSW)と連携し地域訪問をする。 ② 地域協議会にて災害対策のワーキングを新たに設置し区内事業所と検討する場を設定する。 |

<むつみホーム大間木>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|-------------|--|---|
| 稼働率の改善を進める。 | 共同生活援助事業について、満床(10人)になるよう入所者を獲得する。空床がある場合は短期入所利用者の受け入れを積極的に行う。 | 短期入所利用者の定期的な利用受け入れを行いつつ、共同生活援助の利用意向を確認していく。短期入所も含め、新規利用の相談に応じ、利用者の獲得を進める。 |

6 サービス向上のための取組

(1) 第1事業所

<生活介護事業>

- ① 障害の特性に応じたグループ(かがやき・ほほえみ・わくわく)を編成し、行動特性や医療的ケア、入浴サービスの必要性等、利用者のニーズに合わせた幅広い障害への対応を行う。
- ② さをり織り・七宝焼き等の自主製品制作、菌床崩し・リサイクル作業等の受注作業を利用者に楽しんでいただけるように支援する。また、個々の得意とすること、楽しみとすること、興味のあることを作業として取り組み、工賃を得られるようにする。
- ③ 緑豊かな地域性を生かした活動を行う。散歩では気候を考慮し、短いコースから長いコースまで、一人ひとりのニーズ、体力、ペースに合わせて設定し、身体機能の維持に努める。
- ④ 社会資源を利用して、年3回、一人ひとり楽しめる外出活動を行う。
 - ア 目的地を選択制とし、好みに合わせて外出できるようにする。
 - イ 利用者アンケート等を参考に外出先を設定する。
- ⑤ 毎年1回利用者とボランティアの方々が交流する会を実施する。

<自立訓練(生活訓練・機能訓練)事業>

- ① 利用時間や頻度、給食のサービスを自由選択制で提供する。
- ② 看護師による健康管理を行い、個別の指導や相談対応を行う。
- ③ 訓練終了後の生活を見据えて、個別の自主訓練指導を行う。

- ④ 通所型のメリットを生かした家族支援を行う。
- ⑤ 施設内訓練だけでなく、地域参加型訓練を行う。(散歩・買い物訓練・公共機関利用訓練等)
- ⑥ 選択できる訓練内容を提案する。(調理・掃除・趣味活動・パソコン操作等)

＜就労継続支援事業B型＞

- ① 複雑な作業でも工程を細分化し、利用者個々人の障害特性に合わせた作業を提供する。
- ② 工賃向上を目指し、積極的な作業開拓を行う。
- ③ 利用者の意見を取り入れた活動を行う。
- ④ 社会体験活動では、公共交通機関の利用や買い物等社会生活を送るうえで必要と思われる体験をする機会を提供する。

(2) 第2事業所

＜児童発達支援事業＞

- ① 集団的・個別的に働きかけながら、様々な遊びを通し、心身の発達や人との関わりを育てる。
- ② 体操やリズムを行うことで、表現する楽しさや身体づくりを支援する。
- ③ 専門職による発達相談を実施し、個々の発達に合せた支援につなげる。
- ④ 近隣の保育園との交流を実施することで、利用児や障害への理解を深める。

＜保育所等訪問支援事業＞

- ① 保育所等における一人ひとりの様子を観察する。
- ② 保育所等の先生方とカンファレンスを通し、情報共有や適切な支援方法について話し合う。
- ③ 訪問後は、利用児の様子を報告書にまとめ、保護者に伝える。
- ④ 訪問支援を担当する職員の資質向上のために、心理士や作業療法士など専門職を講師とした研修会を開催する。
- ⑤ 保護者向けに、専門職による勉強会についての情報提供を行う。

＜相談支援事業＞

- ① 心身の状況や環境等に応じて、必要なサービスを多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援する。
- ② サービス等について利用者に分かりやすく、丁寧な説明を行う。
- ③ 提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

＜さいたま市東部地域つながる発達支援相談事業＞

- ① 療育センターひなぎくの受診を希望する発達に心配がある子どもとその保護者に対し、ひなぎくが行うアセスメントや保護者への助言等を支援するとともに、早期に相談・支援につながることを促進する。
- ② 身近な地域においてかかりつけ医や関係機関が継続した支援を行える体制を構築・強化を図る。

(3) 障害者生活支援センター

- ① 障害者生活支援センターの地域における役割の推進
 - ア 浦和区支援課、浦和区基幹相談支援センター（やどかり）とともに浦和区地域協議会の企画、運営する。
 - イ 「ライフステージを通じて本人を中心とした切れ目のない支援体制を構築する」テーマのもと、児童期、青年期、壮年期、高齢期と変化していく障害当事者と家族を地域で支え続け

る仕組みの構築を行う。

ウ 地域の指定特定相談事業所と連携を図り困難ケース、緊急対応が必要なケース等の支援には担当の相談支援専門員が孤立しないよう努める。

エ 地域の福祉サービス事業所等と地域協議会部会やワーキングにて災害対策等の課題の整理、具体的な取り組み、連携の方法等を検討する。

オ 浦和区事務所コミュニティソーシャルワーカー（CSW）と連携し、ネットワークを構築する。

② 権利擁護の推進

ア 権利擁護支援員を配置し障害者虐待防止法、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例に基づき、障害当事者が誰からも何からも権利侵害を受けることなく自身の人生を自らの意思で生きていけるため直接的、間接的な支援を整える。

イ 障害当事者への理解、協力を得やすい地域の環境づくりを整える。

ウ 浦和区内の相談連絡会議において指定特定相談事業所とともに権利擁護について制度や歴史、具体的な事例を通しての研修を行い、相談支援専門員同士の意識を高めあう機会を設け相談者自身も気が付かない「差別・虐待の芽」を減らしていく取り組みを継続する。

(4) むつみホーム大間木

<共通>

- ① 利用者の健康管理を行うとともに家庭的な食事を提供する。また、入浴、排せつ、着替え、整容等その方に必要な支援を行う。
- ② 更に生活の質が向上するよう、地域行事等に参加し、地域との良好な関係が築けるよう環境づくりや関係機関との連携に努める。
- ③ 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況を把握し、適切な相談、及び援助を行う。

<共同生活援助>

利用者が安心して生活を送ることができるようアセスメントを的確に行い、ニーズに基づいた支援を提供する。また、身辺自立の確立と、共同生活の一員としての協調性及び自発性の確立に努める。

<短期入所>

利用者の身体、その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって必要な支援を行う。

7 利用率向上のための具体的取組

- (1) 更に情報発信ができるよう、SNS について職員研修を実施し各事業の発信を増やす。更新頻度を高くし、ホームページの見直しを行うことで各事業の様子をわかりやすく伝えていく。
- (2) 地域の公民館等で専門職による健康講座等（腰痛予防、補助スプーンの作り方）を行いながら、施設紹介を併せて実施し、認知度を高めていく。
- (3) 施設見学会を年に2回実施する。
- (4) 隣接する浦和特別支援学校への職員研修を年1回実施していく。

8 管理運営体制

管理・運営においては、運営規程に定められたとおりに体制を整え、実施する。また、運営規程

に定めのないものにおいても、管理・運営に必要な体制については計画し、実施する。

(1) 緊急時を想定した訓練

- ① 地震や火災の防災訓練を年2回実施（消防署立ち合いを含む）する。事業ごとに大人は年6回、児童は毎月1回実施する。
- ② 水防法による浸水想定区域のため、浸水の状況を踏まえた避難訓練を年1回実施する。
- ③ 不審者対策実地訓練を年2回実施する（警察署立ち合いを含む）。その際、防犯に対する講和を依頼し、職員の防犯意識の充実に努める。

(2) 感染症対策

- ① 感染症対策訓練を年1回実施し、感染症の予防やまん延防止に努める。
- ② 年1回、さいたま市立病院の看護師に「施設における感染予防策」の講話を依頼し、感染症に対する職員の意識を高める。
- ③ 感染症の予防及びまん延防止のための訓練を年1回実施する。

(3) 事故防止対策

「安全管理」「虐待防止」等のマニュアルを職員に周知するとともに、定期的に見直しを行い、防止策の構築を継続する。また、ヒヤリハットの検証を職員間で行い、事故防止に努める。

(4) 業務継続計画の研修・訓練実施

- ① 感染症対応 BCP
感染症が発生した際の業務継続のための訓練を年1回実施し、訓練結果に基づいた感染症対応 BCP の研修や計画の見直しを行う。
- ② 災害対応 BCP
災害が発生した際の業務継続のための訓練を年1回実施し、訓練結果に基づいた災害対応 BCP の研修や計画の見直しを行う。

(5) 人権擁護の取組

- ① 虐待防止委員会を毎月開催し、虐待防止チェックリストや虐待防止に関する研修など、虐待防止に係る取組を推進する。
- ② 身体拘束適正化委員会を毎月開催し、身体拘束に関する研修など、身体拘束に係る取組を推進する。

9 年間行事等

(1) 第1事業所

<生活介護事業>

か（かがやき）、ほ（ほほえみ）、わ（わくわく）

| 開催月 | 行事名 |
|-----|------------------------------|
| 4月 | 入所式 |
| 5月 | 前期利用者・家族懇談会 |
| 6月 | 外出活動（6月～8月）（か・ほ） |
| 7月 | 嘱託医問診（か・わ） |
| 8月 | お菓子作り活動（か） |
| 10月 | 健康診断 |
| 11月 | むつみ祭、外出活動（11月～1月）（か・ほ） |
| 12月 | 歯科検診・ブラッシング指導、年忘れ会（か） |
| 1月 | お楽しみ会（か）、お菓子作り活動（1月～3月） |
| 2月 | 後期利用者・家族懇談会、外出活動（2月～3月）（か・ほ） |
| 3月 | 嘱託医問診（か・わ）、ボランティア交流会（か） |

| | |
|----|---|
| 定期 | ボランティアコンサート（随時）、書道（月1回 ぽ）、七宝焼き（月1回 ぽ）、ヘアカット（月1回）、自主避難訓練（年6回）、総合防災訓練（年2回）嘱託医問診（月1回 ぽ）季節の行事（年2回 か）お楽しみイベント（年8回 わ） |
|----|---|

<自立訓練（生活訓練）事業>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|---|
| 4月 | お花見散歩 |
| 6月 | 社会体験活動 |
| 9月 | 社会体験活動 |
| 11月 | むつみ祭、スポーツ体験活動 |
| 12月 | 忘年会 |
| 2月 | お菓子作り活動 |
| 3月 | 社会体験活動 |
| 定期 | 自主避難訓練（年6回）、総合防災訓練（年2回）、ボッチャ、カラオケ（随時）、地域清掃活動（月1回） |

<自立訓練（機能訓練）事業>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|-------------------------|
| 定期 | 自主避難訓練（年6回）、総合防災訓練（年2回） |

<就労継続支援事業B型>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|--|
| 5月 | 家族懇談会 |
| 6月 | 嘱託医問診 |
| 11月 | むつみ祭、健康診断、歯科検診・ブラッシング指導 |
| 2月 | 嘱託医問診、家族懇談会 |
| 定期 | 自治会活動（月1回）、自治会イベント（年1回以上）、クラブ活動（年6回）、自主避難訓練（年6回）、総合防災訓練（年2回）、社会体験活動 年1回（6月～1月） |

(2) 第2事業所

<児童発達支援センター>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|--|
| 4月 | 始業式、保護者説明会（グループ別） |
| 5月 | クラス懇談会、春の遠足、お楽しみ会（子どもの日） |
| 6月 | 言語学習会 |
| 7月 | 先輩保護者のお話、参観日（単独・みかん組） |
| 9月 | フォローグループ合同親子通園日 |
| 10月 | 運動会、いもほり、歯科検診 |
| 11月 | むつみ祭、秋の遠足、心理学習会 |
| 12月 | お楽しみ会（クリスマス） |
| 1月 | 参観日（単独・いちご組） |
| 2月 | 園外保育（単独）、言語学習会、クラス懇談会 |
| 3月 | 卒園式、お別れ会、終業日 |
| 定期 | 自主避難訓練（月1回）、誕生日会（月1回）、身体測定（月1回）、嘱託医検診（年2回）、交流保育（年10回）、絵本読み聞かせ会（年10回）、音楽療法（年4回）、保護者向け勉強会（年3～4回）、総合防災訓練（年2回） |

(3) むつみホーム大間木

| 開催月 | 行事名 |
|-----|------------------------------|
| 8月 | 地域花火大会見物及び余暇支援活動 |
| 10月 | 地区防災訓練 |
| 1月 | 他施設交流活動（会食会） |
| 定期 | 防災訓練（年2回）、個別面談（年2回）、地域清掃（随時） |

【6】障害者福祉施設春光園

1 指定管理（令和7年度～令和11年度）

<春光園けやき>

- (1) 生活介護事業
- (2) 自立訓練（生活訓練）事業
- (3) 相談支援事業(特定相談支援、障害児相談支援)

<春光園うみず>

- (1) 生活介護事業
- (2) 相談支援事業(特定相談支援、障害児相談支援)

2 自主事業

<春光園けやき>

- (1) 高齢者宅配食事サービス事業
- (2) 生計困難者に対する相談支援事業

3 施設の基本理念・基本方針

<共通>

| | |
|------|---|
| 基本理念 | 地域で暮らす利用者の人権を擁護し、個々の状況に応じた質の高い効果的かつ総合的な支援を行います。 |
| 基本方針 | 利用者個人を尊重した支援を行います。 |
| | 利用者のQOLを高める支援を行います。 |
| | 利用者の社会参加の機会を増やします。 |
| | 地域や関係機関と連携し豊かな支援を行います。 |

4 今年度の重点取組

<春光園けやき>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|---------------|-------------------------|--|
| 新規利用者の獲得を目指す。 | 広報活動を充実させ、新規利用者の獲得に繋げる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設見学会を年2回（6月、1月）実施し、給食の試食会（複数の食形態を提供）や紹介動画の時間を設け、施設の魅力を伝える。 ・月1回以上のホームページ更新と年2回以上の支援学校や支援センターへの訪問による情報発信を実施する。 |

<春光園うみず>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|---------------|--|--|
| 新規利用者の獲得を目指す。 | 施設の情報提供や情報発信に取り組み、見学者や実習生を増やし、新規利用者獲得に繋げる。 | 地域で行われる会議への参加や、支援学校に向けて見学会の案内を行い、見学者や実習生を増やす。見学者や実習生にアンケート等を実施し、地域のニーズを把握する。 |

5 サービス向上のための取組

(1) 春光園けやき・うみず生活介護共通

- ① 栄養のバランスのとれた給食を提供する。
 - ア アレルギーや嚥下状態、必要量など個人の状態に応じた適切な給食を提供する。
 - イ 毎月、利用者からのリクエストに応じたメニューを提供する機会を設ける。
 - ウ 給食アンケートを実施し、ご家族、ご利用者のニーズや満足度を把握する。
- ② さいたま市内の送迎サービスを実施する。
 - ア 送迎希望者には可能な限りドア to ドアの送迎サービスを実施する。送迎時間については利用者の要望に合わせて調整し、新規利用者が希望された場合も、その都度ルート改変と時間等の調整を行う。
 - イ 送迎可能な範囲であれば、短期入所先など他施設利用の方の送迎も実施する。
- ③ グループによる外出活動を実施する。

障害特性に合わせた小グループで、年2回以上外出活動を行う。

(2) 春光園けやき

<生活介護事業>

- ① 障害特性に応じたグループ編成による幅広い障害への対応を行う。

障害別に5グループを作り、各利用者の特性に合った活動を提供する。
- ② 理学療法士による身体機能チェックを実施する。
 - ア 各利用者に合わせてリハビリテーションメニューを作成・実行し、身体機能の維持を図る。
 - イ 日々の身体機能の変化に応じて、適切な運動や介助方法、ご家族へのアドバイスをを行う。
- ③ 月1回の嘱託医と看護師による健康相談を実施する。
 - ア 利用者の健康状態を確認し、必要に応じて嘱託医に相談を行う。
 - イ 健康診断（1回/年）の結果を踏まえて、利用者の診察を実施する。
- ④ ボランティア主体の行事を通じて地域との交流や利用者の活動意欲を高める。

ボランティアコンサート等のボランティア主体の行事を年6回開催し、日頃の活動では味わうことのできない芸術・文化の魅力を楽しむ機会を提供し、利用者の活動の幅を広げるとともに活動意欲を高める。
- ⑤ 選択できる多数のプログラムを提供する。

毎月1回実施するクラブ活動（運動、創作、音楽）の他に、受注、陶芸、園芸、空き缶リサイクル、自主製品製作の各作業を日々の活動で実施し選択できる機会を設ける。また、複数の選択場所を用意した園外活動を1回/年実施する。
- ⑥ 土曜日（祝日）開業による余暇支援を行う。

5日/年の祝日開業と、新緑会（5月）、けやき祭(11月)の実施により、計7日の土曜日（祝日）の開業を行い、余暇支援の充実を図る。

<自立訓練（生活訓練）事業>

- ① 買い物体験、公共施設の利用、調理実習等を実施する。
 - ア 金銭管理や電子マネーの使い方を確認し、自身でできる買い物工程が増えるように支援する。
 - イ 図書館などの公共施設の利用方法を学び、実際の体験場面を設ける。
 - ウ 電子レンジ等を利用し、簡易でありながら盛り付けを工夫するなどした調理体験を実施す

る。

- ② 自立訓練終了後を見据えた計画的な支援を提供する。

ご本人の希望と生活や体調の管理、コミュニケーション、就労、レクリエーションなどの必要なスキルについて課題を確認し、次の福祉サービスや地域での生活に繋げる支援計画を作成する。

- ③ 受注作業を通じた「働く経験」を提供する。

ア キャップ締めや袋入れなどの受注作業を、利用者の状態やペースを尊重して行う。

イ 参加日数に応じた工賃を毎月支給し、やりがいや働く喜びを感じていただく。

- ④ ボランティアコンサート鑑賞等を通じて地域との交流を図る。

施設内行事（新緑会、けやき祭）や地域主催の交流行事（公民館等）に参加し、音楽や運動を通じた地域の方々との交流機会を設ける。

- ⑤ 外出活動による社会参加を支援する。

事前に写真カードやタブレットを活用して場所や予定を決め、目的意識を持って参加できるよう支援する。

<高齢者宅配食事サービス事業>

関係機関と調整を図るとともに、献立にも配慮し宅配先の満足度を高める。

- ① 安心安全な食事の提供に努める。
② 旬の食材を使い季節感が感じられる食事の提供を行う。
③ 食べやすさに配慮した食事の提供を行う。

<生計困難者に対する相談支援事業>

公益活動を実践するため、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会が設置する「埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会」の会員として「彩の国あんしんセーフティーネット事業」を実施する。

- ① 地域の中で生活課題を抱え生活に困窮している方の相談に応じ、必要な支援につなげていく。
② 生活保護など既存の制度対応では困難な生活がひっ迫している方に対し、食費や医療費、家賃などの費用の全額または一部の経済的援助を行う。
③ 活動にあたっては、埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会彩の国あんしんセーフティーネット事業社会貢献支援員と連携して支援にあたる。

(3) 春光園うえみず

<生活介護事業>

- ① 看護師、理学療法士による健康相談やリハビリ指導を行う。
ア 理学療法士による身体機能チェックを実施
イ 毎月1回嘱託医と看護師による健康相談を行う。
② 障害の特性に応じたグループを編成し、幅広い障害への対応を行う。
ア 半日は作業、半日はレクリエーションや運動などのプログラムを提供する。
イ 作業内容や活動場所を個人の特性に合わせいくつかのグループに分け、本人の希望やペースに沿って活動を実施する。
③ ボランティアコンサート鑑賞等を通じて地域との交流や利用者の活動意欲の向上を図る。
④ 選択できる多数のプログラムを提供する。
ア 室内活動、室外活動、休憩などの選択肢を設け、作業内容も選択する機会を作る。
イ 園外活動の時期及び外出先は、本人や家族にいくつか候補を提示し選択する機会を設ける。

- ⑤ 土曜日・祝日開業による余暇支援を行う。

土曜日・祝日開業を行い、充実した余暇が送れるよう支援する。また、原則、開業は祝祭日のある週に開催し、週5日以内の利用日にして利用者の疲労が蓄積しないように調整を図る。

(4) 春光園けやき・うえみず 相談支援事業

- ① 利用者の状況に応じて適切な障害福祉サービス等を利用できるように支援する。
アセスメントやモニタリングを行って利用者の状況を把握し、長期的な展望も踏まえながら支援を行う。
- ② 関係市町村、障害福祉サービス事業者等、地域の関係機関との連携を図る。
ア 各区で開催される定期・随時の会議に参加し連携を深める。
イ 地域の医療、保健、教育機関、障害福祉サービス提供機関と連絡をとりながら支援を行う。
- ③ 関係機関が開催する研修や学習会に参加し、相談支援の質の向上を図る。

6 利用率向上のための具体的取組

(1) 新規利用者の獲得

- ① 区支援課、各区障害者生活支援センター、地域協議会等との連携により、施設の情報提供を行い新規利用者の獲得を目指す。
- ② さいたま市近郊の特別支援学校の進路説明会に参加し、施設利用に関する案内を行う。
- ③ 施設見学会を年2回実施し、利用希望される方々へのPRの場を設ける。(けやき)
- ④ 土曜・祝日開業の機会を利用し、学生には施設見学を行い、ニーズに合えば、利用を見据えた実習を行う。(うえみず)

(2) 利用者支援の充実

- ① 個別支援計画に基づき利用者の持てる個性を引き出し、目標達成に向けた支援を実施する。
- ② 健康管理と感染症予防を徹底し、出席率向上を図る。

(3) ホームページの活用

イベント情報は常に更新し、閲覧者に施設への興味関心を持ってもらえる内容とする。

(4) パンフレット・広報誌の活用

広報誌は毎月発行し、特別支援学校をはじめ、関係する障害者生活支援センターに送付する。また、パンフレットと広報誌はホームページにも掲載し、広く市民の目に触れるよう配慮する。

7 管理運営体制

管理・運営においては、運営規程に定められたとおりに体制を整え、実施します。また、運営規程に定めのないものにおいても、管理・運営に必要な体制については計画し、実施する。

(1) 緊急時を想定した訓練

- ① 地震・水害BCPの計画書を活用した訓練の実施(年1回)
- ② 防犯体制の充実を図るため、不信者侵入対策訓練の実施(年1回)
- ③ 様々な想定に基づき、避難・防災訓練を年2回実施、うち1回は消防署立ち合いのもと実施

(2) 感染症対策

- ① 感染対策委員会を年2回以上開催し、感染症予防、蔓延防止に努める。
- ② 感染症予防及び蔓延防止のための研修及び訓練の実施(年2回)
- ③ 法人主催の感染症研修受講後伝達研修を実施し、最新の感染症について対策を強化する。

(3) 事故防止対策

ヒヤリ・ハットを活用し、利用者対応や施設内環境整備を行い、事故やケガのリスク軽減を図る。また、事故防止委員会を年に3回実施し、ヒヤリ・ハットの対応策が有効であったかどうかを検証する。

(4) 業務継続計画の研修・訓練実施

① 感染症対応 BCP

感染症 BCP を活用し、年1回以上研修と訓練を実施する。また、実施後に訓練結果に基づき感染症対応 BCP 研修や計画の見直しを行う。

② 災害対応 BCP

地震・水害 BCP を活用した研修と訓練を年1回実施する。訓練結果に基づき災害対応 BCP の見直しと次年度の訓練計画の作成を行う。

(5) 人権擁護の取組

① 虐待防止

虐待防止委員会を年に3回以上開催し、虐待防止チェックリストや虐待防止に関する研修等虐待防止に係る取り組み推進する。

② 身体拘束適正化

身体拘束適正化委員会を年に1回以上実施し、身体拘束に関する研修等、身体拘束に係る取組を推進する。

8 年間行事等

(1) 春光園けやき

<生活介護事業・自立訓練（生活訓練）事業>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|--|
| 4月 | 入所式、園外体験活動(各活動グループ)、家族懇談会 |
| 5月 | 新緑会、園外体験活動(各活動グループ) |
| 6月 | 園外体験活動(各活動グループ)、除草活動、防災訓練、施設見学会 |
| 7月 | 歯科健診、園外体験活動(各活動グループ)、七夕飾り付け、土曜日・祝日開業 |
| 8月 | 健康診断、園外体験活動(各活動グループ) |
| 9月 | 園外体験活動(各活動グループ) |
| 10月 | 土曜日・祝日開業、家族懇談会、園外体験活動(選択グループ)、除草活動 |
| 11月 | けやき祭、園外体験活動(選択グループ) |
| 12月 | 園外体験活動(選択グループ)、内科健診、施設見学会 |
| 1月 | 園外体験活動(選択グループ)、アート作品展、新年会、土曜日・祝日開業 |
| 2月 | 園外体験活動(選択グループ)、防災訓練、土曜日・祝日開業 |
| 3月 | アート作品展、土曜日・祝日開業 |
| 定期 | 嘱託医による診察(月1回)、理学療法士によるリハビリ指導(月1回)、クラブ活動(月1回) |
| 随時 | ボランティアコンサート、施設説明会 |

(2) 春光園うえみず

<生活介護事業>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|-------------------------------------|
| 4月 | 入所式 |
| 5月 | 家族懇談会、土曜日・祝日開業 |
| 6月 | 園外活動 |
| 7月 | 歯科健診・歯科ブラッシング指導、園外活動、土曜日・祝日開業、施設見学会 |
| 8月 | 防災訓練、利用者健康診断 |

| | |
|-----|--|
| 9月 | 内科健診、土曜日・祝日開業 |
| 10月 | アート作品展、うえみず祭り、園外活動、土曜日・祝日開業 |
| 11月 | 園外活動、お菓子作り、土曜日・祝日開業 |
| 12月 | お楽しみ会、お菓子作り、防災訓練、施設見学会 |
| 1月 | 土曜日・祝日開業、お菓子作り、施設見学会 |
| 2月 | 防犯訓練、お菓子作り |
| 3月 | 家族懇談会 |
| 定期 | 嘱託医による健康相談（月1回）、理学療法士又は作業療法士による指導（月1回） |
| 随時 | ボランティアコンサート、身体を動かすレクリエーション教室、施設見学会 |

【7】 槻の木

1 指定管理（令和7年度～令和9年度）

<槻の木>

- (1) 生活介護事業
- (2) 相談支援事業(特定相談支援事業、障害児相談支援事業)

<槻の木第1やまぶき>

就労継続支援事業B型

<槻の木第2やまぶき>

就労継続支援事業B型

2 施設の基本理念・基本方針

<共通>

| | |
|------|-----------------------------------|
| 基本理念 | 利用者一人ひとりが安心してサービスを受けられる施設運営を行います。 |
| 基本方針 | 人権に配慮し、利用者のニーズに応じ、安心できる支援を提供します。 |
| | 利用者の今ある力を発揮できる本人主体の支援を最優先します。 |
| | 社会体験の幅を広げ、地域で安心して暮らせるお手伝いをします。 |
| | お住まいの地域に合った、障害福祉サービスの利用をお手伝いします。 |

3 今年度の重点取組

<槻の木>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|----------|--------------------------------------|---|
| 新規利用者の獲得 | 特別支援学校高等部 3 年生の実習受入れから、新規利用者の獲得に繋げる。 | 近隣の特別支援学校から、直近 2 年間で施設見学に来所された学生の進路状況について、進路指導の先生にリサーチし前期の実習に繋げていく。 |

<槻の木第1やまぶき>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|---------------------------------|--|---|
| 移転・統合に向けた指定管理業務の提案と事業展開の検討を進める。 | 令和 10 年 4 月の第 2 やまぶきとの統合・移転に向けて、事業のすり合わせや送迎等について検討を進める | さいたま市所管課、事務局事業課、槻の木、第 2 やまぶきと適宜協議の場を設け、必要な検討を進める。 |

<槻の木第2やまぶき>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|---------------------------------|--|---|
| 移転・統合に向けた指定管理業務の提案と事業展開の検討を進める。 | 令和 10 年 4 月の第 1 やまぶきとの統合・移転に向けて、事業のすり合わせや送迎等について検討を進める | さいたま市所管課、事務局事業課、槻の木、第 1 やまぶきと適宜協議の場を設け、必要な検討を進める。 |

4 サービス向上のための取組

<生活介護事業>

- (1) 利用者一人ひとりの特性に合わせたグループ編成を行い、楽しく活動できるように支援する。
- (2) 理学療法士による定期的なリハビリを実施する。
- (3) 「ふれあいの日」では、音楽ボランティアによるコンサートの機会を作ることで、ボランティアとの交流促進に繋げる。

- (4) 「外出活動行事」では多数の候補地を用意して、行きたい場所を選択できるように支援する。
- (5) 祝日を開所して、普段と違う活動を提供することでサービス向上に繋げる。(年4回実施)

＜就労継続支援事業B型（第1やまぶき）＞

- (1) 作業支援や日常生活支援についての専門的な助言を得られるように法人内の専門職（作業療法士等）との連携を行う。
- (2) 地域との交流を図り、利用者の活動意欲が高まるよう岩槻児童センター等で紙すき体験を実施する。
- (3) 給食については、希望者に温かく、栄養価の整ったクックフリーズ弁当を提供する。
- (4) 地域との交流を深めるために、区民まつり等の地域の行事に積極的に参加する。
- (5) 利用者の意向を踏まえて、小グループでの社会体験活動や貸し切りバスを利用して所外研修を実施する。
- (6) 工賃向上を目指し、契約企業と単価交渉を行う。また、他事業所と情報交換を行い、新規受け入れ作業を開拓する。

＜就労継続支援事業B型（第2やまぶき）＞

- (1) 槻の木で調理したでき立ての給食を、第2やまぶきでも提供する。
- (2) 槻の木と共同で岩槻区を中心とした送迎サービスを実施する。
- (3) 槻の木まつり等、槻の木・第2やまぶき合同による行事を実施する。
- (4) 区民まつり等の地域の行事に積極的に参加する。
- (5) 工賃向上のため、受注拡大ステーション等を活用し、積極的な作業開拓を行う。
- (6) 「利用者の会」主体のレクリエーション活動を支援する。
- (7) 販売活動、資源回収を通じ、利用者と地域との交流を図る。

＜相談支援事業＞

- (1) 利用者の状況に応じて適切な障害福祉サービス等が提供できるようにする。
- (2) 多様な事業者の中から利用者に合った援助が提供されるように関わる。
- (3) 利用者の必要に応じて、即時に必要な相談ができるように心がける。
- (4) 関係市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図る。
- (5) 地域の医療、保健、福祉、教育機関等との綿密な連携を図る。

5 利用率向上のための具体的取組

- (1) 新規利用者の獲得
 - ① 特別支援学校の進路説明会に出席し、施設アピールから実習に繋げていく。
 - ② 障害者生活支援センター、また支援課とも連携を図り、地域で利用を希望されている方の見学や実習に繋げていく。
 - ③ 地域の自治会に対して、施設のPRを行い知っていただく機会を作りながら、「顔の見える関係」作りを構築し、地域に潜在する利用者の獲得を目指す。
- (2) 意思決定のできる環境と活動プログラムの充実
 - ① 充実感や達成感を得ることができるよう意思決定のできる環境を整えて支援する。
 - ② 楽しく通えるように活動プログラムを充実させる。

6 管理運営体制

管理・運営においては、運営規程に定められたとおりに体制を整え、実施する。また、運営規程に定めのないものにおいても、管理・運営に必要な体制については計画し、実施する。

(1) 緊急時を想定した訓練

- ① 年2回、地震や火災等を想定した避難訓練を実施する。また、地域で行われる合同消防訓練に参加する。
- ② 災害や水害BCPについて内容の見直しを行う。
- ③ 非常用備品(非常用食品含む)や放送器具、消火器の安全点検を実施する。

(2) 感染症対策

- ① 感染症対策委員会を年2回開催するとともに、感染症対策マニュアルに基づいた感染症の発生、まん延の防止に努める。
- ② 法人主催の感染症対策研修を受講し伝達研修を行い、最新の流行している感染症について対策を強化する。
- ③ 日常的な清掃や消毒の実施、施設内の環境整備などの衛生対策を行い感染症発生の予防に努める。

(3) 事故防止対策

- ① ヒヤリハット報告書を作成し、職員間で共有化を図ることで具体的な対策を講じ、事故防止に努める。
- ② 利用者一人ひとりの障害特性を十分に認識し、施設プログラムに安心して安全に参加していただけるように支援する。

(4) 業務継続計画の研修・訓練実施

① 感染症対応 BCP

感染症の発生を想定した訓練を年1回実施する。また、訓練実施後に感染症対応 BCP の見直しも行う。

② 災害対応 BCP

災害の発生を想定した訓練を年1回実施する。また、訓練実施後に災害対応 BCP の見直しも行う。

(5) 人権擁護の取組

① 虐待防止

虐待防止委員会を年1回開催する。また、法人主催の虐待防止研修に参加の他、虐待防止チェックリストの実施報告をもとに、事業所独自の虐待防止研修を実施し、職員一人ひとりの人権意識の向上に繋げる。

② 身体拘束適正化委員会

身体拘束適正化委員会を年1回開催する。また身体拘束を同意している利用者に対しては随時見直しを行い、見直す必要があれば身体拘束適正化委員会を開催して協議する。

7 年間行事等

<生活介護事業>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|---------------------------|
| 4月 | 入所式・事業説明会・祝日開所 |
| 5月 | 総合防災訓練、外出活動、イエローシートキャンペーン |
| 6月 | 外出活動、イエローシートキャンペーン |
| 7月 | 外出活動、祝日開所、ふれあいの日 |
| 8月 | 外出活動 |
| 9月 | 外出活動、イエローシートキャンペーン、ふれあいの日 |
| 10月 | 槻の木まつり、岩槻やまぶきまつり、外出活動 |

| | |
|-----|--|
| 11月 | 鷹狩り行列、祝日開所、健康診断、総合防災訓練、外出活動、イエローシートキャンペーン |
| 12月 | 活動見学会・給食試食会、歯科健診、外出活動、ふれあいの日、イエローシートキャンペーン |
| 1月 | アート作品展、成人を祝う会 |
| 2月 | ふれあいの日、祝日開所 |
| 定期 | 身体測定（月1回）、嘱託医による内科診察（月1回）、機能訓練（月4回） |

＜就労継続支援事業B型＞（第1やまぶき）

| 開催月 | 行事名 |
|-----|-----------------------------|
| 5月 | 事業説明会 |
| 6月 | 避難訓練、福祉マルシェ |
| 7月 | 社会体験活動 |
| 8月 | 健康診断、岩槻児童センター紙すき体験 |
| 9月 | 所外研修、福祉マルシェ |
| 10月 | 槻の木まつり、岩槻やまぶきまつり |
| 11月 | 社会体験活動 |
| 12月 | セルプバザール in 大宮駅販売会、懇談会、忘年会 |
| 1月 | 新年会、歯科健診、アート作品展見学会 |
| 2月 | 避難訓練、利用者懇談会 |
| 3月 | 安心・安全教室 |
| 定期 | 朝：ラジオ体操 作業後：ストレッチ 体重測定（年2回） |

＜就労継続支援事業B型＞（第2やまぶき）

| 開催月 | 行事名 |
|-----|------------------------|
| 4月 | 事業説明会 |
| 5月 | 総合防災訓練 |
| 6月 | スポーツレクリエーション |
| 10月 | 槻の木まつり、岩槻やまぶきまつり |
| 11月 | 社会体験、鷹狩り行列、健康診断、総合防災訓練 |
| 12月 | 歯科健診、利用者の会主催行事（忘年会） |
| 定期 | ラジオ体操（随時）、身体測定（月1回） |

【8】日進職業センター

1 自主運営

- (1) 就労移行支援事業
- (2) 就労継続支援事業B型
- (3) 就労定着支援事業

2 施設の基本理念・基本方針

<共通>

| | |
|------|---|
| 基本理念 | 一人ひとりが望む働き方、働きがいに寄り添い、安心して通える、こころの通い合った支援を目指します。 |
| 基本方針 | 人権に配慮するとともに、一人ひとりの働く権利を保障し、自信をもって仕事に向き合えるよう支援します。 |
| | 個性、主体性、可能性を尊重し、それぞれのご希望に応じられるよう支援に努めます。 |
| | 社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう、体験を通してお手伝いします。 |

3 今年度の重点取組

<共通>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|---------------|--|---|
| 新規利用者の獲得を目指す。 | 営業活動や情報発信を積極的に行い、見学者や SNS のフォロワーを増やし、新規利用者の獲得に繋げる。 | 見学及び実習や体験を積極的に受け入れ、学校単位の説明会を営業の機会と捉え丁寧な説明を行う。また、進路について学生や保護者のニーズを把握する。 SNS（インスタグラム）を活用し、求められる情報の定期発信を継続する。 ポスティングを定期的に行い、広く営業活動を展開する。 |

4 サービス向上のための取組

<共通>

(1) 利用者の意見を反映する取組

- ① 利用相談窓口を設置し、利用者及び家族の思いを的確に把握するとともに、要望や苦情があれば迅速に対応する。
- ② 毎月の事業所通信に『みなさまの声』の二次元コードを明示し、いつでも気軽に意見を述べていただけるようにするとともに、利用者及び家族から寄せられた意見等を職員間で共有する。
- ③ 利用者及び家族との面談を定期的を実施し、個別支援計画を通して要望が達成できるようサービスを提供する。希望に応じて WEB や電話による面談も設定する。
- ④ 利用者アンケートを通して、利用者及び家族の意向を事業内容に反映させる。また、意見、要望を真摯に受け止め、対応策を講じ回答と併せて掲示する。

(2) 地域、関係機関との連携

- ① 日進北小学校スクールサポートネットワークの構成団体を中心に地域との連携を強化し、イベントや防災・防犯活動等を通して交流を深め、互いに安心して暮らせる地域づくりに貢献する。
- ② 利用者一人ひとりに合ったサービスや地域活動を支援するため、行政機関、サービス事業者、

障害者生活支援センター、就労支援センター、医療機関等との連携を図る。また、さいたま市北区就労支援連絡会に参画し、地域生活における課題の把握に努め、より豊かな生活の実現に向け、働く支援のネットワークを強化する。

- ③ 受注作業以外にも園芸や手芸、運動など、様々なボランティアの受入れを整備し、地域との関係を深め、地域で働き、暮らすために必要な理解と支援について情報発信に努める。
- ④ さいたまロードサポート活動団体の認定を受け、月に1回、ボランティアでさいたま市が管理する道路の美化活動を行う。
- ⑤ 子どもひなん所 110 番の家、防災イベント等を通じて顔の見える関係づくりに努める。また、隣接する企業との「災害時相互援助協定」を継続する。

(3) 専門性の向上

- ① 毎朝夕の職員ミーティングで日常的な情報共有及びヒヤリハットの確認を行い、迅速かつ共通した支援を図る。
- ② 事業団事務局及び研修委員会で企画する研修のほか、関係機関及び団体の主催する研修に参加し、先進の知識、技術を学び、施設内で伝達研修を行いサービスの向上に努める。また、他施設への視察及び体験研修を通じて、課題の研究やサービス提供に関する考察を深めるとともに、自主製品の開発など施設の魅力づくりに着手する。
- ③ 外部から専門の講師を招き、運動と認知機能を組み合わせた学習・運動・生活プログラムの基礎的研修と実践方法を学ぶ。
- ④ 相談援助実習を積極的に受け入れ、福祉に携わる人材の育成に努めるほか、実習指導を通して職員のスキルアップを図る。

<就労移行支援事業>

- (1) 毎朝のミーティング、健康チェック、身だしなみチェック、体操及び昼休憩後のリズム体操を実施する。
- (2) 季節に合わせた運動を通して体力づくりを実施する。
- (3) 暫定支給期間中の特別プログラム、防災学習プログラムを実施する。
- (4) 防災学習プログラムを実施する。
- (5) 向上心を育むための検定チャレンジと学習会を適宜行い、年に2回外部講師によるけん玉検定を実施する。
- (6) ハローワークへの求職者登録及び求職活動、就労支援センターへの登録、埼玉障害者職業センターでの職業評価等、関連機関との連携を図る。
- (7) 適宜、必要に応じた移動訓練及び公共交通機関の利用体験を実施する。
- (8) 企業見学、面接訓練、企業実習、委託訓練、短期訓練等就労支援を実施する。
- (9) 就職後の職場訪問、相談等の定着支援を実施する。

<就労継続支援事業B型>

- (1) 生産活動と日課を通して働くための基本的な姿勢と社会生活力を高める。また、働く自信と意欲を持てるよう支援を行い、その人らしく活躍できる環境を整える。
- (2) 需給のニーズに沿った作業を開拓し、様々な生産活動を提供することで、工賃の向上を図る。
- (3) 利用者が中心となり余暇活動を行い、QOLの向上と社会的な体験の場を提供する。
フレンズタイム（外出体験）、クラブ活動（ダンス、体操・音楽）、リフレッシュタイム（茶話会）、アートタイム（創作活動）
- (4) 地域交流活動を通して、利用者のアート作品や自主製品を発信し、表現することで地域や社会とのつながりを促進する。

(5) 企業見学、企業実習、委託訓練、短期訓練等の就労支援に必要な機会を提供する。

＜就労定着支援事業＞

- (1) 月に1回以上の職場訪問及び当該利用者、企業担当者と面談を行う。
- (2) 職場における状況把握及び課題解決に向けた助言、支援を実施する。
- (3) 当該利用者、家族、雇用先企業の相談援助を実施する。
- (4) 障害者生活支援センター、医療機関等、関係諸機関との連絡調整を行う。
- (5) サービス利用中に離職する者の支援を行う。

5 利用率向上のための具体的取組

- (1) 特別支援学校との連携により、数年後の新規利用者の獲得を見据え産業現場実習を受け入れ、各事業の説明を通じた積極的な営業活動を行うとともに、進路に対する学生や保護者のニーズを把握する。
- (2) さいたま市各区支援課、さいたま市各区障害者生活支援センター、相談支援事業所、他市町行政機関及び福祉関連機関との連携により、見学や体験を受け入れるとともに、地域に現存するニーズに応えられるよう体制を整える。
- (3) SNS（インスタグラム）を活用し、求められる情報の定期発信を行い、フォロワーを増やすとともに閲覧者の傾向等を把握し、利用希望に繋がる広報を行う。
- (4) 近隣地域にポスティングを通して、利用希望の掘り起こしを行う。
- (5) 利用者の検温等で健康管理に努め、施設の衛生管理を徹底することで感染症を予防し、出席率の向上を図る。

6 管理運営体制

管理・運営においては、運営規程に定められたとおりに体制を整え、実施する。また、運営規程に定めのないものにおいても、管理・運営に必要な体制については計画し、実施する。

(1) 緊急時を想定した訓練

- ① 防災訓練の実施（年4回）
 - ア 消防機関の協力及び、消防計画に沿った防災訓練を実施する。
 - イ 防災週間にあわせた緊急地震速報を用いたシェイクアウト訓練に参加する。
- ② 防犯講習会の実施（年1回）

警察機関の指導のもと、不審者対応訓練を実施する。

(2) 感染症対策

- ① 体調確認、手洗い、うがい、手指消毒を実施する。
- ② 館内消毒及び定期換気を実施する。
- ③ 感染症や食中毒等に関するリスク対応と防止策の検討を行い、実施する。
- ④ 感染症対策委員会を開催する。（年2回）

感染拡大防止対策、対応マニュアル、各記録等についての検討、見直しを行う。

(3) 事故防止対策

- ① 作業室、廊下等の整理整頓及び柵、ロッカー等の配置を配慮する。
- ② 発作や怪我等に関するリスク対応と防止策を講じる。
- ③ 駐車スペース及び館内防犯カメラを活用し、監視体制を整える。
- ④ 適宜、対応マニュアルの読み合わせと見直しを行う。

(4) 業務継続計画の研修・訓練実施

① 感染症対応 BCP

- ア 感染症対応 BCP の研修や計画の見直し及び、感染症に係る備品管理を行う。
- イ 感染症発生時に迅速に事業継続に向けた行動がとれるよう BCP に沿った訓練を実施する。
(年 1 回)

② 災害対応 BCP

- ア 災害対応 BCP の研修や計画の見直し及び、災害用備蓄品管理を行う。
- イ 災害の発生を想定し、BCP に沿った訓練を実施する。(年 1 回)

(5) 人権擁護の取組

① 虐待防止

- ア 虐待防止委員会を開催する。(年 3 回)
- イ 虐待防止チェックリストの考察や虐待防止、不適切な支援に関する研修など、虐待防止に係る取組を推進する。

② 身体拘束適正化

- ア 身体拘束適正化委員会を開催する。(年 3 回)
- イ 身体拘束に対する研修など、身体拘束に係る取組を推進する。

7 年間行事等

<就労移行支援事業・就労継続支援事業 B 型共通>

| 開催月 | 行事名 |
|------|--|
| 4 月 | 防災訓練、利用者健康診断、さいたまロードサポート活動 |
| 5 月 | 公開活動(週間)、さいたまロードサポート活動、ステーションギャラリー(日進駅) |
| 6 月 | 防災訓練、むし歯・歯周病予防教室、さいたまロードサポート活動 |
| 7 月 | 外部講師イベント(シナプソロジー)、さいたまロードサポート活動 |
| 8 月 | 外部講師イベント(健康フラ) |
| 9 月 | 防災訓練、さいたまロードサポート活動 |
| 10 月 | さいたまロードサポート活動 |
| 11 月 | 外部講師イベント(シナプソロジー)、さいたまロードサポート活動 |
| 12 月 | 年末打ち上げ会、さいたまロードサポート活動 |
| 1 月 | 防災訓練、さいたまロードサポート活動 |
| 2 月 | 防犯講習会、むし歯・歯周病予防教室、さいたまロードサポート活動、外部講師イベント(健康フラ) |
| 3 月 | さいたまロードサポート活動 |

<就労移行支援事業>

| 開催月 | 行事名 |
|------|--|
| 6 月 | 防災学習プログラム(防災センター:さいたま市防災展示ホール) |
| 11 月 | 体験学習プログラム(川越) |
| 随時 | ファーストプログラム(暫定支給期間特別プログラム) |
| 適宜 | 学習会、移動訓練、企業見学、面接練習、体力づくり、求職活動、地域活動、けん玉 |

<就労継続支援事業 B 型>

| 開催月 | 行事名 |
|------|----------------------------------|
| 4 月 | クラブ活動に関してアンケート、リフレッシュタイム |
| 5 月 | アートタイム(和柄折り紙を使ったつるし飾り) |
| 6 月 | フレンズタイム(ステラタウン) |
| 7 月 | フレンズタイム(ステラタウン)、クラブ活動(体操、ダンス・音楽) |
| 8 月 | リフレッシュタイム |
| 10 月 | フレンズタイム(大宮公園) |
| 11 月 | |
| 12 月 | クラブ活動(体操、ダンス・音楽) |
| 1 月 | 歌会 |
| 3 月 | リフレッシュタイム |
| 適宜 | 地域交流活動(日進駅アートギャラリー・日進公民館) |

【9】かやの木

1 自主運営

- (1) 生活介護事業
- (2) 就労継続支援事業B型

2 施設の基本理念・基本方針

<共通>

| | |
|------|-------------------------------------|
| 基本理念 | その人らしい主体的な生活が送れるよう、個々に寄り添った支援に努めます。 |
| 基本方針 | 個々の意思を尊重し、ニーズの把握に努めます。 |
| | 社会資源を活用し地域で共に支えあう社会を目指します。 |
| | 人権に配慮し、安全で安心していただける支援を提供します。 |

3 今年度の重点取組

<共通>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|----------|---|---|
| 新規利用者の獲得 | 特別支援学校や障害者生活支援センターへの営業活動を積極的に行い、新規利用者を獲得する。 | 当年度だけでなく、2年後、3年後の入所を見越した実習生受入れのために特別支援学校進路担当への広報活動を行う。 施設公開日を設け、特別支援学校生徒、家族の来所、見学を奨める。 |

4 サービス向上のための取組

<共通>

- (1) 利用者個々の意向、適性、障害の特性、その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、適切かつ効果的なサービスを提供すると共に、将来設計を見据えた支援を行う。
- (2) 利用者やご家族へのアンケート、日々の傾聴などを通じて利用者ニーズを的確に把握し、施設プログラムに反映する。
- (3) 利用者同士の円滑なコミュニケーションやニーズの把握を目的とした、利用者懇談会を年3回開催する。
- (4) 社会体験活動を生活介護は年4回、就労継続支援事業B型は年3回実施し、利用者の社会参加を促す。
- (5) クラブ活動を生活介護事業は年3回、就労継続支援事業B型は年3回実施し、利用者の創作活動や運動志向に沿ったプログラムを提供する。
- (6) 軽作業、さをり織りにボランティアを受け入れることで地域社会にお住まいの方々との交流を図る。また、ボランティアによる音楽活動を開催することで、利用者が鑑賞する機会を設ける。
- (7) 看護実習、教育実習を受け入れ、地域の社会福祉施設としての役割を担う。
- (8) 社会福祉士実習指導者研修を受講し、社会福祉士養成実習を受け入れることで教育機関のニーズに応える。
- (9) 健康診断を実施（健康管理1回／月、健康診断及び歯科健診1回／年）することで利用者だけでなくご家族に対しても安心できるきめ細かい健康サポートを継続していく。

＜生活介護事業＞

- (1) 利用者各自に適した軽作業を担ってもらうことで作業への責任感を養い就業意欲を培う。作業は複数の作業項目の確保に努め、工賃支給の原資とする。
- (2) 地域との交流を深めるために、区民まつりや他施設で行われる販売活動へ参加する機会をつくる。
- (3) 外出行事等を実施することにより、利用者の社会経験を広げる。
- (4) 送迎サービスの拡充のため、送迎範囲の調査を行う。

＜就労継続支援事業B型＞

- (1) 製菓作業においては常に清潔な作業環境を保つと共に、作業に携わる利用者の衛生指導や健康面等に配慮する。
- (2) 製菓売上のアップと製菓の認知度の伸長を目指し、委託販売先と販売先の開拓を進める。
- (3) 物価上昇にともなう原材料の調達価格の値上げに対して販売利益を確保できるよう売値を調整する。
- (4) 施設の直売、区役所ピアショップ、区民まつりの販売に利用者も参加することで地域の住民との交流の機会をつくる。
- (5) 利用者がレクリエーション活動に参加する機会を月2回設けリラックスできる時間を創る。

5 利用率向上のための具体的取組

- (1) さいたま市内の特別支援学校を訪問する等、進路指導担当者との連携を図り、施設案内や産業現場実習を積極的に受け入れ、新規利用者の獲得に繋げる。
- (2) さいたま市各区支援課、中央区障害者生活支援センター、さいたま市障害者総合支援センター、さいたま市社会福祉協議会、さいたま市内の障害福祉事業所との連携を深め、支援が必要な方のニーズを把握し、施設案内を行うとともに、社会生活が継続できるような体制を整える。
- (3) 施設公開日を年2回設け、特別支援学校生徒、家族、近隣地域の見学希望者へ積極的に施設説明を行う。
- (4) 嘱託医と連携し利用者の健康管理に努め、稼働率の向上につなげる。利用者の身体状況を家族と共有し毎朝の検温を行うことで感染症の早期発見、施設内感染を防ぐ。
- (5) 共同生活援助事業所との連携を行う。相互に施設見学や情報共有を行い、長期的に日中の通所利用を継続できるよう生活面をサポートすることで利用率向上を図る。

6 管理運営体制

管理・運営においては、運営規程に定められたとおりに体制を整え、実施する。また、運営規程に定めのないものにおいても、管理・運営に必要な体制については計画し、実施する。

(1) 緊急時を想定した訓練

- ① 地震や火災の避難訓練、防災訓練を年3回（消防署立会いを含む）実施する。
- ② 防犯訓練（不審者対策）を年1回実施する。

(2) 感染症対策

- ① さいたま市保健所食品衛生課主催による食品衛生の研修を行う。
- ② 法人主催の感染症対策研修を受講後、伝達研修を実施し、最新の流行している感染症についての対策を講じる。

(3) 事故防止対策

ヒヤリハット報告をもとに、職員間の連携を密にすることで利用者対応や施設内の環境整備を行い、事故やけがのリスク軽減を図る。（ヒヤリハット報告があった当日の帰りの打合せで、対策を検討し情報共有を行う。）

(4) 業務継続計画の研修・訓練実施

① 感染症対応 BCP

感染症が発生した際の業務継続のための訓練を年 1 回実施し、訓練結果に基づいた感染症対応 BCP の研修や計画の見直しを行う。

② 災害対応 BCP

災害が発生した際の業務継続のための訓練を年 1 回実施し、訓練結果に基づいた災害対応 BCP の研修や計画の見直しを行う。

(5) 人権擁護の取組

虐待防止委員会を開催し、虐待防止チェックリストの検証や虐待防止に関する研修を通して虐待防止の取り組みを推進する。

7 年間行事等

<生活介護>

| 開催月 | 行事名 |
|------|--------------------|
| 4 月 | 事業説明会、社会体験活動 |
| 5 月 | クラブ活動、避難訓練 |
| 6 月 | 社会体験活動、施設公開日 |
| 7 月 | 歯科検診、利用者懇談会 |
| 9 月 | 外出行事 |
| 10 月 | 避難訓練、クラブ活動 |
| 11 月 | 社会体験活動 |
| 12 月 | お楽しみ会、交通安全講習、施設公開日 |
| 1 月 | 健康診断、社会体験活動、利用者懇談会 |
| 2 月 | クラブ活動、防災訓練 |
| 3 月 | 外出行事 |
| 定期 | 家族懇談会（年間 3 回） |

<就労継続支援 B 型>

| 開催月 | 行事名 |
|------|----------------------------|
| 4 月 | 事業説明会 |
| 5 月 | クラブ活動、避難訓練 |
| 6 月 | 社会体験活動、施設公開日 |
| 7 月 | 歯科検診、利用者懇談会 |
| 9 月 | 外出行事 |
| 10 月 | 避難訓練、クラブ活動 |
| 11 月 | 社会体験活動 |
| 12 月 | お楽しみ会、交通安全講習、施設公開日、食品衛生講習会 |
| 1 月 | 健康診断、社会体験活動、利用者懇談会 |
| 2 月 | 利用者懇談会、防災訓練 |
| 3 月 | 外出行事 |
| 定期 | 家族懇談会（年間 3 回） |

※ 販売参加（ピアショップ・施設販売会・区民まつり等における販売）

【10】 障害者福祉施設みのり園

1 指定管理（令和7年度～令和11年度）

障害者福祉施設（身体障害者福祉センター及び障害者のための福祉施設）

2 自主事業

放課後等デイサービス事業（放課後デイサービスみのり）

3 施設の基本理念・基本方針

<障害者福祉施設>

| | |
|------|-----------------------------|
| 基本理念 | 「誰もが、いつでも集い、語り合える施設」を目指します。 |
| 基本方針 | 社会との交流の促進を図ります。 |
| | 教養の向上及び社会生活に必要な講座を実施します。 |
| | いつでも相談できる体制を整えます。 |
| | 身体の機能回復及び作業活動を行います。 |

<放課後等デイサービス>

| | |
|------|--|
| 基本理念 | 障害児の身体、精神の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。 |
| 基本方針 | 児童、保護者の気持ちに寄り添い支援します。 |
| | 児童の発達段階に応じた支援を行い、人との関わりの中で成長に寄与します。 |

4 今年度の重点取組

<障害者福祉施設>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|----------------------|----------------------------------|---|
| 事業内容を見直し、サービスの向上を図る。 | 利用者ニーズ及び施設の設置目的に照らし、事業内容の見直しを行う。 | 施設に求められる役割を領域化し、実施している事業に過不足がないか確認する。その結果に基づき、新規事業の立ち上げや既存事業の廃止を行う。 |

<放課後等デイサービス>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|---------------------|-----------------------------------|---|
| サービスを見直し、運営の健全化を図る。 | 利用児の状況やニーズ、運営状況等を踏まえ、サービスの見直しを行う。 | 利用児及びその保護者からどのようなサービスが求められているのかを確認し、サービスの改善、ひいては利用率の向上に向けて必要な準備を行う。 |

5 サービス向上のための取組

<障害者福祉施設>

(1) 余暇の過ごし方を提案する。

- ① 障害者福祉の増進及び文化教養の向上を目的とした各種教室事業（手編み、パッチワーク、毛筆、硬筆、茶道、太鼓、陶芸、ヨガ、お菓子作り等）及び園外活動（ボウリング大会、ウォーキング、外食活動等）を実施する。
- ② リフト付き送迎車を運行し、どなたでも参加できるように配慮する。

(2) 離れた地域の方も参加しやすいように、他区で教室事業や離職予防事業を実施する。

- ① 遠方の利用者を対象に、岩槻区の「療育センターひなぎく内交流室」で教室を開催する。

② さいたま市障害者総合支援センターと連携し、西区及び見沼区の2か所で離職予防事業を実施する。

(3) SNS サービスを活用し、幅広くみのり園事業を周知する。

ホームページ・インスタグラム・公式LINEアカウントで、定期的にお知らせや事業の様子等を配信する。

(4) 特性に応じたコミュニケーションスキルを高められるプログラム等を用意する。

誕生会やレクリエーション、みのりフェス等のイベントを通じて、利用者相互のコミュニケーションを図る。離職予防事業では、利用者間の交流が生まれるようにサポートする。

(5) 「みのりフェス」を開催し、利用者の充実感の向上を図るとともに、地域交流を図る。

① イベントを通じ、広く市民に障害について理解を深めてもらうとともに、障害者の社会参加や創作意欲等の向上を図る。

② 地域の法人内・外の他事業所にもイベントへの参加を呼びかけ、地域連携を図る。

(6) 教室事業で作成した創作物等について、支援を通じて作品化していく。

事業団アート作品展への出展のほか、他機関主催の作品展への出展もサポートすることで、利用者の創作意欲を高め、社会との接点を広げる。

<放課後等デイサービス>

(1) 安心・安全に余暇を過ごせるように支援する。

① ふれあい体操、マッサージ、散歩、創作活動、季節の行事等を行う。

② 玩具や部屋の安全点検を実施し、環境整備に配慮する。

(2) リフト付き送迎車で、各ご自宅まで送迎を行う。

(3) 看護師を配置し、医療的ケアを提供する。

① 毎回看護師による体調チェックを実施する。

② 医師の指示書に基づき、必要な医療行為（注入・吸引等）を行う。

(4) アンケート等の実施により利用者の要望を把握する。

① 年1回、利用者アンケートを行う。

② 日々のご利用を通じて保護者からご意見を伺い、サービスの向上に努める。

(5) ICT ツールを活用し、保護者の利用申込等の利便性を高める。

クラウドサービス「コノベル」を活用し、利用申し込み・連絡帳記入・欠席連絡等の負担を軽減する。

(6) 利用児童に関する情報交換を関係機関と行う。

① ひまわり特別支援学校の担任の先生と定期的に面談を実施し、情報を共有する。

② 相談支援事業所と連携し、利用児の支援に関する情報の共有を行う。

(7) 利用児と地域住民との交流の機会を設ける。

近隣の児童センターや公民館と連携し、地域との交流の場を設ける。

(8) SNS サービスを活用し、放課後デイサービス事業を周知する。

① インスタグラムや公式LINEを活用し、保護者に向けてお知らせや活動の様子等を発信する。

② 放課後デイサービスの利用を考えている方へ向けて、施設の様子を公開する。

6 利用率向上のための具体的取組

<障害者福祉施設>

(1) 新規利用者の獲得

- ① SNS を活用し、地域の方々や関係機関へ事業内容を周知する。
- ② 近隣の特別支援学校卒業生に向けて事業内容等を説明し、教室等への参加を呼びかける。

(2) サービス内容の充実

- ① 地域の生活支援センターと連携してご家族向け相談会を実施し、障害福祉サービスの利用や「親亡き後」問題等に関する啓発を行う。
- ② 教室参加者からアンケートを取るなどして、利用者の声を反映させた事業内容を展開する。

<放課後等デイサービス>

- (1) 日常的な連絡帳等によるやり取り、モニタリング時の面談のほか、定期的に利用者アンケートを実施して利用者ニーズの把握に努め、いただいたご意見を基にサービスの向上を図る。
- (2) 専門性の向上を図るため、法人が主催する研修のほか、関係団体が主催する研修に積極的に参加する。

7 管理運営体制

管理・運営においては、運営規程に定められたとおりに体制を整え、実施する。また、運営規程に定めのないものにおいても、管理・運営に必要な体制については計画し、実施する。

(1) 緊急時を想定した訓練

- ① 地震や火災を想定した訓練（消防署立ち合い含む）を定期的実施する。（放課後等デイサービスは毎月実施）
- ② 防犯対策として通報や不審者対応への実践力を高め、防犯意識を向上させる。
- ③ 不審者訓練を年1回以上実施し、緊急時における対応力を向上させる。
- ④ 対策マニュアルの見直し、非常用備蓄品の整備及び非常食の備蓄、防災設備の備蓄の点検及び維持管理、施設内外の危険箇所のチェック、利用者の情報の管理等を行う。
- ⑤ 同敷地内にあるひまわり学園、ひまわり特別支援学校とともに、年2回、合同防災訓練を行う。
- ⑥ 年1回、水害を想定した避難訓練等を実施する。

(2) 感染症対策

- ① 感染症対策委員会を年4回以上実施する。
- ② 感染症対策マニュアルに基づき、各種チェック表の活用や日常的な清掃、消毒等施設内の環境整備、衛生対策を行い、感染症の発生予防とまん延を防止する。
- ③ 食品を取り扱う講座や教室事業の実施にあたり、職員の細菌検査の実施や検食の保存、二次感染防止などを徹底する。

(3) 事故防止対策

- ① ヒヤリハット（事件・事故）を活用し、未然に同様の事故を防ぐと同時に、軽微な事故・怪我等に対しても業務日誌等に記録として残し、職員間で共有する。
- ② 障害等の特徴や配慮が必要なことをケース会議等で共有する。また、医療的ケアが必要な利用者には看護師が中心となり、関係機関とも連携しながら支援を行う。
- ③ 情報管理者とともに情報セキュリティ担当者を配置し、想定されるリスクに対応できる管理システムを構築するとともに、取扱い手順、利用ルール等をマニュアル化し、定期的・計画的

な内部研修を実施する。

- ④ 同敷地内にあるひまわり学園と共通の「自主検査チェック表」により、設備管理の不具合や危険物の確認を実施する。
- ⑤ 「建物・設備の定期点検表」を使用し、定期的に危険箇所や設備の不具合を確認する。

(4) 業務継続計画の研修・訓練実施

- ① 感染症対応 BCP
感染症が発生した際の業務継続のための研修及び訓練を年 1 回以上実施する。
- ② 災害対応 BCP
災害が発生した際の業務継続のための研修及び訓練を年 1 回以上実施する。

(5) 人権擁護の取組

- ① 虐待防止
虐待防止委員会を年 4 回以上実施し、虐待防止チェックリストの実施及び考察、虐待防止に関する研修などを行う。
- ② 身体拘束適正化
身体拘束適正化委員会を年 1 回以上実施し、身体拘束に関する研修などを行う。

8 年間行事等

<障害者福祉施設>

| 開催月 | 行事名 |
|------|-------------------------|
| 5 月 | 総合避難訓練 |
| 10 月 | 総合避難訓練 |
| | みのりフェス 2026 (西部文化センター) |
| 12 月 | 事業団アート作品展「スマイル・プラス」 |
| 3 月 | 家族懇談会 (就労障害者余暇クラブ 0B 会) |
| 定期 | 自主避難訓練 (月 1 回) |

| 体験・教室等 | | | | |
|--------|--------------|-------|------|--------|
| 曜日 | 午前 | | 午後 | |
| | 名称 | 回数 | 名称 | 回数 |
| 火曜日 | 茶道教室 | 年 6 回 | | |
| | 3 色パステルアート教室 | 年 8 回 | | |
| | 手編み教室(岩槻) | 年 8 回 | | |
| 水曜日 | 陶芸教室 | 年 8 回 | 毛筆教室 | 年 4 回 |
| | ヨガ教室 | 年 4 回 | 硬筆教室 | 年 4 回 |
| | クラフト教室 (岩槻) | 年 4 回 | | |
| 木曜日 | 木曜クラブ | | | 年 21 回 |
| 金曜日 | 手編み教室 | 年 8 回 | | |
| | パッチワーク教室 | 年 8 回 | | |
| 土曜日 | ウォーキング | 年 5 回 | | |
| | 散策 | 年 5 回 | | |
| | パン作り教室 | 年 2 回 | | |
| | ボウリング大会 | 年 3 回 | | |
| | カラオケ | 年 3 回 | | |
| | e スポーツ | 年 3 回 | | |
| | ボッチャ教室 | 年 3 回 | | |

| | | | |
|-----|-----------------------|-------|--------|
| 土曜日 | ダンス教室 | 年 4 回 | |
| | 太鼓教室 | 年 4 回 | |
| | 出張相談会 | 年 1 回 | |
| | お菓子作り教室 | 年 2 回 | |
| 日曜日 | 就労障害者余暇クラブ (OB 会) | | 年 21 回 |
| | 就労障害者余暇クラブ (OB 会・春光園) | | 年 21 回 |

<放課後等デイサービス>

| 開催月 | 行事名 |
|------|---------------------|
| 4 月 | 入学・進級お祝い会 |
| | 家族懇談会 |
| 5 月 | 総合避難訓練 (ひまわりとの合同) |
| 7 月 | 七夕 |
| 8 月 | 夏祭り |
| 10 月 | 総合避難訓練 (ひまわりとの合同) |
| | ハロウィン |
| 12 月 | クリスマス |
| 1 月 | お正月あそび |
| 2 月 | 節分 |
| 3 月 | お楽しみ会 |
| 定期 | 自主避難訓練 (月 1 回)、お誕生会 |

【11】大砂土障害者デイサービスセンター

1 指定管理（令和7年度～令和11年度）

- (1) 生活介護事業
- (2) 自立訓練（機能訓練）事業
- (3) 相談支援事業（特定相談支援事業、障害児相談支援事業）

2 施設の基本理念

<共通>

| | |
|------|---|
| 基本理念 | 利用者一人ひとりが地域の中で安心して生活を送ることができる施設運営を行います。 |
| 基本方針 | ニーズを的確に捉えた支援を行います。 |
| | 人権を擁護し、日々の支援を行います。 |
| | ICFの視点で支援を行います。 |
| | 「大きな支援の輪」で支援を行います。 |

3 今年度の重点取組

<共通>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|----------|------------------------------|--|
| 広報活動の充実 | ホームページや SNS を活用し、施設の情報を発信する。 | 新規利用者やボランティアの獲得に繋がるようなイベントや日常活動の様子を発信する。 |

4 サービス向上のための取組

<生活介護事業>

- (1) 利用者一人ひとりの興味や関心のある活動に取り組む機会を提供する。
 - ① 日常的に意向を伺い、新規活動を設定する。
 - ② 外部の情報を積極的に収集し、取り入れられる活動を提案、提供する。
- (2) 身体機能の維持、向上を図るべく、理学療法士の助言や、動画などを活用し、日常的に体を動かす機会を提供する。
 - ① 日常活動に全体での運動プログラムを設定し、補助をしながら参加を促す。
 - ② 本人の意向に対し、有効な運動プログラムを理学療法士と協議し、必要に応じて設定する。
- (3) 清潔の保持や心身のリフレッシュを目的とした入浴サービスを提供する。
 - ① できるだけ多くの方が入浴できるよう調整する。
 - ② 丁寧かつ効率的な入浴サービスの提供ができるよう、職員の技術向上に努める。
- (4) ボランティア、資格取得実習の学生を積極的に受け入れ、開かれた環境づくりを行う。
 - ① ボランティア、実習生に施設のあり方や支援の理解を促す。
 - ② 外部の目で見た施設、職員の状況を真摯に受けとめ、サービスの改善、向上に役立てる。
- (5) 世代間交流、地域交流の場として、大砂土放課後児童クラブとの e スポーツイベントを定期的
に開催する。
TVゲームを活用した合同イベントを通して、障害者理解を促し、差別偏見の防止に努める。
- (6) 近隣への外出やお茶会を実施し、季節感、満足感を得られる機会を提供する。
 - ① 季節の花を見に近隣公園等にでかけ、季節感を感じていただけるよう支援する。
 - ② 店舗や施設内で茶会を開催し、普段とは違った雰囲気でする満足感を得ていただけるよう努める。

＜自立訓練（機能訓練）事業＞

(1) 理学療法士等の専門職が個別対応することで、効果的な訓練を実施する。

- ① 身体や生活の状況を把握し、利用者のニーズに合わせた個別支援計画を作成する。
- ② 理学療法士による関節可動域訓練や筋力増強訓練等のリハビリテーションを行う。
- ③ 器具・用具を使用した運動や歩行訓練、車椅子操作練習等、日常生活に必要な動作訓練を行う。
- ④ 血圧測定等、訓練時のバイタルチェックや看護師による生活での健康管理の相談支援を行う。

(2) 家族に対して専門職が適切な助言を行い、介護負担の軽減を図る。

- ① 装具・杖の購入や使用方法、住環境整備、介助方法等の相談に丁寧に対応し、支援を行う。
- ② 利用者や家族からの相談を受ける機会を設け、必要な支援や関係機関との連絡調整を行う。

(3) 希望者にはできたての美味しい給食を提供し、家族以外の他者と楽しい雰囲気でする機会を提供する。

- ① 利用者個々の摂食状況に合わせた食事を提供する。
- ② 他事業を利用されている方と同じ食堂を利用して、楽しく安全に食事が摂取できるよう環境を整える。

(4) 移乗が困難な利用者には、リフト等の福祉機器を使用し、安全な移乗を行う。

利用時の移乗に不安のある方には、スライディングボード等を活用する。

(5) 利用者の地域環境に応じた外出訓練を通して、生活のしやすさを実感していただけるよう支援する。

- ① 施設周辺の遊歩道や広い歩道を使用した屋外活動の練習を行う。
- ② 買い物や公共交通機関を利用する練習を行う。

＜相談支援事業＞

(1) 利用者の状況に応じた適切な障害福祉サービス等が利用できるよう支援します。

アセスメントやモニタリングを行い、利用者の心身の状況・置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握する。

(2) 利用者の必要に応じて、即時に相談ができる体制を構築する。

即時に必要な相談がある場合は、相談支援専門員専用の携帯電話を活用し、利用者と相談支援専門員が連絡を取れるようにする。

(3) 地域の医療、保健、福祉、教育機関等との綿密な連携を図る。

北区相談連絡会議や地域自立支援協議会の部会等に参加し、各関係機関等と信頼できる関係を築き、必要な時には連携を図れる体制をつくっていく。

5 利用率向上のための具体的取組

- (1) 利用者の生活スタイルに合わせて利用できるよう、柔軟に対応する。
- (2) 本人の意向を尊重した活動を提供することで、満足して過ごしてもらえるよう努める。
- (3) 地域交流の場や、地域店舗を活用したイベントを定期的に開催する。
- (4) 自立訓練（機能訓練）事業では、日常生活の一部として利用できるように利用者の都合に合わせて通所日時を決めていく。支給範囲内で利用日数、曜日、時間を柔軟に対応できるよう調整する。
- (5) 自立訓練（機能訓練）事業では、付き添いの方の負担にならないように食堂などの待機場所を提供する。付き添いの方の希望に応じて、本人と一緒にできる練習プログラムを提供する。

6 管理運営体制

管理・運営においては、運営規程に定められたとおりに体制を整え、実施する。また、運営規程に定めのないものにおいても、管理・運営に必要な体制については計画し、実施する。

(1) 緊急時を想定した訓練

- ① 様々な状況を想定した防災訓練を年2回実施する。
- ② 防災訓練では消防署員が立ち会い、講話や消火訓練の時間を設ける。
- ③ 事務所内には職員が常駐し、来所者に対する声掛けや見守り、敷地内の見回りを実施する。

(2) 感染症対策

- ① 感染症対策マニュアルをはじめとした各種マニュアルに則り、感染症や感染拡大に関するリスク対応を実施する。また、年1回、受水槽および入浴設備の水質検査を実施する。
- ② 感染症対策として、検温や手洗い、手指消毒を行うとともに、施設内設備の消毒及び室内の換気を実施する。
- ③ 定期的に清掃を行うとともに害虫駆除を実施し、常に衛生を保つ。

(3) 事故防止対策

- ① 利用者の通所前や降所後には、施設設備の点検を実施する。
- ② 利用者の障害特性や支援上の留意点を職員間で共有する。
- ③ ヒヤリハット（事件・事故）報告書を作成し、事例を集計して統計をとるとともに、対策を検討し、職員間で共有を図る。

(4) 業務継続計画の研修・訓練実施

① 感染症対応 BCP

感染症が発生した際の業務継続のための訓練を年1回実施し、訓練結果に基づいた感染症対応 BCP の研修や計画の見直しを行う。

② 災害対応 BCP

災害が発生した際の業務継続のための訓練を年1回実施し、訓練結果に基づいた災害対応 BCP の研修や計画の見直しを行う。

(5) 人権擁護の取組

① 虐待防止

虐待防止委員会を年1回以上開催し、虐待防止チェックリストや虐待防止に関する研修など、虐待防止に係る取組を推進する。

② 身体拘束適正化

身体拘束適正化委員会を年1回以上開催し、身体拘束に関する研修など、身体拘束に係る取組を推進する。

7 年間行事等

<生活介護事業>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|--------------------------------|
| 4月 | 懇談会、花見会 |
| 5月 | デイサービス防災訓練 |
| 6月 | お茶会(～7月) |
| 7月 | eスポーツイベント |
| 8月 | ふれあいの里合同防災訓練、アーティストボランティアコンサート |
| 10月 | お茶会(～11月) |
| 11月 | お楽しみ会 |

| | |
|-----|-------------------|
| 12月 | 柚子湯 |
| 1月 | eスポーツイベント |
| 2月 | アーティストボランティアコンサート |
| 3月 | eスポーツイベント |

<自立訓練（機能訓練）事業>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|--------------|
| 5月 | デイサービス防災訓練 |
| 7月 | eスポーツイベント |
| 8月 | ふれあいの里合同防災訓練 |
| 1月 | eスポーツイベント |
| 3月 | eスポーツイベント |

【12】みずき園

1 指定管理（令和7年度～令和11年度）

- (1) 生活介護事業
- (2) 相談支援事業（特定相談支援事業、障害児相談支援事業）

2 施設の基本理念・基本方針

<共通>

| | |
|------|---|
| 基本理念 | 利用者一人ひとりが、健康で安心して生活できるよう、地域の人たちとともに支え合う施設運営を行います。 |
| 基本方針 | 利用者一人ひとりがその人らしい主体的な生活が送れるようにお手伝いをします。 |
| | 利用者が地域とともに生きる生活をお手伝いします。 |
| | 人材の育成に努めます。 |
| | お住いの地域に合った、障害福祉サービスの利用をお手伝いします。 |

3 今年度の重点取組

<共通>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|----------|-------------------------|---|
| 新規利用者の獲得 | 施設を広く知っていただくための取組を推進する。 | 特別支援学校及び関係機関に年6回の施設公開について情報発信するとともに SNS を活用して施設の様子を発信する。また、自主製品販売の機会を増やしてPRを行う。 |

4 サービス向上のための取組

<生活介護>

(1) 栄養バランスのとれた、温かい給食を提供する。

- ① 食事開始時間に合わせて配膳し、食べやすい温度で提供する。
- ② ミキサー食、きざみ食等、利用者個々に合わせた食形態で提供する。
- ③ 安全に食事ができるよう、利用者の体調や状態を、随時職員間で共有する。
- ④ 衛生管理及び感染症対策に努め、安心して楽しく食事ができるような雰囲気づくりを行う。

(2) バス停方式ではない、ドア to ドアの送迎サービスを実施する。

バスルートは新規利用者が利用する毎に見直し、効率的にドア to ドアの送迎を実施する。

(3) 障害特性や体調に配慮しながら活動に参加していただき、幅広い障害への対応を行う。

- ① 利用者の状況に応じ、適切な知識・技術を持って生活全般（食事・排泄・移動・衛生等）において支援を行う。
- ② 日中活動プログラム（音楽、創作、作業、リラクゼーション、レクリエーション、散歩、調理）、季節行事、販売活動、音楽会、社会体験活動等の活動について、選択の機会と個々に合わせた参加方法を工夫し、主体的に取り組むことができるように支援する。

(4) 理学療法士等専門職と連携し、機能維持を図る。

医師及び療法士等の指導・助言（理学療法士による指導（年6回）、作業療法士による指導（年6回）、言語聴覚士による指導（年3回））を日中活動に取り入れ実施し、身体機能の維持を図る。

(5) 近隣の保育園や中学校との活動を通じて地域の方々と交流の機会をつくる。

大戸保育園（年2回以上）、与野南中学校（年2回以上）と交流の機会を持つ。また、夏祭り

には近隣の方やボランティアを招待して交流を図り、みずき園の活動への理解を深める。

(6) 区民まつり等の地域の行事に積極的に参加する。

中央区区民まつり、彩の国さいたま芸術劇場「サイゲイ・マルシェ」、グリーンフェスティバル等に参加し、地域とのつながりを深める。

(7) 小グループによる外出活動支援を行う。

障害特性に合わせた小グループ（2、3人一組）で、年2回の社会体験活動を行う。また、アート作品展や、ボランティアが開催する展示会等の見学のための外出活動を行う。

(8) ボランティアによる音楽コンサートや朗読等の鑑賞の機会を通じて、地域との交流や利用者の活動意欲の向上を図る。

ボランティアに来ていただく機会（月2～3回程度）を持ち、音楽や朗読、活動への参加を通じて利用者の活動の幅を広げる。

(9) ボランティアや実習生を積極的に受け入れることで、地域の方々と交流する機会をつくる。

多くのボランティアや実習生を受け入れ、それぞれの目的に合った場を提供することで、様々な方との交流の機会を広げる。

<相談支援事業>

(1) 地域の中で安心して暮らし続けることができるように支援を行う。

利用者のニーズに基づき、適切な保健医療、福祉、教育等のサービスが、多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるように利用計画の作成を行う。

(2) 複数の相談支援専門員がチームとして支援を行う。

チームとして利用者支援にあたることで、情報交換や共有を通して十分な情報量を確保し、適切な相談支援の方法を選択する。

(3) 各関係機関と連携を取りながら支援を行う。

当法人以外の関係機関とも連携し、専門知識を活かしながら、様々な利用者のニーズに対応する。

5 利用率向上のための具体的取組

- (1) さいたま市近郊の特別支援学校の進路連絡会等に参加し、施設PRを図る。
- (2) 祝日開所日（年間6回）を施設公開日とし、特別支援学校及び関係機関に周知する。
- (3) ホームページやXで、施設の様子を発信する。
- (4) 健康管理・衛生管理及び感染症予防を徹底し、体調を崩さず毎日利用し続けられるようにする。

6 管理運営体制

管理・運営においては、運営規程に定められたとおりに体制を整え、実施する。また、運営規程に定めのないものにおいても、管理・運営に必要な体制については計画し、実施する。

(1) 緊急時を想定した訓練

- ① 地震や火災の防災訓練を年5回（消防署立会いを含む）実施する。
- ② 水防法による浸水想定区域のため、浸水の状況を踏まえた避難訓練を実施する。
- ③ 不審者侵入対策訓練を年1回実施する。その際は浦和西警察署に講師を依頼し、防犯講話と対応訓練を行うことで、職員の防犯意識と防犯体制の充実を図る。

(2) 感染症対策

- ① 利用者在園時における健康チェックを看護師等により行う。利用者・職員の細菌検査を年2

回実施し、健康状態の把握に努める。

- ② 感染症対策委員会を年2回開催し、感染症のまん延の防止に努めるとともに、感染症 BCP 及び感染症対策マニュアルをもとに、日々における職員の衛生管理意識の向上、感染症対策（マスク着用・出勤前検温の実施・手洗い・消毒・換気）の徹底を図る。
- ③ 法人主催の感染症対策研修を受講後に伝達研修を実施し、最新の流行している感染症についての対策を強化する。
- ④ 感染症の予防及びまん延防止のための訓練は年1回、感染症 BCP 訓練と同時に実施し、日々の業務に生かす。

(3) 事故防止対策

ヒヤリハット報告をもとに、職員間の連携を密にすることで利用者対応や施設内の環境整備を行い、事故や怪我のリスク軽減を図る。（ヒヤリハット報告が出た当日の帰りの打ち合わせで、対策を検討し情報共有を行う。）

(4) 業務継続計画の研修・訓練実施

① 感染症対応 BCP

感染症が発生した際の業務継続のための訓練を年1回実施し、訓練結果に基づいた感染症対応 BCP の研修や計画の見直しを行う。

② 災害対応 BCP

災害が発生した際の業務継続のための訓練を年1回実施し、訓練結果に基づいた災害対応 BCP の研修や計画の見直しを行う。

(5) 人権擁護の取組

① 虐待防止

虐待防止委員会を年2回以上開催し、虐待防止チェックリストや虐待防止に関する研修など、虐待防止に係る取組を推進する。

② 身体拘束適正化

身体拘束適正化委員会を年1回以上開催し、身体拘束に関する研修など、身体拘束の適正化に係る取組を推進する。

7 年間行事等

<生活介護事業>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|---|
| 4月 | 保護者会、季節行事（お花見）、入所式 |
| 5月 | 避難訓練、調理活動、ピアシopp、社会体験活動（前期）、祝日開所（施設公開） |
| 6月 | ピアシopp、社会体験活動（前期）、健康診断 |
| 7月 | 季節行事（夏祭り、大戸保育園との交流）、避難訓練、調理活動、ピアシopp、祝日開所（施設公開） |
| 8月 | ピアシopp、前期個別面談、与野南中学校との交流会 |
| 9月 | 保護者会、避難訓練、調理活動、ピアシopp、祝日開所（施設公開）、歯科健診・ブラッシング指導 |
| 10月 | 第27回みずき園音楽会、ピアシopp、社会体験活動（後期）、祝日開所（施設公開） |
| 11月 | 社会体験活動（後期）、避難訓練、中央区区民まつり、グリーンフェスティバル |
| 12月 | 季節行事（お楽しみ会）、ボランティアコンサート、ピアシopp |
| 1月 | 社会体験活動（後期）、不審者侵入対策訓練、調理活動、ピアシopp、祝日開所（施設公開） |
| 2月 | ピアシopp、後期個別面談、調理活動、祝日開所（施設公開） |
| 3月 | 避難訓練、ピアシopp |

【13】 さくら草学園（児童発達支援センター）

1 指定管理（令和7年度～令和11年度）

- (1) 児童発達支援事業
- (2) 保育所等訪問支援事業
- (3) 相談支援事業（特定相談支援事業、障害児相談支援事業）

2 施設の基本理念・基本方針

<共通>

| | |
|------|--|
| 基本理念 | 子どもの成長と子どもを取り巻く環境に焦点をあて、一人ひとりに合った適切な支援を行います。 |
| 基本方針 | 子ども・保護者の立場で考え支援します。 |
| | 子どもの成長に合った療育を提供します。 |
| | 人権擁護・虐待防止に積極的に取り組みます。 |
| | 地域の子どもたちを支えています。 |

3 今年度の重点取組

<共通>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|---------------|--------------------------------------|---|
| 新規利用児の獲得を目指す。 | 情報の発信と共にニーズに合わせた体制を作り、新規利用児の獲得につなげる。 | XなどのSNSをととして利用児の活動の様子を発信し、施設PRを行い、見学につなげる。 ニーズに合わせたクラス編成の体制を整え、新規利用や見学につなげる。 |

4 サービス向上のための取組

<児童発達支援事業>

- (1) 発達の段階に応じたグループ編成をし、子どもの成長に合った対応（指導）を行う。
年8回グループ活動を実施し、発達段階に合わせた活動を行う。また、年長児を対象とした年長児活動グループを年3回実施し、社会経験を広げる機会を設ける。
- (2) 嘱託医、言語聴覚士等の専門職による支援を実施する。
 - ① 嘱託医発達相談（年6回）、言語聴覚士による発達相談（年18回）を実施し、アドバイスを受けながら個々の発達段階に合わせたプログラムを計画する。
 - ② 心理士、言語聴覚士等による保護者向けの学習会を実施し、保護者支援を行う。
- (3) 栄養士による必要な栄養管理のもと、調理したての給食を提供する。
 - ① 毎日配膳の係を決め、調理後速やかに給食を提供する。
 - ② 栄養士が中心となり、栄養バランス、温度に配慮した給食を提供する。
- (4) 浦和区を中心とした送迎サービスを実施する。
 - ① 子どもの負担に配慮し、1時間15分以内でのコースを設定し実施する。
 - ② 子どもが安全に乗降できる場所にバス停を設定する。
- (5) 季節に合わせた行事を実施する。
七夕集会、豆まき集会等季節を感じることができる行事を企画、実施する。

(6) 子ども達が楽しめる行事を実施する。

運動会（10月）、遠足（11月）、お楽しみ会（12月）などの行事を実施し、利用児の楽しみや活動の幅を広げる。

(7) 普段来園できない家族に子どもの活動の様子を見ていただく。

土曜参観日を年2回実施し、普段来園できない家族に活動や支援内容を理解していただく。

(8) 社会資源を活用し、子どもの興味の幅を広げる。

- ① 近隣公立保育園4園（駒場・本太・東仲町・原山）との交流保育（集団・個別）を実施する。
- ② 埼玉県障害者交流センター等を利用して、利用児の作品を展示する機会を設ける。

<保育所等訪問支援事業>

- (1) 保護者のニーズに基づき、子どもが普段通っている保育園・幼稚園等での困っていることを把握する。
- (2) 園の先生方と連携をとりながら、少しでもスムーズに園生活を送れるよう子どもの成長に合った対応（指導）を行い、必要に応じてアドバイスを行う。

<相談支援事業>

(1) 利用者の状況に応じて適切な障害福祉サービス等の提供を行う。

- ① 利用者の居宅等を訪問の上、面接を行い、利用者の心身の状況、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を行い、課題を把握する。
- ② 福祉サービスの選択には、施設見学の対応も含め、利用者に分かりやすく、丁寧な説明に努める。

(2) 多様な事業者からの援助が提供されるように関わる。

- ① 利用者に提供される福祉サービスが特定の種類、又は特定の障害福祉サービスに不当に偏ることがないように、公正中立であることを常に留意して支援する。
- ② 新規開設の事業所の見学に行くなど、区内の社会資源の把握に努める。

(3) 利用者の必要に応じて、即時に必要な相談ができるように努める。

- ① 月1回、法人内の相談支援実務担当者会議に出席し、他事業所の相談員と情報交換や共有を行う。
- ② 相談支援従事者研修、専門別研修、フォローアップ研修等、相談支援に係る研修に積極的に出席し、自己研鑽に努める。
- ③ 利用者のニーズを聴き取り、関係機関との連携を踏まえ、迅速に対応する。

(4) 事業所に担当者が不在の時でも、迅速に対応できる体制を構築する。

週1回事業所内で相談支援についての会議を行い、利用者の状況の共有を図る。

(5) 関係市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図る。

- ① モニタリングの機会やサービス担当者会議、その他必要に応じて地域の多様な機関と情報交換、共有を行う。
- ② 月1回浦和区支援課が主催する、サービス調整会議や相談支援連絡会議に出席する。

(6) 地域の医療、保健、福祉、教育機関等との綿密な連携を図る。

- ① 医療関係者等と情報交換、共有を行う。また、医療機関で行われるカンファレンス等に出席する。
- ② スクールソーシャルワーカーと情報交換、共有を行う。
- ③ 特別支援教育コーディネーター等と情報交換、共有を行う。また、特別支援学校等の学校公開、説明会、連絡会議等に出席する。

- ④ 種別を超えた連携により切れ目のない支援と総合的、包括的な支援を行う。

5 利用率向上のための具体的取組

- (1) 募集状況について毎月、近隣の保健センターに案内を行い、ホームページにも掲載する。
- (2) 毎月1回の学園開放、年1回の関係機関向けの見学会を実施し、施設を知ってもらう機会とする。
- (3) 毎月Xを更新し、利用児の活動の様子を知ってもらい、施設のPRを図る。

6 管理運営体制

管理・運営においては、運営規程に定められたとおりに体制を整え、実施する。また、運営規程に定めのないものにおいても、管理・運営に必要な体制については計画し、実施する。

(1) 緊急時を想定した訓練

- ① 地震や火災の避難訓練を毎月（消防署立ち合いを含む）実施する。
- ② 不審者対応訓練（年1回）を実施し、実施後振り返りを行う。

(2) 感染症対策

- ① 感染症対策委員会を年4回開催し、感染症のまん延の防止に努める。
- ② 感染症のまん延を防止するため、日常的な清掃や消毒、十分な換気と加湿を実施する。
- ③ 感染症の予防及びまん延防止のための訓練は年2回以上、感染症 BCP 訓練と同時に実施し、日々の業務に生かす。

(3) 事故防止対策

ヒヤリハット報告書を作成し、集計をして統計を取るとともに、職員間で共有化を図ることで、同様の事故を防止する。（ヒヤリハットについては、その日の帰りの打合せの際に対策とともに情報共有を行う。）

(4) 業務継続計画の研修・訓練実施

- ① 感染症対応 BCP
感染症に関わるマニュアルを研修にて職員に周知するとともに、感染症が発生した際の訓練を年2回以上実施し、感染症対応 BCP の研修や計画の見直しを行う。
- ② 災害対応 BCP
災害に関わるマニュアルを研修にて職員に周知するとともに、災害が発生した際の BCP に基づいた訓練を年1回以上実施する。また、備蓄品を点検し、必要に応じて入れ替えを行う。

(5) 人権擁護の取組

- ① 虐待防止
虐待防止委員会を年3回実施し、虐待防止チェックリストや虐待防止に関する研修などをおして、虐待防止に対する職員の意識向上を図る。
- ② 身体拘束適正化
身体拘束適正化委員会を年1回以上実施し、身体拘束に関する研修をとおして、身体拘束の適正化に対する職員の意識向上を図る。

7 年間行事等

<児童発達支援事業>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|--|
| 4月 | 始業日 |
| 5月 | 参観日、嘱託医健康診断 |
| 6月 | 先輩保護者の話を聞く会、園外保育 |
| 7月 | クラス懇談会、STによる保護者向け勉強会 |
| 9月 | 心理士による保護者向け講演会 |
| 10月 | 運動会、歯科健診 |
| 11月 | 遠足、嘱託医健康診断、不審者対策訓練 |
| 12月 | お楽しみ会 |
| 1月 | 参観日 |
| 2月 | 親子生け花教室、クラス懇談会 |
| 3月 | 卒園式 |
| 定期 | 体育活動、保育園との集団個別交流保育（年8回）、年長児活動、避難訓練（年12回） |

【14】 杉の子園（児童発達支援事業所）

1 指定管理（令和7年度～令和11年度）

- (1) 児童発達支援事業
- (2) 保育所等訪問支援事業
- (3) 相談支援事業（特定相談支援事業、障害児相談支援事業）

2 施設の基本理念・基本方針

＜共通＞

| | |
|------|--|
| 基本理念 | 子どもの成長と子どもを取り巻く環境に焦点をあて、一人ひとりに合った適切な支援を行います。 |
| 基本方針 | 子ども・保護者の立場で考え支援します。 |
| | 子どもの成長に合った療育を提供します。 |
| | 人権擁護・虐待防止に積極的に取り組みます。 |
| | 地域の子どもたちを支えています。 |

3 今年度の重点取組

＜共通＞

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|----------|--|---|
| 経費削減 | 指導で使用する物品を計画的に購入する。 また、1回で物品を廃棄せず、数回使用できるようにカリキュラムを立てる。 | 事務用品と指導で使用する物品を購入する係を分ける。指導で使用する物品の個数を月ごとに決め、3～4か月単位で計画的に購入をする。物品を数回使用できるようにカリキュラムを立てていく。 |

4 サービス向上のための取組

＜児童発達支援事業＞

- (1) 発達の段階に応じたグループを編成し、子どもの成長に合った対応（指導）を行う。
 - ① 通園グループ・親子グループ・フォローグループにおいて、子どもの発達段階に応じた支援を行うことで、興味関心を育てるとともに、社会生活への適応力を深め、心身の発達を促す。
 - ② 身体の使い方や身体を調整する力を身に付けるため、作業療法士による指導を行う。
- (2) 嘱託医、言語聴覚士等の専門職による支援を実施する。
 - ① 嘱託医による健康診断・発達相談（合わせて年6回）を実施する。
 - ② 言語聴覚士による言語相談（年11回）を実施する。
 - ③ 臨床心理士による心理相談（年6回）を実施する。
- (3) 季節に合わせた行事を実施する。
七夕や節分等、季節を感じる行事の経験を重ねる。
- (4) 子ども達が楽しめる行事を実施する。
運動会（10月）、遠足（10月）、お楽しみ会（12月）を実施し、ご家族や利用児が楽しめる機会とする。
- (5) 普段来園できない家族に子どもの活動の様子を見ていただく。
通園グループ（年2回）、親子グループ（年1回）、土曜参観日を実施し、家族にも楽しんでもらうとともに支援の内容を理解していただく機会とする。
- (6) 社会資源を活用し、子どもの興味の幅を広げる。
 - ① 近隣の保育園との交流保育（年4回）、児童センターでの遊びの場、図書館に本を借り

行く等を実施する。

- ② 社会資源を活用し、地域の方々に杉の子園の存在や機能を知っていただく機会とする。

＜保育所等訪問支援事業＞

- (1) 保護者のニーズに基づき、子どもが普段通っている保育園・幼稚園等での困っていることを把握する。
- (2) 園の先生方と連携をとりながら、少しでもスムーズに園生活を送れるよう、子どもの成長に合った対応(指導)を行い、必要に応じてアドバイスしていく。

＜相談支援事業＞

- (1) 利用者の状況に応じて適切な障害福祉サービス等を提供する。
利用者の心身の状況、置かれている環境、日常生活全般の状況を把握するためにアセスメントを行い、必要な福祉サービス等の利用について提案を行い、サービス等利用計画・障害児支援計画を作成し、サービスの利用に繋げる。継続的なモニタリングを行い、利用計画の見直しを行う。
- (2) 多様な事業者からの援助が提供されるように関わる。
利用者に必要な支援の提供を行うため、モニタリングを行う。また、地域の事業所や社会資源の把握を常に行うとともに、公平中立を意識して支援に努める。
- (3) 利用者の必要に応じて、即時に必要な相談ができるように努める。
利用者のニーズに対応できるよう、地域の関係機関と常に連携し、情報の把握に努める。
- (4) 事業所に担当者が不在の時でも、迅速に対応できる体制を構築する。
週1回事業所内で管理者・相談支援専門員との会議を行い、利用者の情報を共有する。
- (5) 関係市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図る。
モニタリングやサービス担当者会議にて、地域の多様な機関と情報交換や共有、支援方法の確認を行う。
- (6) 地域の医療、保健、福祉、教育機関等との綿密な連携を図る。
利用者を取り巻く幅広い機関と常に連携を意識し、関係づくりに努める。

5 利用率向上のための具体的取組

(1) 新規利用児の獲得

- ① 施設公開を月1回実施し、来園者に施設のPRを図る。施設公開のパンフレットの配布を2か所新規に開拓する。
- ② 保健センターの保健師に対して施設見学会を実施し、施設の情報を発信する。

(2) 利用者支援の充実

- ① 個別支援計画に基づき、利用児の持っている力を生かし、達成可能な目標を設定するとともに、達成に向けた支援を行う。
- ② 利用児や保護者、職員の健康管理を徹底し、体調を崩さず毎日利用できるように支援する。

6 管理運営体制

管理・運営においては、運営規程に定められたとおりに体制を整え、実施します。また、運営規程に定めのないものにおいても、管理・運営に必要な体制については計画し、実施する。

(1) 緊急時を想定した訓練

- ① 地震や火災の避難訓練を月1回(消防署立会いを含む)、消火訓練を月1回実施する。
- ② 水防法による浸水想定区域のため、浸水の状況を踏まえた避難訓練を実施する。避難訓練後は避難確保計画を見直し、実際の状況に合わせた計画に改訂する。
- ③ みずき園と合同で不審者侵入対策訓練を年1回実施し、防犯体制の充実を図る。その際、浦

和警察署に防犯講話を依頼し、職員の防犯意識の充実を図る。

(2) 感染症対策

- ① 感染症対策委員会を年4回開催し、感染症のまん延の防止に努める。
- ② 感染症対策研修を年2回実施し、最新の流行している感染症についての対策を強化する。
- ③ 感染症の予防及びまん延防止のための訓練は年2回以上実施し、日々の業務に生かす。

(3) 事故防止対策

- ① 事故を未然に防ぐため、自己点検チェック表を用いた安全点検を毎日実施する。
- ② 遊具安全点検を月1回実施し、遊具を安全に使用できるかを確認し、不具合がある場合は迅速に対応する。また、点検結果を職員間で共有し、園内に掲示する。
- ③ 危機管理意識を高めるため、ヒヤリハット報告書を活用する。

(4) 業務継続計画の研修・訓練実施

① 感染症対応 BCP

感染症が発生した際の業務継続のための訓練を年2回以上実施し、訓練結果に基づいた感染症対応 BCP の研修や計画の見直しを行う。

② 災害対応 BCP

災害が発生した際の業務継続のための訓練を年1回以上実施し、訓練結果に基づいた災害対応 BCP の研修や計画の見直しを行う。

(5) 人権擁護の取組

① 虐待防止

虐待防止委員会を年3回開催し、虐待防止チェックリスト(年3回)や虐待防止に関する研修(年1回)など、虐待防止に係る取組を推進する。

② 身体拘束適正化

身体拘束適正化委員会を年1回以上開催し、身体拘束に関する研修(年1回)など、身体拘束に係る取組を推進する。

7 年間行事等

<児童発達支援事業>

| 開催月 | 通園 | フォローグループ | 母子グループ |
|-----|---|-------------|-------------|
| 4月 | 始業式 | 始業式 | 始業式 |
| 5月 | 健康診断ばんだ、水害避難訓練 | | 水害避難訓練 |
| 6月 | 懇談会、健康診断きりん、土曜参観 | | |
| 7月 | 歯科検診 | | 懇談会、歯科健診 |
| 9月 | 総合防災訓練 | 懇談会 | 総合防災訓練 |
| 10月 | 運動会、遠足 | | 運動会 |
| 11月 | 懇談会、土曜参観、健康診断ばんだ | 外出活動 | 土曜参観 |
| 12月 | 健康診断きりん、お楽しみ会 | | お楽しみ会 |
| 2月 | | 懇談会 | 懇談会 |
| 3月 | 懇談会、卒園式 | 外出活動 | |
| 定期 | クラス懇談会(年3回)、大戸保育園との交流保育(年4回)、季節の集会 | クラス懇談会(年2回) | クラス懇談会(年2回) |
| 共通 | 言語指導(年11回)、保護者向け学習会(年2回)、発達相談(年2回)、避難訓練(年12回)、心理個別指導(年6回)、個人面談(年3回)、家庭訪問(新入園児)、作業療法指導(随時) | | |

【15】療育センターさくら草（児童発達支援センター）

1 受託事業

- (1) 児童発達支援事業（すみれ・たんぼぼ）
- (2) 保育所等訪問支援事業
- (3) 相談支援事業（障害児相談支援事業、特定相談支援事業）

2 施設の基本理念

<共通>

| | |
|------|--|
| 基本理念 | 子どもの成長と子どもを取り巻く環境に焦点をあて、一人ひとりに合った適切な支援を行います。 |
| 基本方針 | 子ども・保護者の立場で考え支援します。 |
| | 子どもの成長に合った療育を提供します。 |
| | 人権擁護・虐待防止に積極的に取り組みます。 |
| | 地域の子どもたちを支えています。 |

3 今年度の重点取組

<共通>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|-------------|--|--|
| DXの取組を推進する。 | DXの取組を推進することにより、児童と保護者の利便性を高めるとともに業務の効率化と職員の働きやすさの向上を図る。 | 保護者との連絡や情報共有のためのICTサービスを導入することで、保護者の利便性を高め、負担を軽減するとともに、職員の記録業務にかかる時間の削減に繋げる。 |

4 サービス向上のための取組

<児童発達支援事業(すみれ・たんぼぼ)>

- (1) 障害特性や体調に配慮しながら、一人一人の子どものに合った対応を行う。
 - ① 障害特性に合わせて、子どもが安心・安全に過ごせるよう環境を整える。
 - ② 登園後、看護師による健康チェックを行うなど、無理なく活動に参加できるよう配慮する。
- (2) 社会体験活動を実施する。
ご家族以外の大人や友達と一緒に、買い物や公共交通機関の利用などの社会体験活動を行う（年1回）。
- (3) 隣接保育園との交流保育を実施する。
年長児を対象に、田島保育園児と遊びを通じた交流を行う（年3回）。
- (4) 地域の公民館文化祭に参加する。
田島公民館の文化祭でアート作品の展示を行い、施設について地域の方に知っていただく機会とする（年1回）。
- (5) 保護者との連絡等にICTサービスを活用する。
欠席の連絡や、子どもの様子の伝達（連絡帳）について、ICTサービスを導入し、保護者の利便性を高め、負担の軽減を図る。
- (6) 専門職による保護者向け勉強会や保護者会、懇談会等を実施する。
 - ① 子育てに役立ててもらうため、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士などによる勉強会を行う（年3回）。

- ② 保護者と施設での連絡や情報提供、意見交換の場として保護者会を行う（年2回）。
- ③ 園長や児童発達支援管理責任者、担任、保護者との懇談会を開催し、クラスの取組や子どもの様子等を伝えるとともに、意見交換、親交を深める場とする（年2回）。

(7) 実習生や外部からの研修を積極的に受入れ、人材育成に努める。

学生の保育実習や社会福祉士実習（年7名）、また、さいたま市教職員5年経験者研修（年4名）の受入れなどを行い、福祉や教育分野における人材の育成と共に職員のスキルアップを図る。

<保育所等訪問支援事業>

(1) 契約利用児、保護者のニーズに基づき、普段通っている保育園・幼稚園等で困っていることを把握する。

- ① 半年に1回の定期的な面談のほか、必要に応じて随時電話での聞き取りや面談を行う。
- ② 訪問時のカンファレンスのほか、在籍園へ必要な連絡を行う際に、保護者の了承を得たうえで必要に応じて状況の聞き取り等を行い、連携を取りながら支援を行う。
- ③ 訪問支援員である理学療法士や作業療法士と連携し、多角的なアドバイスをを行う。

(2) 保育所等訪問支援の対象者年齢を拡大する。

年長利用児の卒園後の継続支援として、小学校への訪問支援を開始し、就学後の子どもの成長や特性に合わせた対応を先生方に伝える。

(3) 利用者アンケートに二次元コードを導入する。

紙面により行っていたアンケートを二次元コードからの回答に切り替え、保護者の利便性を高め、負担を軽減する。

(4) 訪問支援員の資質向上を図る。

- ① 訪問支援員の資質向上や今後訪問支援に携わる職員育成のために、経験値の高い職員の保育所等訪問支援に同行し、見立てや助言内容について学ぶ機会をもつ。
- ② 子どもの発達段階に合わせた支援や障害特性についての理解を深め、よりよい保育所等訪問支援に繋げるために、専門職による研修（年1回）や職員間でのケース検討会（年4回）を実施する。

<相談支援事業>

(1) 利用者の状況に応じた適切な障害福祉サービス等を提供する。

- ① 利用者や保護者等が希望する生活や自立した日常を営むために、心身の状況、置かれている環境、日常生活全般の状況等を確認するアセスメントを行う。
- ② アセスメントに基づき、最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、生活に対する意向、生活全般の解決すべき課題、利用期間等に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成する。
- ③ 複数の相談支援専門員がチームとして業務にあたることで、十分な情報量を確保し、適切な相談支援の方法を選択する。
- ④ 適正なモニタリング期間を設定し、利用者や保護者、サービス提供事業所等からの聞き取りや訪問を通して顔の見える関係性を作り、サービスを調整する。
- ⑤ モニタリング期間以外においても、利用者や保護者の相談にその都度対応する。

(2) 関係市町村や障害福祉サービス事業者、地域の医療や保健、福祉、教育機関等との連携を図る。

- ① 利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類、または特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立であることを常に留意して支援する。
- ② 医療と福祉の複合施設である療育センターさくら草の強みを生かし、必要に応じて療育セン

ターさくら草の医療専門職と情報共有を行う。

(3) セルフプランの方を対象とした一般相談を実施する。

- ① 福祉サービス説明会を、療育センターさくら草の通園利用者向けに年1回、外来向けに年2回実施する。
- ② 一般相談の希望があった場合には、相談事を傾聴し、必要な情報を提供する。

(4) 専門知識を高めるための研修や勉強会等に参加する。

- ① ひまわり学園と共同開催する相談支援事業所 OJT を年8回実施する。
- ② 積極的に外部研修に参加し、相談支援に関する知識を深める。

5 利用率向上のための具体的取組

- (1) 個別支援計画に基づき、個性や特性を捉えてプログラムを検討し、一人ひとりに合わせた支援を行い、利用児が継続して登園したいと思える環境を整える。
- (2) 発達や支援等に関する研修を受講し、支援力を高め、魅力ある施設づくりに努める。
- (3) 発達相談に出向いている児童センターに施設パンフレットを置いてもらい、施設PRを図る。

6 管理運営体制

管理・運営においては、法令や事業団規程等に基づき、体制を整えて実施する。また、法令や事業団規程等に定めのないものにおいても、管理・運営に必要な体制については計画し、実施する。

(1) 緊急時を想定した訓練

- ① 地震や火災を想定した防災訓練を月1回（うち年2回は消防署立ち合い）実施する。
- ② 不審者の侵入を想定した防犯対策研修を年1回実施し、防犯体制の充実を図る。
- ③ 玄関のドアにベルを設置し、音と目視で来客の確認を行う。
- ④ 緊急時の通報先を事務所に掲示する。

(2) 感染症対策

- ① 施設看護師による感染症対策研修を年2回実施する。
- ② 法人主催の感染症対策研修受講後に伝達研修を実施し、感染症の最新情報等について共有を図る。
- ③ 登降園時に検温を行うほか、登園時、水分補給時、給食前等に随時手指消毒を実施する。
- ④ 看護師による健康観察を実施する。
- ⑤ 施設内の消毒、遊具の消毒を毎日実施する。

(3) 事故防止対策

- ① 遊具点検を月1回実施し、遊具を安全に使用できる状態にする。
- ② 日々の療育後にミーティングを行い、支援の中で気付いたことを共有し、事故等を未然に防ぐ。
- ③ ヒヤリハット報告書を活用して職員間で共有を図り、具体的な対策を講じる。

(4) 業務継続計画の研修・訓練実施

- ① 感染症対応 BCP
感染症に関する研修・訓練を年2回実施する。訓練結果に基づき課題を確認し、内容の見直しを行う。
- ② 災害対応 BCP
災害発生を想定した BCP に基づく研修・訓練を年2回実施する。訓練結果に基づき課題を確

認し、見直しを行う。

(5) 人権擁護の取組

① 虐待防止

虐待防止委員会を開催し、虐待防止チェックリスト実施と分析を行うほか、虐待防止等に関する研修を実施する。

② 身体拘束適正化

身体拘束適正化委員会を開催し、現状の対応が適切なものかどうかを検討し、虐待防止に繋げていく。

7 年間行事等

<児童発達支援事業（すみれ）>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|---|
| 4月 | 始まりの会、入園式、迎える会、保護者会、春のミニ遠足 |
| 5月 | こどもの日集会、春の健診、総合防災訓練、保護者勉強会、耳鼻科健診 |
| 6月 | 土曜参観、卒園児保護者のお話を聞く会 |
| 7月 | 七夕集会、歯科健診、夏祭り（たんぽぽと合同） |
| 9月 | 保護者勉強会、クラス懇談会 |
| 10月 | 秋の遠足、秋の健診、引き渡し訓練 |
| 11月 | 運動会、総合防災訓練、保護者勉強会 |
| 12月 | お楽しみ会 |
| 1月 | 年始めの会 |
| 2月 | 節分集会、土曜参観、クラス懇談会 |
| 3月 | ひな祭り集会、お別れ遠足、卒園式、保護者会、お別れ会 |
| 定期 | 避難訓練（月1回）、お誕生日会（月1回）、音楽療法（年12回）、交流保育、金曜単独日（年9回） |

<児童発達支援事業（たんぽぽ）>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|--------------------------------------|
| 4月 | 始まりの会、入園式、迎える会、保護者会 |
| 5月 | こどもの日集会、総合防災訓練、春の遠足、春の健診、耳鼻科健診 |
| 6月 | クラス懇談会、土曜参観、保護者勉強会、卒園児保護者のお話を聞く会 |
| 7月 | 歯科健診、七夕集会、夏祭り（すみれと合同）、保護者勉強会 |
| 10月 | 秋の遠足、秋の健診、運動会、引き渡し訓練 |
| 11月 | 総合防災訓練、保護者勉強会 |
| 12月 | お楽しみ会 |
| 1月 | クラス懇談会 |
| 2月 | 節分集会、土曜参観、お別れ遠足 |
| 3月 | ひな祭り集会、卒園式、お別れ会 |
| 定期 | 避難訓練（月1回）、お誕生日会（月1回）、音楽療法（年15回）、交流保育 |

【16】 はるの園（児童発達支援センター）

1 指定管理（令和7年度～令和11年度）

- (1) 児童発達支援事業
- (2) 保育所等訪問支援事業
- (3) 相談支援事業（特定相談支援事業、障害児相談支援事業）

2 受託事業

さいたま市東部地域つながる発達支援相談事業

3 施設の基本理念・基本方針

<共通>

| | |
|------|--|
| 基本理念 | 子どもの成長と子どもを取り巻く環境に焦点をあて、一人ひとりに合った適切な支援を行います。 |
| 基本方針 | 子ども・保護者の立場で考え支援します。 |
| | 子どもの成長に合った療育を提供します。 |
| | 人権擁護・虐待防止に積極的に取り組みます。 |
| | 地域の子どもたちを支えています。 |

4 今年度の重点取組

<共通>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|----------|-----------------|---------------------------------------|
| 新規利用児の獲得 | 親子クラスの利用人数を増やす。 | 関係機関連携を深めるとともに新たに親子クラスを立ち上げ継続利用につなげる。 |

5 サービス向上のための取組

<児童発達支援事業>

(1) 発達の段階に応じたグループを編成し、子どもの成長に合った対応（指導）を行う。

- ① 通園グループ・親子グループ・フォローグループにおいて、子どもの発達段階に応じた支援を行うことで、興味関心を育てるとともに、達成感を積み重ね、個々の発達を促す。
- ② 保護者との共通理解をもとに子どもへの支援を行うため、親子通園を実施する。
- ③ 作業療法士による、感覚統合の視点での指導及び手指操作を含めた日常生活動作の自立に向けた指導等を行う。

(2) 嘱託医、言語聴覚士等の専門職による支援を実施する。

- ① 嘱託医による健康診断・発達相談を実施する。
- ② 言語聴覚士による言語相談を実施する。
- ③ 臨床心理士による心理相談を実施する。

(3) 栄養士による必要な栄養管理のもと、調理したできたての給食を提供する。

- ① 管理栄養士による栄養指導のもと、嗜好と栄養バランスのとれたより質の高いできたての給食を提供する。
- ② 子どもにとって食べやすい盛り付けや提供方法を工夫し、保護者への給食試食会を通して、共通理解を深める。
- ③ クラスごとのリクエストメニューを実施し、楽しく給食の時間を過ごせるよう取り組む。

(4) 見沼区・岩槻区を中心とした送迎サービスを実施する。

業務委託によるマイクロバスと、職員の運転によるワゴン車での送迎を実施する。

(5) 季節に合わせた行事を実施する。

七夕や節分といった集会行事をみんなで楽しむことで、季節を感じる機会を重ねる。

(6) 子ども達が楽しみにできる行事を実施する。

運動会やお楽しみ会、遠足等を実施し、ご家族も一緒に楽しめる機会とする。

(7) 普段来園できない家族に子どもの活動の様子を見ていただく。

土曜参観を年2回実施し、ご家族も一緒に楽しんでいただくとともに、子ども達の理解につなげる機会とする。

(8) 社会資源を活用し子どもの興味の幅を広げる。

近隣の保育園との交流保育（年4回）、児童センターでの園外保育（年2回）を実施する。

<保育所等訪問支援事業>

(1) 保護者のニーズに基づき、子どもが普段通っている保育園・幼稚園等での困っていることを把握する。

(2) 園の先生方と連携をとりながら、少しでもスムーズに園生活を送れるよう子どもの成長に合わせた対応（指導）を行い、必要に応じてアドバイスを行う。

<相談支援事業>

(1) 利用者の状況に応じて適切な障害福祉サービス等を提供する。

アセスメントをとおして、広く客観的な情報収集やニーズの把握に努め、必要な福祉サービス等の利用について提案を行い、サービス等利用計画・障害児支援計画を作成し、定期的にモニタリングを行う。

(2) 多様な事業者からの援助が提供されるように関わる。

必要な支援の提供を行うため、モニタリングを行い詳細の把握に努める。公平中立を意識したうえで、フォーマル・インフォーマルサービス等地域資源の活用を意識した提案を行う。

(3) 利用者の必要に応じて、即時に必要な相談ができるように努める。

利用者のニーズに合った対応を行うため、常に必要な情報の把握に努める。

(4) 事業所に担当者が不在の時でも、迅速に対応できる体制を構築する。

常に、管理者・相談支援員での情報を共有することで迅速な対応に努める。

(5) 関係市町村、障害福祉サービス事業所等との連携を図る。

計画作成時や必要に応じて、サービス担当者会議を実施し、情報の共有や支援方法の確認を行う。

(6) 地域の医療、保健、福祉、教育機関等との綿密な連携を図る。

日頃から、利用者を中心にした幅広い機関との連携を意識し関係づくりに努める。

<さいたま市東部地域つながる発達支援相談事業>

療育センターひなぎくの受診を希望する発達に心配がある子どもとその保護者に対し、ひなぎくが行うアセスメントや保護者への助言等を支援するとともに、早期に相談・支援につながることを促進する。また、身近な地域においてかかりつけ医や関係機関が継続した支援を行える体制の構築・強化を図る。

6 利用率向上のための具体的取組

(1) 療育センターや保健センター、支援課等と連携を図り、園のホームページ等も活用しながら空

き状況を発信する。

(2) 新たに親子クラスを立ち上げることで、通園利用児獲得につなげる。

7 管理運営体制

管理・運営においては、運営規程に定められたとおりに体制を整え、実施する。また、運営規程に定めのないものにおいても、管理・運営に必要な体制については計画し、実施する。

(1) 緊急時を想定した訓練

- ① 地震や火災の避難訓練を毎月（消防署立ち合いを含む）実施する。
- ② 不審者対応訓練（年1回）を実施し、実施後振り返りを行う。

(2) 感染症対策

- ① 感染症対策委員会を年4回開催し、感染症の予防及びまん延の防止に努める。
- ② 法人主催の感染症対策研修受講後に伝達研修を実施し、最新の流行している感染症についての対策を強化する。
- ③ 感染症の予防及びまん延防止のための訓練は年2回以上、感染症 BCP 訓練と同時に実施し、日々の業務に生かす。

(3) 事故防止対策

- ① ヒヤリハット報告をもとに、職員間の連携を密にすることで利用児対応や施設内の環境整備を行い、事故やけがのリスク軽減を図る。（ヒヤリハット報告がでた当日の帰りの会で対策を検討し、情報共有を行う。）
- ② 子ども一人ひとりの特徴や配慮を踏まえた支援を行う。

(4) 業務継続計画の研修・訓練実施

- ① 感染症対応 BCP
感染症が発生した際の業務継続のための訓練を年2回以上実施し、訓練結果に基づいた感染症対応 BCP の研修や見直しを行う。
- ② 災害対応 BCP
災害が発生した際の業務継続のための訓練を年1回以上実施し、訓練結果に基づいた災害対応 BCP の研修や計画の見直しを行う。

(5) 人権擁護の取組

- ① 虐待防止
虐待防止委員会を年3回実開催し、虐待防止チェックリストや虐待防止に関する研修など、虐待防止に係る取組を推進する。
虐待の防止・早期発見ができるように保護者と利用児の様子を常に把握しておく。
- ② 身体拘束適正化
身体拘束適正化委員会を年1回以上開催し、身体拘束に関する研修など、身体拘束適正化に係る取組を推進する。

8 年間行事等

<児童発達支援事業>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|--|
| 4月 | 始業式 |
| 5月 | 施設公開、個別面談（新入園児） |
| 6月 | 歯科健診（通園・親子）、クラス懇談会（通園、親子、フォロー）、先輩保護者のお話会 |

| | |
|-----|--|
| 7月 | 土曜参観(通園、親子)、施設公開、きょうだい参加日 |
| 8月 | 夏休み(お盆休みのみ)、きょうだい参加日 |
| 9月 | 総合防災訓練(通園・親子)、クラス懇談会(通園・親子)、施設公開 |
| 10月 | 運動会(通園・親子) |
| 11月 | 遠足(通園)、施設公開、交流保育 |
| 12月 | 歯科ブラッシング指導(通園・親子)、お楽しみ会(通園・親子) |
| 1月 | 土曜参観(通園、親子)、施設公開 |
| 2月 | 総合防災訓練(通園・親子)、園外保育(通園) |
| 3月 | クラス懇談会(通園・親子・フォロー)、卒園式(通園)、終業 |
| 定期 | 季節の集会、避難訓練(毎月・9、2月総合防災訓練)、嘱託医による健康診断(年4回) 発達相談(年6回)、 言語相談(年12回)、心理相談(年6回) |

※ 通園：通園グループ、親子：親子グループ、フォロー：フォローグループ

【17】母子生活支援施設けやき荘

1 指定管理（令和7年度～令和11年度）

- (1) 通常入所利用事業（広域入所含む。）
- (2) 一時保護事業
 - ① さいたま市母子緊急一時保護事業
 - ② 埼玉県母子緊急一時保護事業
 - ③ 埼玉県男女共同参画推進センター一時保護委託事業
- (3) アフターケア事業

2 施設の基本理念・基本方針

<共通>

| | |
|------|-------------------------------------|
| 基本理念 | 子どもの最善の利益のため、母と子の主体性を重視した自立を支援します。 |
| 基本方針 | 一人ひとりのニーズと意向を尊重します。 |
| | 安全で安心できる環境を保障し、自立への意欲を支えます。 |
| | 社会資源を最大限に活かし、適切な期間内での自立に向けた支援を行います。 |

3 今年度の重点取組

<共通>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|------------------|--|---|
| 利用者支援の見直し・刷新を行う。 | 多様な利用者のニーズに寄り添った支援体制を確立し、利用者にとって安心して過ごすことのできる施設を目指す。 | ツールとして翻訳機能付きの通信機器を導入し、日本語を話せない外国籍の利用者への施設のルール説明や日常的な支援、同行支援などでのコミュニケーションを円滑にし、入所中の様々な不安を軽減する体制を整える。 |

4 サービスのための取組

<通常入所利用事業（広域入所含む）>

(1) 生活に関する支援

- ① 月1回、居室点検を行い、生活環境を確認しながら、衣食住など基本的な生活習慣の維持や獲得に向けて、主体性を尊重した支援を行う。
- ② 家計管理について、家計簿を共に確認するなどし、母自身が生活にかかるお金を把握し、適切に管理できるよう支援する。

(2) 子育てに関する支援

- ① 子育て・子どもの発達・学習・進路についての相談に応じる。必要に応じて、保育園や学校・保健センターなどの関係機関と連携を行い支援する。
- ② 心理担当職員との面談を行い、子どもの発達に応じた関わり方や成長の促し方のアドバイスをを行う。
- ③ 季節の行事を提供します。子どもと母が積極的に参加できるように内容を工夫し、企画・実施する。

(3) 就労に関する支援

仕事選びの相談に応じ、必要に応じて、ハローワークなどの就職活動支援機関の情報提供や同行の支援を行う。

＜一時保護事業＞

(1) 居室や施設共有設備の提供

- ① 2K（6畳と4畳半の部屋、台所・浴室・トイレ）の居室を提供する。
- ② 洗濯室・集会室・学習室などの施設共有設備を提供する。

(2) 生活用品の貸与・提供

- ① 鍋などの台所用品、ハンガーなどの洗濯用品、テレビや掃除機などの家電製品、座卓など家具、布団類等、必要最低限の生活用品を貸出しする。
- ② ティッシュペーパー・トイレットペーパー・オムツ・シャンプー・洗剤などの日用消耗品を提供する。
- ③ 世帯状況によって一日の予算を定め、買い物を代行し、一日三食の食材を提供する。
- ④ 居室で過ごす時間の助けとなるよう、玩具、DVD、絵本、学習プリントなど貸し出しを行う。

(3) 生活に関する相談・援助

- ① 福祉事務所の方針に基づき、住まい探しや転宅の準備など、退所後の生活について支援する。
- ② 福祉事務所や不動産会社との連絡が必要な場合、電話・FAXの貸出しや取次ぎを行う。

＜アフターケア事業＞

(1) 施設行事への招待

子どもの日、夏祭り、お楽しみ会等の行事を企画し、参加の声かけを行う。

(2) 寄附物品の配付・招待・行事への声かけ

食品や衣類、招待券など、寄附物品の寄贈があった場合には連絡を行い、配付する。

(3) アフターケア計画作成

退所後の支援が効果的に行われるように、あらかじめ退所後の支援計画を必要に応じて作成する。

(4) 相談・社会資源の情報提供

- ① 退所後も相談先の一つとして、電話や面接などによる相談に応じる。
- ② 必要に応じて、地域の相談機関についての情報提供を行うとともに、関係機関に対しても情報提供を行う。

5 質の高い支援の提供

- (1) 職員は、日々の研鑽により専門性を高め、質の高い支援を提供する。
- (2) 全国母子生活支援施設の基本理念「母と子の権利と尊厳を擁護します」の具現化を目指して、関係法令を遵守し、施設内外の研修に積極的に参加する。
- (3) 施設長を虐待防止責任者と位置づけ、虐待が発生しないよう、また、発生した場合でも「子どもの最善の利益を守るため」に、速やかに解決が図れるように取り組む。
- (4) 各種団体が開催している、虐待防止や人権擁護、DV支援者の研修などの専門研修へ参加し、施設内において伝達研修を行う。

6 管理運営体制

管理・運営においては、運営規程に定められたとおりに体制を整え、実施する。また、運営規程に定めのないものにおいても、管理・運営に必要な体制については計画し、実施する。

(1) 緊急時を想定した訓練

- ① 地震や火災の防災訓練を月1回、消防署立ち合い訓練を年1回実施する。
- ② 年1回の近隣自治会の防災訓練に協力し参加する。

③ 不審者対策訓練を年1回実施し、防犯に関する知識・技術を習得し、不測の事態に備える。

(2) 衛生管理・感染症対策

① 感染症予防のため、毎日、施設内の清掃や共有設備の消毒を行う。また、使用後には玩具の消毒を行い、環境整備・衛生対策を実施する。

② 感染症等の流行、まん延を防止するために、手洗い、うがい、手指消毒の徹底、十分な換気を行い、感染症の発生予防に努める。

(3) 事故防止・防犯対策

① 清掃時における設備の不具合や危険箇所の日常的な確認、及び毎月1回の「施設安全管理点検表」を用いた点検を実施する。

② 毎月1回居室内の点検を行い、破損箇所を早期に確認し、対応することにより事故につながる危険性の回避に努める。

③ ヒヤリ・ハットの報告を徹底し、事例の収集と分析を行い、解決策を講じる。

④ 防犯カメラを設置し来訪者を確実に把握することで、外部からの不審者等の侵入対策を図り、地域警察との連携を強化する。

⑤ 夜間は警備員を配置し24時間体制で、安全を保障し、安心できる施設管理を行う。

(4) 業務継続計画の研修・訓練実施

① 感染症対応 BCP

感染症が発生した際の業務継続のための訓練を年1回実施し、訓練結果に基づいた感染症対応 BCP の研修や計画の見直しを行う。

② 災害対策 BCP

災害が発生した際の業務継続のための訓練を年1回実施し、訓練結果に基づいた災害対応 BCP の研修や計画の見直しを行う。

(5) 母子の権利擁護のために、苦情受付体制等、適切な対応が図れる体制

「苦情解決体制等に関する要綱」及び「苦情解決事務に関する手引き」に則り、苦情受付担当者として苦情解決責任者を配置し誠実に対応し、解決に努める。

7 年間行事等

| 開催月 | 行事名 |
|-----|------------------------------------|
| 4月 | 進級・入学お祝い会、利用者説明会 |
| 5月 | 子どもの日（通常入所者・アフター）、母の日、ごみゼロ運動、害虫駆除 |
| 6月 | 春季健康診断 |
| 7月 | 七夕 |
| 8月 | 夏祭り（通常入所者・アフター） |
| 9月 | お月見、利用者懇談会、わくわくタイム |
| 10月 | ハロウィン、不審者対策訓練、母親学習会、地域防災訓練 |
| 11月 | 秋季健康診断、ごみゼロ運動、わくわくタイム |
| 12月 | お楽しみ会（通常入所者・アフター） |
| 1月 | お正月、わくわくタイム、消防署立ち会い避難訓練 |
| 2月 | 節分 |
| 3月 | ひなまつり、利用者懇談会 |
| 定期 | 避難訓練（月1回）、誕生日カード配付（随時）、どきどきタイム（随時） |

【18】 児童センター

1 指定管理（令和6年度～令和10年度）

- | | | |
|--------------|-----------------|-----------------|
| (1) 三橋児童センター | (7) 片柳児童センター | (13) 向原児童センター |
| (2) 植竹児童センター | (8) 春野児童センター | (14) 大戸児童センター |
| (3) 天沼児童センター | (9) 馬宮児童センター | (15) 大久保東児童センター |
| (4) 宮原児童センター | (10) 文蔵児童センター | (16) 岩槻児童センター |
| (5) 植水児童センター | (11) 浦和別所児童センター | (17) 仲本児童センター |
| (6) 本郷児童センター | (12) 与野本町児童センター | (18) 尾間木児童センター |

2 施設の基本理念・基本方針

<全センター共通>

| | |
|------|---|
| 基本理念 | すべてのこども、子育て家庭が地域の中で笑顔でつながる児童センターを目指します。 |
| 基本方針 | 遊び及び生活を通じたこども・若者の発達の増進を支援します。 |
| | 子育て家庭への支援を充実させ、提供します。 |
| | サードプレイスとしてこどもの安定した日常生活を支援します。 |
| | 困難を抱えるこども、若者の支援を行います。 |
| | 地域の健全育成における拠点機能の充実を図ります。 |

3 今年度の重点取組

<三橋児童センター>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|----------------|------------------------------------|---------------------------|
| 広報活動のDX化を強化する。 | 効果的な広報の手段として、インスタグラムを活用し、DX化を推進する。 | 月4回以上、写真や動画をインスタグラムに投稿する。 |

<植竹児童センター>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|---------------|---|----------------------------|
| 支援の見直し、刷新を行う。 | 利用者アンケートを参考に、ニーズに沿った事業に取り組むことで、児童センターとしての機能強化を図る。 | 乳幼児、小学生それぞれを対象に新たな事業に取り組む。 |

<天沼児童センター>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|-------------|--|--|
| 広報活動の充実を図る。 | たよりの配布やSNS、ホームページの活用について見直し、効果的な情報発信を行う。 | たよりの配布方法や利用者の活用しているSNSについて調査・検討し、情報発信を行う |

<宮原児童センター>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|------------|----------------------|---|
| 新規利用者を増やす。 | 情報発信を強化し、新たな来館者を増やす。 | インスタグラムを開設し、幅広い年代に向けて活動内容やイベントの情報発信を行う。近隣の小学校2校に二次元コード付きのチラシを配布することで、より多くの地域の利用者にも情報提供を行い、来館者の増加を目指す。 |

<植水児童センター>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|-------------|--------------------------------------|--|
| 広報活動の充実を図る。 | SNS を活用した新しい情報発信に取り組み、様々な世代の利用拡大を図る。 | インスタグラムを開設し、幼児・児童・中高生向け事業の紹介や施設利用についての情報発信を行う。(毎月1回以上更新) |

<本郷児童センター>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|----------|---------------------------------|---|
| 広報を推進する。 | SNS を活用し情報提供と新規利用者獲得につながる発信をする。 | 週1回のインスタグラム投稿による事業の通知や報告により利用者の利便性向上と新規利用者増を図る。 |

<片柳児童センター>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|----------------------|------------------------------------|--|
| 広報活動を強化し、利用者の増加を目指す。 | 利用者増加を目指し、ホームページ及びSNS に最新の情報を発信する。 | ホームページを適宜最新の情報にする。更に、ホームページ及び SNS で施設の事業を発信する。 |

<春野児童センター>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|----------------|---------------------------------------|--|
| 行事の内容を見直し拡大する。 | 利用者ニーズにそった新規行事や既存の行事を地域の人材とともに実施していく。 | 利用者アンケートや日々のかかわりの中で利用者ニーズにそった行事の企画を検討していく。また、地域の方々と一緒に行事を運営できるような方法を検討し企画していく。 |

<馬宮児童センター>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|---------------------------------|--|---|
| 他法人との連携を推進し、地域資源を生かした協働体制をすすめる。 | 地域団体および住民へ積極的に働きかけ、他法人との連携を深めることで、住民にとって利用しやすい体制を整えていく地域の拠点施設としての機能を高める。 | SNS につながる二次元コード付きのチラシを作成し、館内外に掲示する。また、近隣のコミュニティセンター、地区社会福祉協議会、公民館などと連携し、地域と協働した行事の企画・運営を進め、地域のつながりを深める。 |

<文蔵児童センター>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|-----------------|------------------------|--------------------------------|
| サービスの見直し、改善を行う。 | 新規の利用者を増やし、利用の定着化を目指す。 | 行事等の内容を見直し、実施方法の改善および実施回数を増やす。 |

<浦和別所児童センター>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|------------|-----------------------------|--|
| 広報活動を推進する。 | SNS 発信の見直しを行い、施設の PR 活動を行う。 | 利用者のセンター情報入手方法の収集を行い、有効な方法を実施する。併せて、インスタグラムの開設を行い、施設の地域への認知を深める。 |

<与野本町児童センター>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|------------|-------------------------------|---|
| 広報活動を推進する。 | ホームページや SNS を積極的に活用し、利用拡大を図る。 | 職員全員がホームページや SNS の使い方を学び、誰もが投稿することができるようにすることで、職員の資質向上へと繋げる。そして、積極的な情報発信を行い、利用者への情報提供を図る。 |

<向原児童センター>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|-------------|---|--|
| 新規利用者を獲得する。 | 利用者ニーズに対応した新規事業を企画し、SNS を活用し情報発信を行い、新規利用者の獲得に繋げる。 | 週末に新規事業を実施し、平日利用が難しい利用者の来館に繋げる。 インスタグラムでの発信を増やし、施設案内や活動内容をPRする。 |

<大戸児童センター>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|----------------|----------------------------------|-----------------------|
| 関係機関との連携を推進する。 | 地域の健全育成を推進できるよう関係機関と連携した活動を実施する。 | 関係機関との共催事業を年 6 回実施する。 |

<大久保東児童センター>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|------------|--------------------------------|-------------------------------------|
| 支援の見直しを図る。 | 多国籍の利用者も使いやすいサービスの提供を検討し、取り組む。 | 外国語表記の案内掲示の作成を行う。多国籍の交流が図れる事業を展開する。 |

<岩槻児童センター>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|-------------|---|---|
| 広報活動の充実を図る。 | ホームページと SNS を活用し、イベントの情報や館内の情報を分かりやすく投稿し、「また行きたい」と利用者が感じられるような児童センターを目指す。また、身近に感じられる投稿により新規利用者の獲得にも繋げる。 | SNS 発信の活性化を図り、館内の日々の様子やイベント情報を毎日投稿する。また、職員全員が投稿できるよう職場内研修を実施する。 |

<仲本児童センター>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|------------|---------------------------------------|---|
| 広報を積極的に行う。 | 新たな情報発信の開始とホームページの充実により、新規利用者の獲得に繋げる。 | インスタグラムを開設し、二次元コードをホームページ等に掲載。ホームページの内容を充実させ、活動やイベントの発信を月に 1 回以上行い、利用につなげる。 |

<尾間木児童センター>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|-----------|---|--|
| 広報を充実させる。 | インスタグラムや X を積極的に活用し、新規利用者、リピーターの獲得につながる情報発信をする。 | 事業の予定や活動内容の報告を月 2 回以上、SNS に発信する。また、職員全員が投稿できるよう職場内研修を実施する。 |

4 サービス向上のための取組

「こども基本法」をはじめとする関係法令及び「児童館ガイドライン」のもと、経営理念を具現化し、利用者及び地域から信頼される施設であり続けるために以下の取組を行う。

(1) 遊び及び生活を通じたこども・若者の発達の増進を支援する。

- ① 遊びを通して、こどもたちの自己肯定感を高め、「生きる力の育成」を目指した支援を推進する。
- ② 運動あそびへの親和性を高め、運動に親しむ習慣づくり、バランスの取れた健康的な生活への支援を促進する。
- ③ 週末（土・日曜日）のまとまった時間を利用し、親子向けプログラムの展開や、時間をじっくりかけた児童への事業などを推進する。
- ④ 社会参加の機会や将来に向けての進路選択、職業について学ぶための様々な専門的プログラムを実施する。

(2) 子育て家庭への支援を充実させ、提供する。

- ① 子育て支援活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進する。また、地域の子育て支援ニーズを把握するように努める。
- ② 土・日もオープンしている利点を生かし、ワーク・ライフ・バランスの考え方を基本に、働きながら子育てしている家庭も参加しやすい事業を実施し、仕事と子育て支援の両立に向けた支援を推進する。
- ③ 地域の相談窓口の役割を果たせるよう、センター職員の資質向上を図る。
- ④ 児童相談所・家庭児童相談室などと連携を強化させ、子育てに関する不安や悩みに適切に対応する。

(3) サードプレイスとしてこどもの安定した日常生活を支援する。

- ① 児童厚生員がコーディネーター的役割を担い、地域の様々な大人や協力団体と連携しながら、中高生世代の誰もが安心して「行きたい」「居たい」と思えるような地域の居場所づくりを推進する。
- ② こども一人ひとりの声をしっかり受け止め、尊重し、こどもの「やってみたい」気持ちに寄り添い、こどもの最善の利益を優先する。
- ③ 老人憩いの家を併設しているメリットを生かし、高齢者との世代間交流事業を推進する。
- ④ 社会参加の機会や将来に向けての進路選択、職業について学ぶための様々な専門的プログラムを実施する。

(4) 困難を抱えるこども・若者の支援を行う。

- ① 困難を抱えるこどもや家庭に対し、地域の関係機関と連携しながら支援をしていく。
- ② 地域に設置され気軽に利用できる児童センターのメリットを生かし、地域の相談窓口として、関係機関との連携を取りながら、利用者の不安や悩みに適切に対応する。
- ③ こどもがお互い協力しながら活動できる事業・環境づくりに配慮し、活動を通じてこどもの状況を把握し、問題の早期発見に努め、貧困、虐待防止対策に努める。

(5) 地域の健全育成における拠点機能の充実を図る。

- ① さいたま市内全域で幅広いライフステージを対象とした施設運営を行う組織としてのスケールメリットを最大限に生かし、施設間の有機的連携を図る。
- ② さいたま市内全児童センターにおける交流事業を推進する。
- ③ 地域社会でこどもに関わる組織・団体とパートナーシップを保ちながら、地域住民のこども・子育て問題への関心を高め、住民の問題解決能力を促進するように働きかける。
- ④ 地域住民からボランティアを積極的に発掘し、継続的に児童センター活動に参加していただくことを通じて、事業内容の充実を図りながら、ボランティアを育成する。
- ⑤ 関係機関と連携して、防犯教室や交通安全教室を実施し、こども・保護者の防犯意識を高め、安全・安心なまちづくりに寄与する。
- ⑥ 法人が事業運営する「さいたま市放課後子ども居場所事業」との連携を図る。

5 利用率向上のための具体的取組

- (1) 施設広報誌を地元自治会の回覧や自治会掲示板への掲示や公共施設等、地域の関係機関に常設していただくよう依頼するなど、より多くの方に読んでいただけるように努める。
- (2) SNS を利用し、施設広報誌や事業の様子を多くの方の目に触れる広報を行う。
- (3) 地域の自治会や関係機関が主催する事業協力及び共催を通じて、施設を知っていただく機会に

するとともに、利用いただくためのPRを行う。

(4) 特別講座等のイベントを定期的で開催し、新規利用者及びリピーターの獲得を目指す。

6 管理運営体制

管理・運営においては、運営規程に定められたとおりに体制を整え、実施する。また、運営規程に定めのないものにおいても、管理・運営に必要な体制については計画し、実施する。

(1) 緊急時を想定した訓練

- ① 法人の災害対策計画に基づいた各種マニュアル、消防計画により、火災発生時、地震発生時などを想定して毎月1回避難訓練（消火訓練）を実施する。
- ② 日常的な訓練とマニュアルの活用により、万が一災害が発生した場合でも、迅速かつ的確に行動できるよう体制を整える。
- ③ 「さいたま市地域防災計画」に位置付けられた洪水浸水想定区域内の施設（植水、春野、馬宮、文蔵、向原、大戸、大久保東）においては、「避難確保計画」に基づき防災教育及び避難訓練を年1回以上行う。

(2) 感染症対策

- ① 感染症の流行、まん延を防止するために、日常的な清掃、消毒の他、手洗い、うがいの呼びかけの徹底、十分な換気の実施、施設内の環境整備、衛生対策を行って感染症発生の予防に努める。
- ② 館内ポスターを掲示し、感染症に対する注意喚起を行う。

(3) 事故防止対策

- ① ヒヤリハット（事件・事故）報告書を作成し、集計・統計を行うとともに、職員間で共有し対策を講じることで同様の事故の未然防止に努める。
- ② 軽微なけがや体調不良、物損事故など、業務中に発生又は確認されたことを業務日誌等に記録し、検証を行う。
- ③ 事故発生時には「危機管理マニュアル」に基づき、迅速な対応を徹底するとともに、万が一、重篤なケガや急病が発生した場合には、さいたま市の所管課や保健所等関係機関と連携し速やかに対応するとともに原因の究明及び再発防止策を講じる。

(4) 業務継続計画の研修・訓練実施

① 感染症対応 BCP

感染症が発生した際の業務継続、早期の業務再開のため、訓練を年1回実施し、訓練結果に基づいた感染症対策 BCP の研修や計画の見直しを行う。また、利用者の立場に立った安全で安心して利用できる施設を目指し、感染症を発生させないための体制づくりを行う。

② 災害対応 BCP

災害が発生した際の業務継続、早期の業務再開のためにあらゆる災害が発生する可能性を想定し、防災意識の普及や啓発、防災備品の整備等、被害発生の予防や軽減、二次被害の防止となるよう、訓練を年1回実施し、訓練結果に基づいた災害対策 BCP の研修や計画の見直しを行う。

(5) 人権擁護の取組

① 虐待防止

施設の虐待防止責任者を施設長と定め、不適切支援や虐待を未然に防ぎ、安全・安心なサービスの提供に努める。虐待が疑われる案件が発生した際は、関係機関と連携し、速やかに対応

する。また、職員一人ひとりの人権意識の向上や日々の支援の振返りのため、法人の人権擁護研修への参加、「虐待防止チェック」及び「人権意識振り返りシート」を年1回実施する。

7 年間行事等

<全館共通行事>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|--|
| 7月 | 高校生と乳幼児のふれあい交流事業(7~8月) |
| 11月 | 児童センターフェスタ |
| 3月 | 中高生パフォーマンスフェスタ |
| その他 | 運営協議会、避難訓練、児童発達支援センター等との発達相談、未来くるワーク・インターンシップ・実習生の受入れ、図書の貸出し |

<三橋児童センター>

| 開催月 | 行事名 | |
|-----|--|--|
| 5月 | みはしこどもウィーク、こどもの意見リサーチ月間 | |
| 6月 | 三橋公民館共催事業(幼児家庭教育学級)、乳幼児育児相談、離乳食講座 | |
| 7月 | おたのしみ会(乳幼児・児童)、夏休み交通安全教室、夏休み世代間交流事業 | |
| 8月 | 夏休み世代間交流事業、夏休みイベント | |
| 9月 | 季節イベント世代間交流運動会 | |
| 10月 | 乳幼児育児相談、季節イベントハロウィン、こどもの意見リサーチ月間、三橋公民館共催事業(親学・幼児家庭教育学級)、歯みがき指導講座 | |
| 12月 | おたのしみ会(乳幼児・児童) | |
| 2月 | 乳幼児育児相談、3館(三橋・植水・馬宮)合同イベント | |
| 3月 | 中高生 HIROBA | |
| 定期 | 毎日 | 中高生タイム、スタディールーム、ランランランチ |
| | 週1回 | あそびのひろば(0、1歳以上向け)、一輪車タイム、プラレールの日、中高生世代時間延長対応 |
| | 月1回 | 工作タイム、おもちゃの病院 |
| | その他 | 乳幼児タイム、大成親子サロン(公民館)、こどもボランティア活動、三橋小土曜チャレンジスクール、宮前小放課後チャレンジ・土曜チャレンジスクール、家庭児童相談員による子育て相談 |

<植竹児童センター>

| 開催月 | 行事名 | |
|-----|-------------------------------------|---|
| 4月 | こいのぼり制作 | |
| 5月 | こいのぼり制作・装飾、こどもの日工作 | |
| 6月 | 親子ひろば in 日進コミセン、おおきくなったかな(身体測定) | |
| 7月 | 夏まつり、ものづくり教室 | |
| 8月 | 防犯教室、映写会、ヨーヨー祭り、植竹公民館わくわく子育てプログラム | |
| 9月 | フードバンク | |
| 10月 | 日進公民館ハイハイひろば、親子ひろば in 日進コミセン | |
| 11月 | 歯みがき指導、保健師講話、おおきくなったかな(身体測定)、北区民まつり | |
| 12月 | お楽しみ会、映写会 | |
| 1月 | お正月あそび、フードバンク | |
| 2月 | 栄養士講話、植竹こども音楽祭、親子ひろば in 日進コミセン | |
| 3月 | ハンドベルミニコンサート、映写会、おおきくなったかな(身体測定) | |
| 定期 | 毎日 | 幼児タイム、中高生タイム |
| | 週1回 | コマ・けん玉タイム、卓球タイム |
| | 月1回 | おはなし会、助産師による育児相談、植竹小学校 PTA 資源回収 |
| | その他 | 工作タイム(月2回)、ハンドベルクラブ、プチタイム、ハイハイサロン、家庭児童相談員による子育て相談、こども会議 |

<天沼児童センター>

| 開催月 | 行事名 | |
|-----|-----------------------------|--|
| 6月 | 交流ふれあい花だん、管理栄養士による離乳食講座 | |
| 7月 | 夏のお楽しみ会（幼） | |
| 9月 | 歯科衛生士による歯みがき講座 | |
| 10月 | ハロウィンイベント（幼/児） | |
| 11月 | 世代間交流運動会、交流ふれあい花だん、保健師による講座 | |
| 12月 | 冬のお楽しみ会（幼/児） | |
| 1月 | かきぞめの日 | |
| 定期 | 毎日 | 中高生タイム |
| | 週1回 | 0さいひろば、プチひろば、みんなであそぼう |
| | 月1回 | 工作ランド、電車であそぼう |
| | その他 | 東公民館ひがしっこひろば（職員派遣）、読み聞かせ、こども会議、家庭児童相談員による子育て相談 |

<宮原児童センター>

| 開催月 | 行事名 | |
|-----|------------------------------------|---|
| 4月 | おはなし会 | |
| 5月 | こどもの日制作 | |
| 6月 | 親子ひろば in 日進コミセン、歯科衛生士による「歯のはなし」 | |
| 7月 | 夏のおたのしみ会（幼/児） | |
| 8月 | ものづくり教室、簡単クッキング、交流eスポーツ | |
| 9月 | あおぞら防犯教室、幼児運動会、栄養士による育児相談 | |
| 10月 | 親子ひろば in 日進コミセン、宮原公民館こどもまつり、公園で遊ぼう | |
| 11月 | 日進公民館ハイハイひろば、保健師による育児相談、北区民まつり | |
| 12月 | 冬のおたのしみ会（幼/児）、交流eスポーツ、英語でクリスマス | |
| 1月 | お正月あそび、歯科衛生士による「歯のはなし」 | |
| 2月 | 親子ひろば in 日進コミセン | |
| 定期 | 毎日 | 中高生タイム |
| | 月1回 | 大きくなったかな、みんなであそぼう、週末プチタイム |
| | 月2回 | ハイハイサロン、プチタイム、工作タイム |
| | その他 | こども会議、スポーツタイム、放課後・土曜チャレンジスクール（宮原小/つばさ小）、宮原公民館すくすくサロン、家庭児童相談員による子育て相談、宮原お手伝いスタッフ活動 |

<植水児童センター>

| 開催月 | 行事名 | |
|-----|--|--|
| 5月 | こどもの日工作 | |
| 6月 | 「親の学習」プログラム（植水公民館主催） | |
| 7月 | ちびっこサンサンまつり、夏休み交流事業（囲碁教室/将棋教室/手話ダンス） | |
| 8月 | こども福祉体験教室（植水地区社協・大宮ゆめの園共催）、すくすく教室（植水地区社協共催・西区保健センター協力） | |
| 9月 | スペシャルドッジボールタイム | |
| 10月 | 植水交流まつり/あそびの教室（植水地区社協共催） | |
| 11月 | 「にしっこさん いらっしゃい!!」（西区保健センター共催）、西区ふれあいまつり | |
| 12月 | 冬のおたのしみ会 | |
| 2月 | 「にしっこさん いらっしゃい!!」（西区保健センター共催）、3館（三橋・植水・馬宮）合同イベント | |
| 定期 | 毎日 | ちびっこタイム、中高生タイム |
| | 週1回 | ドッジボールタイム、あそびのひろば |
| | 月2回 | 学習支援事業（中高生世代時間延長対応、大宮国際中等教育学校生徒主催）、むかしあそびタイム ※1回開催の月あり |
| | その他 | ランチタイム、工作タイム、シネマランド、おおきくなったかな、手話ダンス、家庭児童相談員による子育て相談、三世代交流体験活動（青少年育成植水地区会主催）、指扇地区乳幼児向けサロン（指扇地区社協主催）、青少年育成こどもまつり（青少年育成植水地区会主催） |

<本郷児童センター>

| 開催月 | 行事名 | |
|-----|--|---|
| 6月 | 世代交流じゃがいも掘り、親子ひろば in 日進コミセン、親子ひろば in 東大宮コミセン | |
| 7月 | 夏のおたのしみ会(幼児、児童)、ものづくり教室 | |
| 8月 | 三世代交流イベント | |
| 10月 | ハロウィンイベント、親子ひろば in 日進コミセン、食育講座 | |
| 11月 | 保健師講話、北区民まつり | |
| 12月 | 冬のお楽しみ会(幼児、児童) | |
| 1月 | お正月あそびWeek | |
| 2月 | 親子ひろば in 東大宮コミセン | |
| 定期 | 毎日 | 中高生タイム |
| | 週1回 | ハイハイサロン、プチタイム |
| | 月1回 | 幼児お誕生会(身長・体重測定)、土曜イベント(工作、チャレンジタイム) |
| | その他 | 放課後チャレンジスクール、地区社協子育てサロン、三世代交流事業、家庭児童相談員による子育て相談、こどもミーティング |

<片柳児童センター>

| 開催月 | 行事名 | |
|-----|--|---|
| 4月 | 児童センターを飾ろう | |
| 5月 | こどもの日イベント、見沼区保健センター共催事業育児相談 | |
| 6月 | 児童センター憩いの家交流ふれあい花壇、食育講話、見沼区保健センター共催事業虫歯予防教室 | |
| 7月 | サマーフェスタ(乳幼児、児童) | |
| 8月 | 児童センターを飾ろう | |
| 9月 | 見沼区保健センター共催事業育児相談 | |
| 10月 | 歯みがき講話、ハロウィンイベント、児童センターを飾ろう | |
| 11月 | 児童センター憩いの家交流ふれあい花壇、食育講話、見沼区保健センター共催事業育児相談・虫歯予防教室、児童センター・憩いの家eスポーツ交流会 | |
| 12月 | ウィンターフェスタ(乳幼児、児童)、児童センターを飾ろう | |
| 1月 | 保健師講話 | |
| 2月 | 歯みがき講話 | |
| 定期 | 毎日 | 中高生タイム、卓球タイム、バドミントンタイム、ドッジビータイム |
| | 週1回 | ハイハイサロン、ヨチヨチひろば、わんぱくひろば |
| | 月1回 | 誕生祝い、お父さんと遊ぼう、プチひろば |
| | その他 | 助産師来館事業、おはなし箱、海老沼小・片柳小放課後・土曜チャレンジスクール、ふるさと発見こどもまつり(青少年育成片柳地区会主催)、子育てサロン『ピヨピヨ』(地区社協主催) |

<春野児童センター>

| 開催月 | 行事名 |
|-----|-----------------------------|
| 4月 | 新1年生あつまれ |
| 5月 | 児童福祉週間イベント、赤ちゃんサロン |
| 6月 | 赤ちゃんサロン |
| 7月 | 春岡おやこサロンSP、アーバン夏祭り |
| 8月 | eスポーツ(こどもシニア交流イベント)、夏休み特別企画 |
| 10月 | 赤ちゃんサロン |
| 11月 | 春岡ふれあいフェスティバル、卓球の日、赤ちゃんサロン |
| 12月 | 春岡おやこサロンSP |
| 1月 | 赤ちゃんサロン、冬特別企画 |
| 2月 | 赤ちゃんサロン |
| 3月 | 春岡おやこサロンSP |

| | | |
|----|-------|-----------------------------|
| 定期 | 毎 日 | 中高生タイム、カートであそぼう（幼児専用タイム） |
| | 月 1 回 | みんなのひろば、春岡おやこサロン（公民館協力事業） |
| | 月 2 回 | 電車であそぼう |
| | その他 | 家庭児童相談員による子育て相談、保健センターによる講座 |

<馬宮児童センター>

| 開催月 | 行事名 | |
|------|--|---|
| 5 月 | 児童福祉週間イベント | |
| 7 月 | サマーフェスタ（幼児・児童） | |
| 8 月 | 夏休み特別企画 | |
| 9 月 | 中学生と乳幼児ふれあい交流事業（職員派遣）、「にしっこさん いらっしゃい!!～育児相談」（西区保健センター共催） | |
| 10 月 | ハロウィンパーティー、消防車見学 | |
| 11 月 | 西区ふれあいまつり、コミセンまつり、からふる子育てクラブ（馬宮公民館共催）、こどもまんなか月間イベント | |
| 12 月 | ウィンターパーティー（幼児、児童）、「にしっこさん いらっしゃい!!～育児相談」（西区保健センター共催） | |
| 1 月 | お正月あそび、「にしっこさん いらっしゃい!!～育児相談」（西区保健センター共催） | |
| 2 月 | 3 館（三橋・植水・馬宮）合同イベント | |
| 定期 | 毎 日 | 卓球タイム、フリースペース、中高生スタディールーム、幼児タイム |
| | 週 1 回 | ブラレールであそぼう、プチタイム |
| | 週 2 回 | ドッジボールタイム |
| | 月 1 回 | 年齢別幼児事業（ハイハイサロン・なかよしひろば）、ストーリータイム、家庭児童相談員による子育て相談 |
| | その他 | 地区社協出前事業（馬宮・指扇・内野） |

<文蔵児童センター>

| 開催月 | 行事名 | |
|------|--|--|
| 5 月 | 児童福祉週間イベント | |
| 6 月 | 保健師による「発達・健康講座」、おもちゃコンサルタントによる「おもちゃの広場」、ちびっこワイワイひろば（文蔵公民館共催） | |
| 7 月 | 夏のお楽しみ会（幼児）、夏休みフェスタ（小学生） | |
| 8 月 | 夏休みこども公民館（文蔵公民館共催） | |
| 9 月 | 歯科衛生士による「歯みがき講座」、六辻スマイルひろば（六辻公民館共催） | |
| 10 月 | おもちゃコンサルタントによる「おもちゃの広場」、ちびっこワイワイひろば（文蔵公民館共催） | |
| 11 月 | 六辻スマイルひろば（六辻公民館共催） | |
| 12 月 | 冬のお楽しみ会（幼児）、冬休みフェスタ（小学生）、六辻スマイルひろば（六辻公民館共催）、ちびっこワイワイひろば（文蔵公民館共催） | |
| 1 月 | 栄養士による「食育講座」 | |
| 3 月 | 六辻スマイルひろば（六辻公民館共催） | |
| 定期 | 毎 日 | 日替わりおもちゃ |
| | 週 1 回 | 中高生世代時間延長対応 |
| | 週 3 回 | 赤ちゃんルーム |
| | 月 1 回 | バースデーフォトコーナー、測定の日 |
| | その他 | プチタイム、あそぼう！ひろば、赤ちゃんひろば、季節のフォトコーナー、たのしく作ろう、チャレンジタイム、ドッジボールタイム、卓球タイム |

<浦和別所児童センター>

| 開催月 | 行事名 | |
|-----|--------------|--|
| 6 月 | 乳幼児向け食育講座 | |
| 7 月 | なつまつり（幼児・児童） | |
| 8 月 | 県警あおぞら防犯教室 | |

| | | |
|-----|--|---|
| 9月 | おもちゃの広場 | |
| 11月 | 歯科衛生士講座（はみがき講座）、消防署立ち合い避難訓練、ふれあいまつり（自治会共催） | |
| 12月 | 冬のおたのしみ会（幼児・児童） | |
| 1月 | お正月あそび月間、ねえ♪あそぼ!!（コミセン共催） | |
| 2月 | おもちゃの広場 | |
| 3月 | 卓球月間 | |
| 定期 | 毎日 | 中高生タイム |
| | 週1回 | エンジョイタイム |
| | 月1回 | ひよこひろば、りすひろば、うさぎひろば、スターチス、おひざだっこのお話し会 |
| | 月2回 | 大きくなったかな、バースデー&フォトコーナー、お誕生日カード配付 |
| | その他 | プチタイム、卓球タイム、こどもスタッフ会議、おもちゃの病院、おはなしでてこい、わくわくタイム、小学生タイム、プラレールタイム、ボールプール |

<与野本町児童センター>

| 開催月 | 行事名 | |
|-----|------------------------------------|---|
| 4月 | 1年生生まれ | |
| 5月 | 歯みがき指導、職員体験 day | |
| 6月 | 育児講話と乳がん自己検診法、児童センター花植えイベント | |
| 7月 | 夏のおたのしみ会（幼、児）、夏休み体験教室、こどもシニア交流イベント | |
| 8月 | 夏の工作タイム、職員体験 day | |
| 9月 | 食育講話 | |
| 10月 | 消防署立ち合い避難訓練、ハロウィンイベント | |
| 11月 | 中央区区民まつり、児童センター花植えイベント | |
| 12月 | 冬のおたのしみ会（幼）、こどもシニア交流イベント | |
| 1月 | お正月あそび、歯みがき指導、こどもシニア交流イベント | |
| 2月 | 食育講話 | |
| 3月 | 中高生イベント | |
| 定期 | 毎日 | 中高生タイム、スタディールーム |
| | 週1回 | 中高生世代時間延長対応（長期休みを除く） |
| | 月1回 | おはなし会、おはなしひろば、作ってみよう |
| | 月2回 | 0歳児あつまれ、ヨチヨチペンギン、ピョンピョンうさぎ |
| | その他 | 本町っ子ひろば、ファミリータイム、おもしろ記録会、パパと一緒にあそぼう、おおきくなったかな、バースデーフォト、ドッジボールタイム、みんなであそぼう、アスレチックタイム（幼児向け）、家庭児童相談員による子育て相談 |

<向原児童センター>

| 開催月 | 行事名 | |
|-----|-----------------------------------|---|
| 5月 | 児童センターで花づくり | |
| 6月 | 歯みがき指導 | |
| 7月 | 夏のおたのしみ会（乳幼児）、夏の工作タイム | |
| 8月 | 夏のおたのしみ会（児童） | |
| 9月 | 食育講話 | |
| 10月 | 消防署へ行こう！、ハロウィンパーティー、育児講話と乳がん自己検診法 | |
| 11月 | 中央区区民まつり、児童センターで花づくり | |
| 12月 | 冬のおたのしみ会（乳幼児）、書初めタイム | |
| 1月 | 冬の工作タイム | |
| 2月 | 食育講話 | |
| 3月 | 春のおたのしみ会 | |
| 定期 | 毎日 | 中高生タイム |
| | 週1回 | 0歳サロン、ミニプチタイム、ドッジボールタイム、ティーンズカフェ |
| | 月1回 | ボランティア「ゆめのはこ」による読み聞かせ、プチタイム（土曜） |
| | その他 | 上落合小学校放課後チャレンジスクール、下落合小学校土曜チャレンジスクール、フードバンク集荷所、衣類バンク集荷所、文具ボックス受入・設置、今日のきもち、おすすめの本、どうぞのいす、花の水やり、家庭児童相談員による子育て相談、お誕生日カード・シール配付、やりたいもの箱、こども主体のやりたいこと事業、座談会 |

<大戸児童センター>

| 開催月 | 行事名 | |
|-----|---------------------------------|---|
| 4月 | 新入生オリエンテーション | |
| 5月 | 産後ヨガ、歯みがき指導、発達相談 | |
| 6月 | 育児講話と乳がん自己検診法(保健センターと共催事業) | |
| 7月 | 食育講話、夏フェス(幼児・児童)、夏の公民館工作 | |
| 8月 | シネマタイム、夏チャレンジ、夏休み工作、防犯教室 | |
| 9月 | 産後ヨガ | |
| 10月 | ハロウィンタイム | |
| 11月 | 大戸公民館まつり、中央区区民まつり、発達相談 | |
| 12月 | 冬チャレンジ、冬フェス(幼児・児童)、冬休み工作、歯みがき指導 | |
| 1月 | けん玉チャレンジ、シネマタイム、産後ヨガ、発達相談 | |
| 2月 | 食育講話 | |
| 3月 | シネマタイム | |
| 定期 | 毎日 | 卓球タイム |
| | 週1回 | ハイハイサロン、中高生タイム |
| | 月1回 | おおきくなったかな、バースデーウィーク |
| | その他 | おおっとクラフトタイム、家庭児童相談員による子育て相談、チャレンジタイム、つくってあそぼう、ファミリータイム、プチタイム、プラ鉄タイム、ミニカーであそぼう、与野南小わくわくチャレンジ |

<大久保東児童センター>

| 開催月 | 行事名 | |
|-----|----------------------------|--|
| 5月 | 作ってみよう!! | |
| 6月 | ファミリータイム | |
| 7月 | 夏まつり(乳幼児・児童) | |
| 8月 | 作ってみよう!!、埼玉大学ミュージカルパフォーマンス | |
| 9月 | 作ってみよう!!、親子ヨガ、たんさいぼうコンサート | |
| 10月 | 消防署立会い避難訓練、桜区区民ふれあいまつり | |
| 11月 | 寿楽荘との交流行事、クリスマスツリー点灯式 | |
| 12月 | 冬のおたのしみ会(乳幼児・児童)、作ってみよう!! | |
| 1月 | お正月あそび、プチタイム(ししまい) | |
| 2月 | 体力測定会、ファミリータイム | |
| 3月 | 卒業を祝う会 | |
| 定期 | 毎日 | 卓球タイム、中高生タイム |
| | 週1回 | キッカーボード |
| | 月1回 | プチ工作タイム、おはなし会、わくわく★身体測定 |
| | 月2回 | あかちゃんサロン、ちびっこひろば、ギネスに挑戦、ドッジボールタイム、親子囲碁教室、キッズイングリッシュ、おもちゃの電車であそぼう、プチタイム |
| | その他 | 保健師・栄養士・歯科衛生士による講話、公民館合同避難訓練、こども会議、家庭児童相談員による子育て相談 |

<岩槻児童センター>

| 開催月 | 行事名 | |
|-----|---|--|
| 4月 | 幼児向けプラネタリウム、退職校長会共催事業 | |
| 5月 | 児童福祉週間イベント | |
| 6月 | わくわくクッキング、親子であそぼうプチサロン(ささぼし共催) | |
| 7月 | 館内ドッジボール大会、退職校長会共催事業、幼児向けプラネタリウム、七夕(南部公民館) | |
| 8月 | お化け屋敷、紙すき体験(第1やまぶき共催)、退職校長会共催事業 | |
| 9月 | 親子であそぼうプチサロン(ささぼし共催) | |
| 10月 | ハロウィンパーティー(南部・本町公民館共催)、幼児向けプラネタリウム、はじめて応援活動(岩槻区支援課共催)、やまぶきまつり | |

| | | |
|-----|--|---|
| 11月 | 西原中乳幼児ふれあい体験、わくわくクッキング | |
| 12月 | スペシャルプラネタリウム、冬のおたのしみ会(南部・本町公民館共催)、退職校長会共催事業、岩槻高校音楽部コンサート | |
| 1月 | はじめて応援活動(岩槻区支援課共催)、冬の読書キャンペーン | |
| 2月 | 親子であそぼうプチサロン(ささぼし共催)、ひなまつり(南部公民館) | |
| 3月 | 卒園・卒業を祝う会、館内ドッジボール大会、退職校長会共催事業、まちかど雛めぐり | |
| 定期 | 毎日 | ドッジボールタイム、中高生タイム |
| | 週1回 | プラネタリウム、一輪車タイム、映画会 |
| | 週2回 | プチタイム、中高生世代時間延長対応(金・土午後7時まで) |
| | 月1回 | スターウォッチング、赤ちゃんサロン(まんままんま)、キッズ英語、ママヨガ、キッズヨガ、おもちゃの病院、お誕生会(プチタイム)、みんなで運動あそび、小学生タイム |
| | 月2回 | 赤ちゃんサロン、ティーンズカフェ(第2金、第4土) |
| | その他 | 乳幼児向け絵本の読み聞かせ(岩槻図書館共催)、西原小チャレンジスクール、助産師相談事業、おたから市(いわつき子育て応援隊)、フードパントリー、こども会議、バルーン風船、ちびっこレース、プラレールの日 |

＜仲本児童センター＞

| 開催月 | 行事名 | |
|-----|--|---|
| 4月 | おはなし会 | |
| 5月 | 仲本ファーム、こども会議 | |
| 6月 | 交通安全・防犯教室、助産師による講話、仲本荘合同交流事業、スペシャルプチタイム(食育) | |
| 7月 | 夏のお楽しみ会(小学生)、夏のお楽しみ会(乳幼児)、あそび教室、仲本荘合同交流事業、電気教室、お楽しみタイム | |
| 8月 | お楽しみタイム、おはなしひろば(小学生)、仲本公民館共催事業、助産師による講話 | |
| 9月 | 認知症サポーター養成講座(地域包括支援センター尚和園共催)、仲本荘合同交流事業 | |
| 10月 | 浦和区子育て応援サロン(浦和区支援課協働事業)、こども会議、スペシャルプチタイム(ハロウィン)、仲本公民館文化祭参加 | |
| 11月 | 助産師による講話、歯科講話、仲本荘合同交流事業、Bookパーティー | |
| 12月 | 冬のお楽しみ会(小学生)、冬のお楽しみ会(乳幼児)、仲本公民館共催事業、お楽しみタイム | |
| 1月 | お正月あそび、お楽しみタイム | |
| 2月 | 助産師による講話 | |
| 3月 | ピーコック工作タイム、おはなしひろば(小学生) | |
| 定期 | 毎日 | けん玉チャレンジ、中高生タイム、中高生部屋貸し |
| | 週1回 | 卓球タイム、中高生世代時間延長対応 |
| | 月1回 | おはなしひろば(乳幼児)、トミカ・プラレールタイム、ディスコゲーム |
| | その他 | ハイハイサロン、土日プチタイム、プチタイム、工作タイム、お誕生日カード、衣類バンク集荷場、赤ちゃんの駅 |

＜尾間木児童センター＞

| 開催月 | 行事名 | |
|-----|-----------------------------------|--|
| 4月 | 新1年生あつまれ | |
| 5月 | おまぎカフェ | |
| 6月 | エンジョイおやこあそび、絵本の読み聴かせ(ひだまり文庫共催事業) | |
| 7月 | ミニまつり、こども映画会(尾間木公民館共催事業) | |
| 8月 | 映画会、夏休み小学生工作タイム | |
| 9月 | 複合施設合同避難訓練 | |
| 10月 | うんどうかいごっこ(尾間木公民館共催事業)、エンジョイおやこあそび | |
| 11月 | おまぎオータムフェスティバル(尾間木公民館共催事業) | |
| 12月 | 映画会、エンジョイおやこあそび | |
| 1月 | おまぎプレイランド(尾間木公民館共催事業)、複合施設合同避難訓練 | |
| 2月 | エンジョイおやこあそび | |
| 3月 | 映画会 | |

| | | |
|----|-------|--|
| 定期 | 毎 日 | 幼児タイム、小学生タイム、中高生タイム、中高生勉強応援ルーム貸出し |
| | 週 1 回 | 卓球タイム |
| | 月 1 回 | よちよちひろば、おおきくなったかな、誕生会、小学生工作タイム、助産師相談事業、ひだまり文庫 |
| | 月 2 回 | あかちゃんサロン、0 歳児あつまれ |
| | その他 | こども会議、育児相談、栄養相談、歯みがき指導、プチタイム、応急手当講習会、ママカフェ、おりがみであそぼう、ファミリータイム、プラレールであそぼう、中高生スポーツ大会、ドッジボールタイム、e スポーツ体験、子育てサロン（美園公民館）、おもちゃの病院、幼児おたのしみ会（地区社協共催事業） |

【19】 放課後児童クラブ

1 指定管理（令和6年度～令和10年度）

- | | |
|------------------|-------------------|
| (1) 宮前放課後児童クラブ | (23) 大谷口放課後児童クラブ |
| (2) 佐知川放課後児童クラブ | (24) 高砂放課後児童クラブ |
| (3) 東大宮放課後児童クラブ | (25) 浦和大里放課後児童クラブ |
| (4) 大砂土放課後児童クラブ | (26) 与野八幡放課後児童クラブ |
| (5) 谷田放課後児童クラブ | (27) 大戸放課後児童クラブ |
| (6) 大谷場放課後児童クラブ | (28) 与野西北放課後児童クラブ |
| (7) 西浦和放課後児童クラブ | (29) 下落合放課後児童クラブ |
| (8) 大久保東放課後児童クラブ | (30) 上落合放課後児童クラブ |
| (9) 土合放課後児童クラブ | (31) 中島放課後児童クラブ |
| (10) 仲町放課後児童クラブ | (32) 植水第二放課後児童クラブ |
| (11) 南浦和放課後児童クラブ | (33) 城北放課後児童クラブ |
| (12) 沼影放課後児童クラブ | (34) 太田放課後児童クラブ |
| (13) 栄和放課後児童クラブ | (35) 城南放課後児童クラブ |
| (14) 辻放課後児童クラブ | (36) 岩槻放課後児童クラブ |
| (15) 北浦和放課後児童クラブ | (37) 慈恩寺放課後児童クラブ |
| (16) 木崎放課後児童クラブ | (38) 東岩槻放課後児童クラブ |
| (17) 善前放課後児童クラブ | (39) 和土放課後児童クラブ |
| (18) 田島放課後児童クラブ | (40) 徳力放課後児童クラブ |
| (19) 原山放課後児童クラブ | (41) 柏崎放課後児童クラブ |
| (20) 大牧放課後児童クラブ | (42) 東宮下放課後児童クラブ |
| (21) 新開放課後児童クラブ | (43) 野田放課後児童クラブ |
| (22) 大東放課後児童クラブ | |

以下の放課後児童クラブは、児童センターに併設

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| (44) 三橋放課後児童クラブ | (49) 海老沼放課後児童クラブ（片柳児童センター） |
| (45) 天沼放課後児童クラブ | (50) 春野放課後児童クラブ |
| (46) 宮原放課後児童クラブ | (51) 馬宮放課後児童クラブ |
| (47) 植水放課後児童クラブ | (52) 浦和別所放課後児童クラブ |
| (48) 本郷放課後児童クラブ | (53) 与野南放課後児童クラブ（大戸児童センター） |

2 施設の基本理念・基本方針

<共通>

| | |
|------|-----------------------------------|
| 基本理念 | 「共に育ち、共に育て、笑顔あふれる放課後児童クラブ」を目指します。 |
| 基本目標 | 子どもの健やかな育成を支援します。 |
| | 保護者の子育てを支援します。 |
| | 子どもが生き生きと育つ環境づくりに努めます。 |

3 今年度の重点取組

<共通>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|-----------|---|--|
| 支援の見直し・刷新 | ICTを活用することにより、子どもたちが健康で安全に過ごせる環境を整備するとともに、保護者との連携を密にし、保護者との情報共有を図り、サービスの向上をめざす。 | ICTを活用した子どもたちの入退室管理に加え、「放課後児童クラブ」たより等児童クラブからのお知らせや保護者からの連絡等にもICTを活用する。 |

4 サービス向上のための取組

子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、以下の取組を行う。

(1) 子どもの最善の利益を守る支援

子どもの権利について権利擁護研修に参加したり、参加者から伝達研修を行うなどしたりして十分理解し、「子どもの最善の利益」を守ることができるよう、子ども自身の考えや気持ちを尊重した支援を行う。

(2) 一人ひとりを大切にす支援

子ども一人ひとりを大切にし、それぞれの子どもの発達に応じ長期的、継続的な視点で支援を行う。

(3) 子どもの自己肯定感を高める支援

「子どもの生きる力」を育むために、遊びや体験を通して、子どもたちの自己肯定感を高めるために支援を行う。

(4) 子どもが安全に楽しく過ごせる支援

放課後の子どもたちの居場所のひとつであるため、子どもたちにとって安心して過ごせる居場所づくりに努めるとともに、保護者が子どもを預けながら、安心して仕事ができるように支援を行う。

(5) 保護者を支える支援

保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるよう、日常的に保護者と連携をとり、子どもに関する情報を家庭とクラブで共有する。また、ICTを活用した来所・帰宅時間の記録や子どもの出席確認をする。さらに、子どもの生活基盤である家庭での養育を支援するために、地域の関係機関との連携を図る。

(6) 保護者と連携・協働した支援

保護者同士が交流したり子育てについて協力しあったりする関係が築いていけるように、保護者懇談会の開催や、保護者も参加できる活動や行事に取り組み、支援を行う。

(7) 小学校との連携した支援

利用する一人ひとりの子どもに対し適切な対応・支援ができるよう、通学している小学校と相互理解を図り、密な連絡調整を行いながら連携を行う。

(8) 保育園、幼稚園などと連携した支援

新一年生については、必要に応じてそれまで利用していた幼稚園や保育園と連携し、各区の支援課を通じて情報を共有しながら、子ども一人ひとりに応じた対応を行い、個に応じた成長が保証できるようにする。

(9) 地域、関係機関との連携・協働した支援

クラブの所在する地域、利用する子どもたちが住んでいる地域の状況や地域性を把握し、子ど

もの生活に地域の協力が得られるよう、また子どもが生活する地域の安全・安心を確保し向上していけるよう地域の関係団体と協働を行う。

5 利用率向上のための具体的取組

利用する子どもたちに独自のサービスを提供することで、魅力ある公立放課後児童クラブであり続けるように努める。

- (1) 正しい言葉遣いを習得するために、「ぼかぼかことば」を増やし「ひえひえことば」を減らす取組を行う。
- (2) 障害のある子どもへの対応や特に配慮を必要とする子どもへの対応等、子ども一人ひとりを大切に支援を行う。
- (3) 保護者懇談会やクラブだより、また利用者アンケートを通じ、保護者と連携・協働した支援を行う。

6 管理運営体制

管理・運営においては、運営規程に定められたとおりに体制を整え、実施する。また、運営規程に定めのないものにおいても、管理・運営に必要な体制については計画し、実施する。

(1) 緊急時を想定した訓練

- ① 火災・地震・竜巻・落雷等の発生を想定して毎月1回避難訓練を実施する。訓練では職員や大人が子どもを守ることはもとより、子ども自身に身を守るための手立てを学んでもらい、緊急時に適切な行動ができるよう取り組む。
- ② 警察や消防、行政等の機関に依頼し、防犯教室や非行防止教室等も実施する。
- ③ 「さいたま市地域防災計画」に位置付けられた洪水浸水想定区域内の施設においては、「避難確保計画」に基づき防災教育及び避難訓練を年1回以上行う。

(2) 感染症対策

① 施設設備の衛生管理

放課後児童クラブは多人数で生活する場であり、衛生管理を徹底し食中毒や感染症を予防するため、日常清掃を通じて台所用品、冷蔵庫内、食器類、ふきん等の消毒を実施し衛生管理を行う。これらについては「放課後児童クラブ危機管理マニュアル」に則して実施する。

② 日常の衛生管理のための取組

子どもが手洗いやうがい、身体・衣服の汚れへの対応等を日常的に行うなど清潔を保つための生活習慣を身につけるよう援助し、子どもたちとともに日常の衛生管理に努める。

③ おやつを提供

おやつは材料の選定や保管時の温度管理に加え、手洗い・爪切り・手指消毒、複数名での賞味期限及びアレルギーの確認、腸内細菌検査を実施することで、安全で安心できるおやつを提供する。また、食物アレルギーがあり除去食を必要とする子どもに対し、職員2名以上で食材を確認し事故を防止する。

(3) 事故防止対策

- ① ヒヤリ・ハット(事件・事故)報告書を作成し、集計、統計をとるとともに、職員間で共有し対策を講じることで同様の事故の未然防止に努める。
- ② 軽微なけがや体調不良、物損事故など、業務中に発生又は確認されたことを業務日誌等に記録し、検証を行う。

- ③ 事故発生時には「危機管理マニュアル」に基づき、迅速な対応を徹底するとともに、万が一、重篤なケガや急病が発生した場合には、さいたま市の所管課や保健所等関係機関と連携し速やかに対応するとともに原因の究明および再発防止策を講じる。
- ④ 利用者の安全を確保するため、安全計画を策定し、研修及び訓練を実施する。

(4) 業務継続計画の研修・訓練実施

① 感染症対応 BCP

感染症が発生した際の業務継続のための訓練を年 1 回実施し、訓練結果に基づいた感染症対応 BCP の研修や計画の見直しを行う。

② 災害対応 BCP

災害が発生した際の業務継続のための訓練を年 1 回実施し、訓練結果に基づいた災害対応 BCP の研修や計画の見直しを行う。

(5) 人権擁護の取組

虐待防止委員会を設置し、「虐待防止チェックリスト」及び「人権意識振り返りシート」や虐待防止に関する研修等、虐待に係る取組を推進する。

【20】 放課後子ども居場所事業

1 受託事業（令和8年度～令和10年度）

- (1) 大久保小学校放課後子ども居場所事業
- (2) 上里小学校放課後子ども居場所事業
- (3) 新和小学校放課後子ども居場所事業

2 施設の基本理念・基本方針

| | |
|------|--------------------------------------|
| 基本理念 | 「共に育ち、共に育て、笑顔あふれる放課後子ども居場所事業」を目指します。 |
| 基本目標 | 子どもの健やかな育成を支援します。 |
| | 保護者の子育てを支援します。 |
| | 子どもが生き生きと育つ環境づくりに努めます。 |

3 今年度の重点取組

<共通>

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|-----------|---|---|
| 支援の見直し・刷新 | ICTを活用することにより、子どもたちが健康で安全に過ごせる環境を整備するとともに、保護者との連携を密にし、保護者との情報共有を図り、サービスの向上をめざす。 | ICTを活用した子どもたちの入退室管理に加え、「放課後子ども居場所事業」だより等放課後子ども居場所事業からのお知らせや保護者からの連絡等にもICTを活用する。 |

4 サービス向上のための取組

「放課後子ども教室」と「放課後児童健全育成事業」を一体的に実施する「放課後子ども居場所事業」の役割を認識し、以下の取組を行う。

(1) 子どもの最善の利益を守る支援

子どもの権利について権利擁護研修に参加したり、参加者から伝達研修をしたりして十分理解し、「子どもの最善の利益」を守ることができるよう、子ども自身の考えや気持ちを尊重した支援を行う。

(2) 一人ひとりを大切にす支援

子ども一人ひとりを大切にし、それぞれの子どもの発達に応じ長期的、継続的な視点で支援を行う。

(3) 子どもの自己肯定感を高める支援

「子どもの生きる力」を育むために、遊びや体験を通して、子どもたちの自己肯定感を高めるために支援を行う。

(4) 子どもが安全に楽しく過ごせる支援

放課後の子どもたちの居場所のひとつであるため、子どもたちにとって安心して過ごせる居場所づくりに努めるとともに、保護者が子どもを預けながら安心して仕事ができるように支援を行う。

(5) 保護者を支える支援

保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるよう、日常的に保護者と連携をとり、子どもに関する情報を家庭とクラブで共有する。また、ICTを活用した来所・帰宅時間の記録や子どもの出席確認をする。さらに、子どもの生活基盤である家庭での養育を支援するために、地域の関係機関との連携を図る。

(6) 保護者と連携・協働した支援

保護者同士が交流したり子育てについて協力しあったりする関係が築いていけるように、保護者懇談会の開催や、保護者も参加できる活動や行事に取り組み、支援を行う。

(7) 小学校との連携した支援

放課後子ども居場所事業を利用する一人ひとりの子どもに対し適切な対応・支援ができるよう、通学している小学校と相互理解を図り、密な連絡調整を行いながら連携を行う。

(8) 保育園、幼稚園などと連携した支援

新一年生については、必要に応じてそれまで利用していた幼稚園や保育園と連携し、各区の支援課を通じて情報を共有しながら、子ども一人ひとりに応じた対応を行い、個に応じた成長が保証できるようにする。

(9) 地域、関係機関との連携・協働した支援

放課後子ども居場所事業の所在する地域、利用する子どもたちが住んでいる地域の状況や地域性を把握し、子どもの生活に地域の協力が得られるよう、また子どもが生活する地域の安全・安心を確保し向上していけるよう地域の関係団体と協働を行う。

5 利用率向上のための具体的取組

利用する子どもたちに独自のサービスを提供することで、魅力ある放課後子ども居場所事業であり続けるように努める。

- (1) 正しい言葉遣いを習得するために、「ぼかぼかことば」を増やし「ひえひえことば」を減らす取組を行う。
- (2) 障害のある子どもへの対応や特に配慮を必要とする子どもへの対応等、子ども一人ひとりを大切に支援を行う。
- (3) 児童センターと連携したイベントづくりを実施する。

6 管理運営体制

管理・運営においては、運営規程に定められたとおりに体制を整え、実施する。また、運営規程に定めのないものにおいても、管理・運営に必要な体制については計画し、実施する。

(1) 緊急時を想定した訓練

- ① 火災・地震・竜巻・落雷等の発生を想定して毎月1回避難訓練を実施する。訓練では職員や大人が子どもを守ることはもとより、子ども自身に身を守るための手立てを学んでもらい、緊急時に適切な行動ができるよう取り組む。
- ② 警察や消防、行政等の機関に依頼し、防犯教室や非行防止教室等も実施する。
- ③ 「さいたま市地域防災計画」に位置付けられた洪水浸水想定区域内の施設（大久保小、上里小）においては、「避難確保計画」に基づき防災教育及び避難訓練を年1回以上行う。

(2) 感染症対策

① 施設設備の衛生管理

放課後子ども居場所事業は多人数で生活する場であり、衛生管理を徹底し食中毒や感染症を予防するため、日常清掃を通じて台所用品、冷蔵庫内、食器類、ふきん等の消毒を実施し衛生管理を行う。これらについては「放課後児童クラブ危機管理マニュアル」に則して実施する。

② 日常の衛生管理のための取組

子どもが手洗いやうがい、身体・衣服の汚れへの対応等を 日常的に行うなど清潔を保つための生活習慣を身につけるよう援助し、子どもたちとともに日常の衛生管理に努める。

③ おやつを提供

おやつは材料の選定や保管時の温度管理に加え、手洗い・爪切り・手指消毒、複数名での賞味期限及びアレルギーの確認、腸内細菌検査を実施することで、安全で安心できるおやつを提供する。また、食物アレルギーがあり除去食を必要とする子どもに対し、職員 2 名以上で食材を確認し事故を防止する。

(3) 事故防止対策

- ① ヒヤリ・ハット(事件・事故)報告書を作成し、集計、統計をとるとともに、職員間で共有し対策を講じることで同様の事故の未然防止に努める。
- ② 軽微なけがや体調不良、物損事故など、業務中に発生又は確認されたことを業務日誌等に記録し、検証を行う。
- ③ 事故発生時には「危機管理マニュアル」に基づき、迅速な対応を徹底するとともに、万が一、重篤なケガや急病が発生した場合には、さいたま市の所管課や保健所等関係機関と連携し速やかに対応するとともに原因の究明および再発防止策を講じる。
- ④ 利用者の安全を確保するため、安全計画を策定し、研修及び訓練を実施する。

(4) 業務継続計画の研修・訓練実施

① 感染症対応 BCP

感染症が発生した際の業務継続のための訓練を年 1 回実施し、訓練結果に基づいた感染症対応 BCP の研修や計画の見直しを行う。

② 災害対応 BCP

災害が発生した際の業務継続のための訓練を年 1 回実施し、訓練結果に基づいた災害対応 BCP の研修や計画の見直しを行う。

(5) 人権擁護の取組

虐待防止委員会を設置し、「虐待防止チェックリスト」及び「人権意識振り返りシート」や虐待防止に関する研修等、虐待に係る取組を推進する。

【21】大宮ふれあい福祉センター

1 指定管理期間

令和7年度～令和11年度

2 施設の基本理念

| | |
|------|-------------------------------------|
| 基本理念 | 「市民相互の理解と交流を深めることができる、福祉活動の拠点」を目指して |
| 基本方針 | 福祉活動の拠点としての機能を高めます。 |
| | 市民・福祉団体の交流を支援します。 |
| | すべての市民に分かりやすい福祉関係情報の発信に努めます。 |
| | 福祉活動と地域の住民の交流を促進します。 |

3 今年度の重点取組

| 今年度の重点項目 | 今年度の目標 | 具体的な取組内容 |
|-------------------|---------------------------------------|---|
| 受付サービスの利便性の向上を図る。 | 予約システムの本稼働により、利便性の向上及び申請時等の待ち時間短縮を図る。 | ・予約システムマニュアルの完成及び、操作研修の実施により運用を開始する。 ・予約システムの導入により、利用者が予約状況をホームページから閲覧できるようにする。また、申請書をシステムからデータ出力し、利用者の記入の負担を減らし、利便性を図る。 |

4 サービス向上のための取組

(1) 気持ちよく利用できる環境を整える。

- ① 利用者がホームページから会議室の空き状況の確認を可能にする等、DX化を推進し、スムーズな窓口対応を行う。
- ② 利用において制限が生じないよう合理的配慮に努める。
- ③ 年1回以上接遇チェックリスト・接遇研修を実施し、大宮ふれあい福祉センターの職員としての接遇のスキルアップを図る。
- ④ 事業団主催研修、外部派遣研修等に全職員が年2回以上参加し、窓口対応の専門性を向上させる。

(2) 年中行事やイベントを行い、利用者ニーズに沿った主催事業を行う。

- ① 利用者懇談会を年1回実施し、センター運営に関する意見交換を行い、利用者ニーズや要望に可能な限り対応する。
- ② 地域や福祉関係機関を対象とした事業（ふれあいぱーく、マルシェ等）を実施し、利用者との交流の場を提供する。

5 利用率向上のための具体的取組

(1) 会議室の稼働率を向上させ、収入増を目指す。

- ① チラシやXを利用し、施設のPRや登録団体募集について周知することで、新規利用団体登録数を増やす取組を行い、会議室の利用を増やす。
- ② 中規模修繕前に利用いただき、再開後に利用が無い団体に向けて、再度利用登録や利用について周知する。

(2) 積極的な広報活動を行う。

- ① イベント等のお知らせを週1回以上 X に投稿し、広く大宮ふれあい福祉センターの周知を行う。
- ② 「たより」をホームページと X に掲載すると共に、紙で近隣自治会へ配付し、あらゆる世代へのわかりやすい広報を行う。

(3) 来館者へ周知する。

大宮ふれあい福祉センターに来館された利用者へ、利用登録や他のイベントの実施について周知し、利用を増やす。

6 管理運営体制

管理・運営においては、運営規程に定められたとおりに体制を整え、実施する。また、運営規程に定めのないものにおいても、管理・運営に必要な体制については計画し、実施する。

(1) 緊急時を想定した訓練

- ① 年2回防災訓練を実施する。そのうち1回は大宮ふれあい福祉センターに事務所を置く団体や地域自治会と合同で実施し、未曾有の災害に備える。
- ② 災害時要配慮者優先避難所として、大宮区防災訓練(避難所運営訓練)に参加し、避難所開設の対応に備える。

(2) 感染症対策

不特定多数の方の利用する施設として施設内の環境整備、衛生対策を行うと共に、事業団主催の感染症対策研修に参加し、職員間で伝達研修を行い、感染症の流行等を防止する。

(3) 事故防止対策

- ① 法定点検だけでなく、自主点検(業者委託)、日常巡回点検(1日2回)、定期巡回点検(月1回)を行う。日常巡回点検では、「大宮ふれあい福祉センター点検マニュアル」に則り、建物の破損や汚損だけでなく、体調不良者、不審者・不審物はないかなども確認する。また、AED(3台)についても日常から点検し、万一の時に備える。
- ② 業務日誌等を活用し、危険箇所や不審点について全職員で共有する。
- ③ 「大宮ふれあい福祉センター点検マニュアル」は年1回見直し、事故防止に努める。

(4) 業務継続計画の研修・訓練実施

- ① 感染症対応 BCP
年1回訓練、研修を行い、訓練・研修の内容を踏まえ BCP の内容の検討を行う。
- ② 災害対応 BCP
年1回訓練、研修を行い、訓練・研修の内容を踏まえ BCP の内容の検討を行う。

(5) 人権擁護の取組

事業団主催人権擁護研修、外部の人権擁護研修に参加し、職員間で伝達研修を行い、虐待防止に努める。

7 年間行事等

| 開催月 | 行事名 |
|-----|--------------------------|
| 5月 | 障害者・児アート作品展、土手町1丁目市民清掃活動 |
| 6月 | シニア向け講座、避難訓練、地域清掃活動 |
| 7月 | ふれあいぱく(利用団体共催事業) |
| 8月 | 夏休み小学生向けイベント |

| | |
|-----|--|
| 9月 | 救命救急講習、親子ひろば onSaturday、地域清掃活動 |
| 10月 | 文化作品展、布おもちゃを作ろう |
| 11月 | シニア向け講座、土手町1丁目自治会共催事業「合同防災訓練」、土手町1丁目市民清掃活動 |
| 12月 | 土手町プチマルシェ in ふれセン、地域清掃活動 |
| 1月 | 地域向け講座、利用者・地域等懇談会 |
| 2月 | 親子ひろば onSaturday、地域清掃活動 |
| 3月 | 認知症サポーター養成講座 |
| 定期 | 工房あっぷりけ共催事業「布おもちゃで遊ぼう」（月2回程度）、親子ひろば（月1回） |